

平成29年度版

久留米市男女共同参画白書

(久留米市男女共同参画行動計画平成28年度実施状況)

平成30年3月

久留米市

久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
3. 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)

は　じ　め　に

この白書は、男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざした、第3次久留米市男女共同参画行動計画(平成23年度～32年度)の後半にあたる第2期実施計画(平成28～32年度)の平成28年度の実施状況と平成29年度の実施計画を報告書としてまとめたものです。

また、巻末に久留米市を中心とした女性の現状を表わす統計資料、無料相談一覧及び参考資料を掲載しておりますので、併せて御活用いただければ幸いです。

平成30年3月

久留米市長　大久保　勉

全 体 目 次

I 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画 平成28年度推進状況及び平成29年度実施計画 1
II 女性の現状に関する統計資料	77
III 無料相談一覧	109
IV 参考資料	117

**I 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画
平成28年度推進状況及び平成29年度実施計画**

目 次

1	行動計画の概要	3
	成果指標一覧	4
2	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の平成28年度推進 状況及び平成29年度実施計画	6
3	事業の取組状況	12
	施策の方向Ⅰ 人権尊重と男女平等のための意識づくり	12
	体系表	12
	施策1 男女平等意識の啓発	13
	施策2 男女平等の視点に立った教育の実践	25
	施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	26
	施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	29
	体系表	29
	施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	30
	施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	39
	施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	41
	施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	43
	施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	49
	施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり	55
	体系表	55
	施策1 生涯を通じた男女の健康支援	56
	施策2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	60
	計画推進体制の整備	68
	体系表	68
	1 計画推進体制の強化・徹底	68
	2 推進拠点施設の機能充実	68
	3 市民との協働	68
4	部課別具体的事業一覧	73

1 行動計画の概要

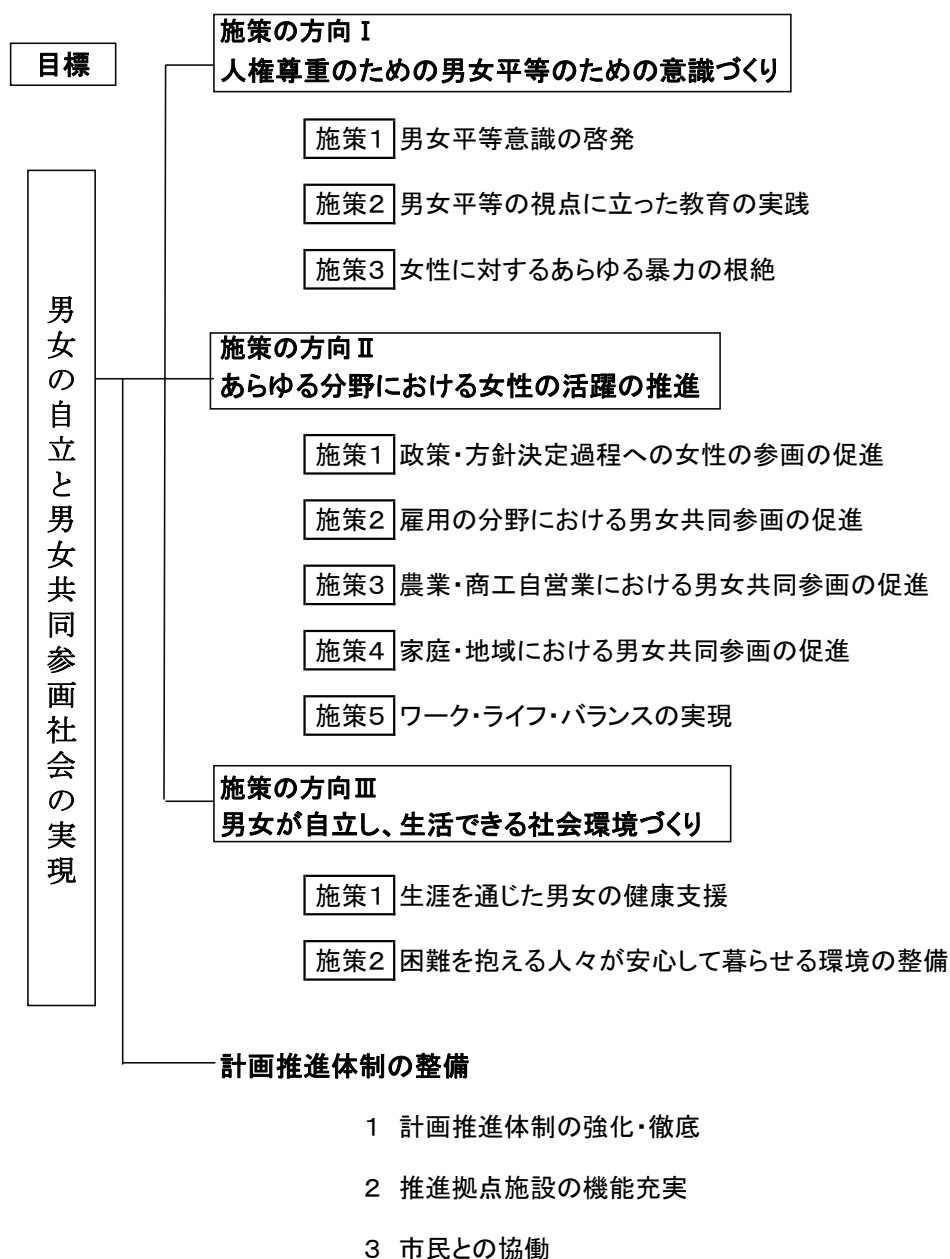
(1)計画の期間

計画の期間は平成23年度から32年度までの10年間にわたるもので、実施計画は5年ごとに策定しており、今回は後期の第2期実施計画（平成28年度～平成32年度）の平成28年度に実施した事業の状況報告である。

また、あわせて平成29年度の実施計画についても報告する。

(2)施策の体系

第3次男女共同参画行動計画の目標である、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」をめざして、3つの施策の方向のもと、様々な施策を推進した。



【成果指標一覧】

施策の方向	施策	成果指標	現状値	H28年度	目標値	担当課
I 人権尊重のための男女平等の意識づくり	1 男女平等意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合」(市民意識調査)	53.4% (H26年度)	- ※H31調査予定	60.0% (H31年度)	男女平等政策課
		男女平等推進センターの認知度 (市民意識調査)	47.4% (H26年度)	- ※H31調査予定	52.0% (H31年度)	男女平等政策課
		男女平等推進センターにおける男女平等に関する講座・講演会等の参加者の男性の割合	29.8% (H26年度)	29.5%	35.0% (H32年度)	男女平等推進センター
		校区コミュニティ組織による委嘱学級における男女平等に関する学習の参加者数	1,217人 (H26年度)	1,210人 (H27年度)	1,340人 (H32年度)	生涯学習推進課
	2 男女平等の視点に立った教育の実践	学校教育の場で平等と感じる人の割合 (市民意識調査)	58.4% (H26年度)	- ※H31調査予定	61.0% (H31年度)	男女平等政策課
		男女平等研修を受講した保育関係者数	480人 (H26年度)	490人	550人 (H32年度)	子ども施設事業課
		教職員に対し、男女平等研修を実施した学校数	28校 (H27年度)	14校	66校 (H32年度)	学校教育課
	3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV被害について「相談しなかった(できなかった)」人の割合(市民意識調査)	46.0% (H26年度)	- ※H31調査予定	40.0% (H31年度)	男女平等政策課
		DVを人権侵害だと認識する市民の割合 (市民意識調査)	81.0% (H26年度)	- ※H31調査予定	100% (H31年度)	男女平等政策課
		テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどの ※メディアにおける女性の性的描写を女性への人権侵害だと認識する人の割合 (市民意識調査)	32.1% (H26年度)	- ※H31調査予定	40.0% (H31年度)	男女平等政策課
		セクシュアルハラスメント防止対策を整備している市内事業所の割合(久留米市雇用実態調査)	51.4% (H26年度)	- ※H29調査予定	55.0% (H32年度)	労政課
	II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 策・方針決定過程への女性の参画の促進	審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.3% (H27.4.1現在)	45.8% (H29.4.1現在)	50.0% (H32.4.1現在)
市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合			7.3% 25.9% (H27.4.1現在)	8.9% 27.2% (H29.4.1現在)	15.0% 30.0% (H32.4.1現在)	人事厚生課
久留米市内の管理職試験受験可能女性教職員に占める受験者の割合			9.6% (H27年度)	9.9%	15.0% (H32年度)	教職員課
2 雇用の分野における男女共同参画の促進		職場で平等と感じる人の割合 (市民意識調査)	18.6% (H26年度)	- ※H31調査予定	25.0% (H31年度)	男女平等政策課
		市内事業所における女性管理職等の割合 (久留米市雇用実態調査)	17.3% (H26年度)	- ※H29調査予定	19.0% (H32年度)	労政課

		男女平等推進センターにおける女性活躍推進事業の講座等の受講者数	— (H26年度)	661人	560人 (毎年度)	男女平等推進センター
3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進		認定農業者における女性農業者の割合 (食料・農業・農村基本計画)	4.2% (H26年度)	5.3%	7.0% (H31年度)	農政課
		女性の起業融資制度利用者数	— (H26年度)	1件	15件(累計) (H32年度)	新産業創出支援課
4 家庭・地域における男女共同参画の促進		家庭生活で平等と感じる人の割合 (市民意識調査)	22.2% (H26年度)	- ※H31調査予定	25.0% (H31年度)	男女平等政策課
		地域活動・社会活動の場で平等と感じる人の割合 (市民意識調査)	31.1% (H26年度)	- ※H31調査予定	33.0% (H31年度)	男女平等政策課
		プレパパママ教室における参加夫婦数	340組 (H26年度)	394組	380組 (H31年度)	健康推進課
		校区コミュニティ組織における女性役員の割合 (正副会長)	14.3% (H27年度)	14.6%	19.0% (H32年度)	地域コミュニティ課
5 ワーク・ライフ・バランスの実現		育児、子どものしつけを「夫と妻が同じ程度に分担している」と答えた人の割合 (市民意識調査)	23.9% (H26年度)	- ※H31調査予定	28.0% (H31年度)	男女平等政策課
		市職員における男性の育児休業取得率	3.4% (H26年度)	6.7% (H27年度)	15.0% (H32年度)	人事厚生課
		ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる企業への助成件数	— (H26年度)	1件	30件(累計) (H31年度)	労政課
		育児休業制度を整備している事業所の割合 (久留米市雇用実態調査)	71.9% (H26年度)	- ※H29調査予定	75.0% (H32年度)	労政課
		介護休業制度を整備している事業所の割合 (久留米市雇用実態調査)	53.6% (H26年度)	- ※H29調査予定	55.0% (H32年度)	労政課
		待機児童数 (くるめ子どもの笑顔プランより)	33人 (H27年度)	78人	0人 (H30.4.1現在)	子ども施設事業課
		学童保育所入所児童数 (くるめ子どもの笑顔プランより)	3,561人 (H27年度)	3,793人	5,500人 (H31年度)	子ども政策課
Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり	1 生涯を通じた男女の健康支援	生活習慣病予防健康診査の受診率 (第2期健康くるめ21より)	8.7% (H26年度)	8.3%	10.0% (H31年度)	健康推進課
		妊婦健診受診率	98.8% (H26年度)	97.3% (H29.3.10現在 ※未確定値)	100% (毎年度)	健康推進課
	2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業率	62.3% (H26年度)	57.7% (H27年度)	65.0% (H32年度)	家庭子ども相談課
		家族介護教室の参加率	69.3% (H26年度)	29.5%	75.0% (H32年度)	長寿支援課

2 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の平成28年度推進状況及び平成29年度実施計画

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 男女平等意識の啓発

○取組状況

全庁的に、男女平等の視点に立った啓発・広報活動に取り組むとともに、男女平等推進センターを拠点に、講座や講演会の開催、情報提供、市民の自主的活動への支援などを通じ、男女平等意識の啓発に努めた。また、久留米女性週間事業をはじめ、市民との協働による啓発を推進した。

○成果と課題

固定的性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等に関する学習や研修を実施することができている。しかし、様々な啓発物での情報提供や研修会実施は一部の市民に限られる場合もあるため、幅広い層、特に男性や若年者への学習や研修の機会を積極的に提供する必要がある。

○平成29年度の取組

男性や若年者の参加を増やすため、市民・地域活動団体、関係課などと連携を図りながら、参加しやすいテーマ設定や、開催日時や広報の方法を工夫し実施する。

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

○取組状況

保育関係者や教職員に対する研修を実施し、男女平等保育を充実するとともに、各学校においては、授業をはじめとする諸活動において、男女共同参画意識の育成を重視した教育を推進した。

○成果と課題

幼児教育・学校教育の場において、それぞれの指導者が男女平等教育を進めるための研修を実施することができた。今後も継続して研修を実施することが必要であり、学んだことを保育・教育の場で効果的に実践するための助言等を行うことも必要である。

○平成29年度の取組

保育関係者や教職員に対し、研修会を計画し実施する。学校においては、各学校の計画書に基づく実施を確認し、指導・助言を行う。

施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○取組状況

市民や地域の団体、企業等に対して、DVやセクシュアル・ハラスメント等の研修の実施、また、ジャーナルや商工労働ニュース、セーフコミュニティ通信等に記事を掲載し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発を行った。また、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の相談を受け、被害者の相談から自立支援まで、関係機関・団体と連携を図りながら、被害者への切れ目のない支援に努めた。

○成果と課題

平成28年度久留米市の総合相談・婦人相談件数は5,449件で、内主訴がDVの相談は1,798件と毎年高い水準で推移している。また、性暴力の相談は248件と平成27年度を大きく上回り、相談窓口の周知が図られてきたものと考えられる。今後も潜在化している暴力の被害者へ相談窓口の周知を図るための工夫が必要である。

○平成29年度の取組

複雑・多様化する相談に対応するために、相談窓口の周知や相談体制の充実、関係機関・団体との連携を強化し、DVや性暴力被害者の相談から自立支援まで、被害者の立場に立った支援の充実に取り組む。

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

○取組状況

市の審議会等への女性委員の登用や、市職員における女性役職者の積極的な登用を進めてきた。

また、意思決定過程への女性の参画を促進するため、人材育成や情報の提供等に取り組んだ。

○成果と課題

審議会等委員に占める女性委員の割合は、条例に基づくものと設置要綱等によるものを合わせて全体では45.8%（平成29年4月1日現在）と前年同様の高い登用率を達成することができた。全ての審議会等において男女の委員数がほぼ同数となることを目指し、引き続き女性委員の登用を促進するとともに、逆に男性の割合が低い審議会等については男性委員の発掘・登用に努める。

市職員の女性の役職者への登用は着実に進み、女性役職者の比率は管理職8.9%、監督職27.2%（平成29年4月1日）と年々増加している。

○平成29年度の取組

女性委員の登用促進にあたっては、女性人材の育成や取り組みへの理解促進、女性の登用

などについての関係機関への働きかけ、ロールモデルの発掘や活躍事例の紹介などに努めていく。

市職員においては、柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用や人事交流等によるロールモデル人材の受け入れ、キャリア研修等の実施について重点的に取り組んでいく。

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

○取組状況

事業主及び労働者に対し、労働関係法令に関するセミナーの実施や市広報紙等を活用した啓発、女性の人材育成・能力活用に関する情報提供等を行ったほか、女性への就業支援を行った。

事業者の男女共同参画推進状況調査をするための調査票を作成し、入札参加資格申請の際に提出してもらうようホームページに公表した。

○成果と課題

事業主及び労働者に対し、男女共同参画についての理解を深めるための啓発を実施した。女性自身がエンパワーメントできるよう、国や県等の関係機関と連携し、継続して情報発信・啓発を行っていくことが必要であり、すべての労働者に情報が届くようにしていくことが課題である。

○平成29年度を取組

女性活躍推進法や各種ハラスメントセミナー、女性管理職養成講座等の実施、国や県と連携した相談事業の実施、また商工労働ニュース等での啓発事業を行う。

男女共同参画推進状況調査の結果により、事業者の課題を探り、次年度以降の施策に反映できるよう分析を行う。

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

○取組状況

農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成を図るため、女性認定農業者・家族経営協定申請を推進した。また女性農業者リーダー育成研修事業・活動支援事業を実施した。

起業家セミナーや創業支援イベント1,000人女子会を開催し、起業を目指す女性の支援を行った。各商工団体に対し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを働きかけるとともに、事業者に対して広報紙等による啓発を行った。

○成果と課題

女性認定農業者の割合は、若干増加したものの4.5%に留まっており、今後も家族経営協定の推進とともに認定農業者への共同申請を促進することが必要である。

起業家セミナーは、12人の参加、1,000人女子会は631人の参加、起業支援セミナーは延113人の参加があり、起業のための基礎知識の習得や女性同士のつながり作りへの支援を行

うことができたが、今後はさらに起業を目指す女性への融資制度の紹介や対象者の拡大等支援体制の拡充が必要である。

○平成 29 年度の取組

農業については、女性農業者リーダー養成事業等の実施により、農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成などに取り組む。

商工自営業は、商工労働ニュースや商工団体機関誌へ記事を掲載し、男女共同参画社会の意義の普及・啓発を行い、意識改革を促していくとともに、起業家セミナーや女性起業家支援イベントを実施し、起業を促進するための支援体制を拡充する。

施策 4 家庭・地域における男女共同参画の促進

○取組状況

男性の料理教室やプレパパママ教室、仕事と子育て両立支援推進セミナー等を実施し、男女共同参画の必要性の理解を促進し、家庭や地域活動における男性の参画を促した。

校区コミュニティ組織において、男女共同参画に関する研修会を実施し、意識啓発を行った。

○成果と課題

男性の家事・育児参画のための事業を実施することができた。今後は講座の日時や講座内容・広報活動の工夫を行い、より男性が参加しやすいようにする必要がある。

校区コミュニティ組織の研修は 34 回実施し 608 人の参加であった。2 年間で全ての校区コミュニティ組織で研修を実施した。今後はまちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織と意見交換会を行い、男女共同参画の取り組みに向けた支援の検討が必要である。

○平成 29 年度の取組

男性向けの料理教室や子育てセミナー等工夫しながら実施し、男女がともに家庭責任を果すことができるように、男性の家庭生活におけるスキル向上のための支援や意識啓発に取り組む。

校区コミュニティ組織等の役員への女性登用の働きかけや啓発、女性リーダーの育成などを通じて、まちづくりや地域活動における男女共同参画を促進する。

施策 5 ワーク・ライフ・バランスの実現

○取組状況

企業を対象とした両立支援推進セミナーやふるさと農業まつりなどにより、ワーク・ライフ・バランスの浸透に向けた啓発や情報提供を行った。また、ワーク・ライフ・バランス助成を行い男女の家庭と仕事の両立支援を行った。

その他、保育所の定員増や多様な保育サービスの実施、学童保育所の充実等、多様な保育

サービスの提供を行った。

○成果と課題

両立支援推進セミナーは61人(うち男性27人)の参加があり企業の意識向上を図ったが、ワーク・ライフ・バランス助成の申請件数が少ないため、原因を分析した上で申請件数を増やし、男女の仕事と家庭の両立支援拡充を図る。

保育所の施設整備や多様な保育サービスの実施、また保育所・学童保育所の定員増ができています。しかし、保育士不足のため、実施困難な事業があり、保育士の確保が課題である。

○平成 29 年度の取組

市民や事業者等に対して、従来の仕事中心の意識や生き方から、仕事と家庭生活の調和の取れ

た生き方への転換を促すような意識啓発や働きかけを行うとともに、仕事と家庭の両立支援など、多様な働き方を可能とする環境整備に取り組む。

保育所待機児童解消のため、保育士確保事業を実施し、施設整備の充実を図る。

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり

施策 1 生涯を通じた男女の健康支援

○取組状況

男女が生涯にわたり健康な生活を営み、状況に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報提供・啓発を行い、各種健康診査や相談等を通じて健康の保持・増進を支援した。

こころの健康支援として平成 28 年 8 月「こころの相談カフェ」を開設した。

○成果と課題

妊婦健康診査の受診率は 100%と高く、性感染症の検査件数も平成 27 年度より増加している。

しかし、生活習慣病予防健康診査受診率は 8.6%と低い状況にある。引き続き、受診率の向上を図るとともに、健康づくりに関する相談や啓発・情報提供などを行っていくことが必要である。

「こころの相談カフェ」は 34 回実施 106 件の相談を受けている。

○平成 29 年度の取組

女性が心身の健康に関して、自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、セミナー等を実施する。また、健診受診率の向上のため、市民への効果的な普及啓発に努める。

施策 2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

○取組状況

子育て中の人、ひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人など、様々な困難を抱え社会的配慮を必要とする男女が、経済的・生活的・精神的に自立した生活を送ることができるように、社会参画支援、介護体制の充実、自立生活支援等に取り組んだ。

○成果と課題

子ども子育て支援総合相談事業を実施し、600件の相談があり、必要に応じ関係部局と連携し支援を行った。今後さらに関係部局や機関の支援へつなぐための連携強化が必要である。

ひとり親家庭に対する就業支援事業の実施により、高等学校職業訓練促進給付金事業対象者14人の就職・進学率が100%となった。今後は制度の周知と関係機関との連携強化が必要である。

障害者やその家族の総合的・専門的相談の支援の充実を図るため、基幹相談支援センターを7月に4カ所開設し、4,080件の相談があった。今後は困難事例への体制の強化が必要である。

高齢者や介護者の相談支援のため、平成28年度北第2地域包括支援センターを開設し、日常生活圏域における相談体制の充実を図った。(11圏域中9カ所開設)

○平成29年度の取組

各事業の市民への周知を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。

地域包括支援センターを、今年度中に全ての日常生活圏域に開設する。

計画推進体制の整備

○取組状況

庁内推進組織である男女平等政策会議において、施策の総合調整を行うとともに、部局相互の連携・調整を図りながら、計画の着実な推進を図ってきた。

また、男女共同参画の視点に立った行政運営を目指し、DVをテーマとした研修や階層別研修、外部講師を招いた課題研修を実施した。

○成果と課題

男女平等問題研修は、全部局において50回実施2,372人が参加した。市職員の意識調査では、研修の受講回数が増えるほど固定的性別役割分担意識に「同感しない」割合が高くなっており、今後も継続的に研修の機会を確保することが重要である。

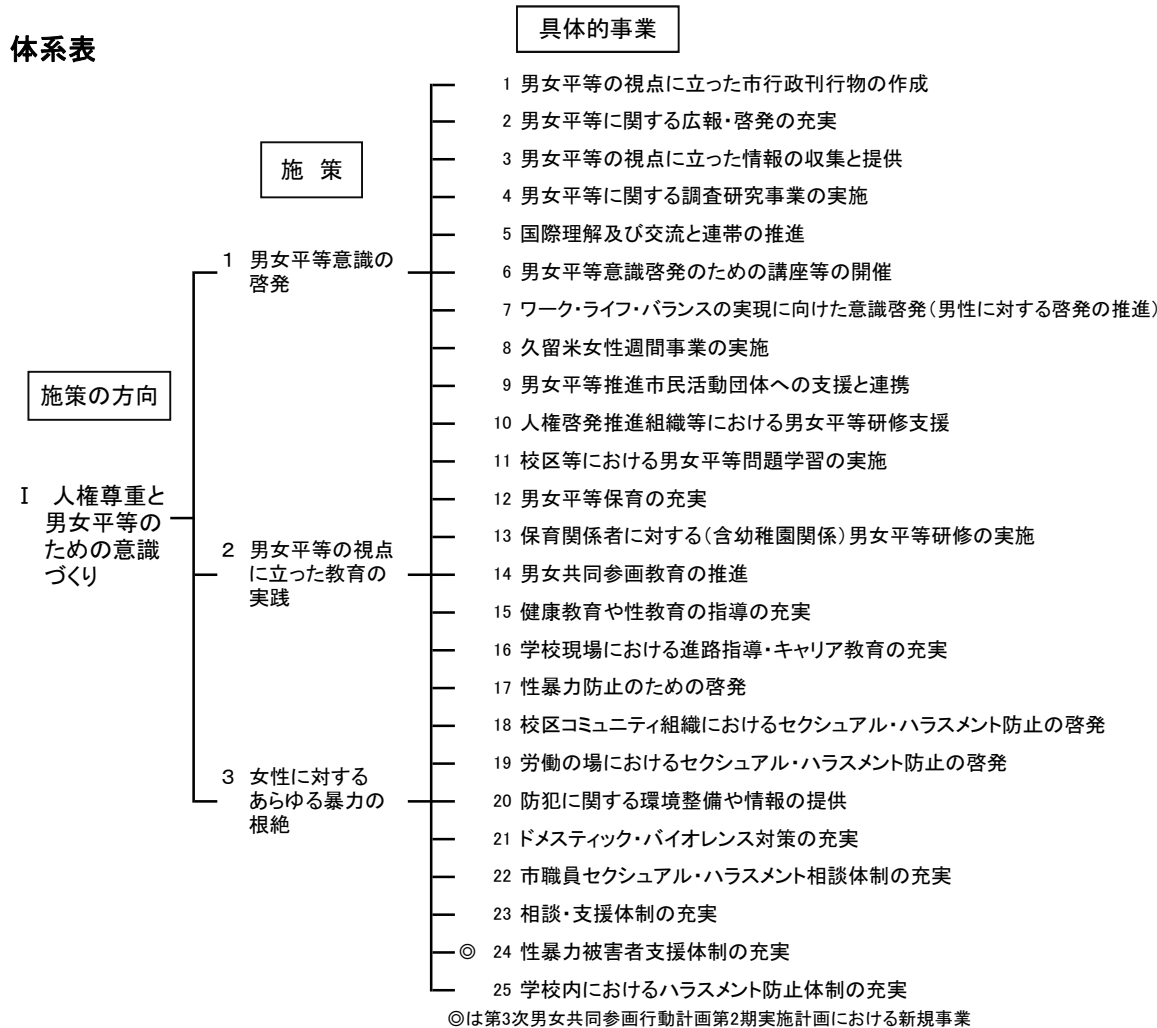
○平成29年度の取組

男女平等政策会議や男女平等政策審議会等の運営をとおり、行動計画を着実に実施する。

平成29年度は、「メディアとジェンダー」をテーマに男女平等問題研修を実施する。

3 事業の取組状況

施策の方向 I 人権尊重と男女平等のための意識づくり



予算額及び決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

○事業番号1「男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成」について、印刷費は除く

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
 (施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課	
●男女平等の視点に立った情報の収集と提供									
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集 【実績】 男女平等の視点を踏まえた作成編集を行った。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集 【実績】	-	-	全庁 (総合政策部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続して行う。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 刊行物の表現内容については、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・久留米市役所職員採用パンフレット	【計画】 掲載する職員の性別に偏りがないように配慮する。 【実績】 刊行物を作成していない。	【計画】 掲載する職員の性別やレイアウトに偏りがないようにする。 【実績】	-	-	全庁 (総務部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 作成する際は、男女平等の視点から配慮をする。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 啓発チラシや報告書等の作成の際には男女平等の視点に立ったイラストや色使いに配慮する。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成 【実績】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成ができた。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成 【実績】	-	-	全庁 (協働推進部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等の視点を踏まえた編集、作成を行う。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 刊行物の作成にあたっては男女平等の視点に立ち、表現やイラストなどに特に注意を払い作成に努める。	【計画】 男女平等の視点を踏まえ、固定的性別役割分担にあたらぬよう、イラストや配色に留意して、編集、作成する。 【実績】 パンフレット中のイラストや配色も男女の固定的性別役割分担にあたらぬよう、偏りがないように留意し作成した。	【計画】 男女平等の視点にたち、刊行物を編集、作成する。 【実績】	-	-	全庁 (市民文化部)	
			【活動指標・当初値】 男女平等の視点に立った刊行物の作成	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等に向けた行動につながるよう、内容を充実していく必要がある。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 パンフレット等の作成時には、社会的差別の視点に配慮し、イラストや配色など特に注意を払う。 ・エイズ予防パンフレット ・けんしんガイドブック ・国保のしおり ・くるめ市の国保 ・口座振替勸奨チラシ	【計画】 男女平等の主旨を踏まえた編集・表現 【実績】 パンフレットやチラシ等の作成にあたっては、男女平等の主旨を念頭に、「行政刊行物における表現の手引き」を参考にして、イラストや配色など、固定的性別意識にあたらぬよう注意した。	【計画】 固定的性別意識にあたらぬ視点をもって、刊行物の企画・表現・校正を行う。 【実績】	-	-	全庁 (健康福祉部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、固定的性別意識の視点に立って、印刷物の作成を行うために、担当する職員へ「表現の手引き」の周知を行う。	【課題・今後の方向性】				
【取組内容】 チラシ・パンフレット等の作成にあたっては、「表現の手引き」を活用し、男女平等の視点に立って作成する。	【計画】 ・くるめ子育てマップ等の作成 【実績】 子育て経験者等の市民編集員の協力を得ながら、子育て便利マップを13,000部作成。作成にあたっては、男女平等の視点に立ち、掲載内容、イラスト、写真などに配慮した。	【計画】 子育て便利マップ等、チラシ・パンフレット等の作成にあたっては、男女平等の視点に立ち、作成する。 【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)				
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、チラシ・パンフレット等の作成にあたっては、男女平等の視点に立って作成する必要がある。	【課題・今後の方向性】							

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 環境啓発冊子における用語やイラストなどの表現について、男女平等の視点に立って作成する。	【計画】 男女平等の視点に十分配慮した「環境問題特集号」、リサイクルニュース」、「わたしたちのごみ」等の作成	【計画】 男女平等の視点に十分配慮した広報紙等の作成 環境部広報紙等を作成する際に、イラストや表現について男女平等の視点に立って作成する。	-	-	全庁 (環境部)
				【実績】 用語やイラストなどの表現について、男女平等の視点に立って作成した。 チラシ・パンフレット等、男女平等の視点に立ち、十分に配慮して作成した。	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 性別によって役割を分けるような表現を避けるようにする。 今後も男女平等の視点に留意したチラシ、パンフレット等の作成に努める。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各種チラシやパンフレット等の作成にあたっては、表現の手引きに倣い男女平等の視点に立って作成を行い、複数の職員により確認を行う。	【計画】 ・第3次久留米市食育推進プラン ・イベント等チラシ	【計画】 就農の手引き、パンフレットやチラシを作成する際は、行政刊行物における表現の手引きを参考にし、男女平等の視点に立って作成する。	-	-	全庁 (農政部)
				【実績】 チラシやパンフレット作成の際には、表現内容やイラストが男女の固定的性別役割分担の意識を助長しないよう配慮した。 (農業まつり・よかもんマルシェ等のチラシ・くる農のパンフレット等)	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・継続して留意し作成する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 「商工労働ニュース」や各種チラシを市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【計画】 ・「商工労働ニュース」発行年4回、各9,000部作成	【計画】 ・「商工労働ニュース」の発行年4回、各9,000部作成	-	-	全庁 (商工観光労働部)
				【実績】 「商工労働ニュース」等の各種刊行物を男女平等の視点に立って作成した。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等の視点に留意し刊行物を作成していく。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各課の計画を作成する際は、市作成の「表現の手引き」を踏まえ作成する。また、複数の職員によるチェックを行うとともに、男女平等政策課へ適時相談を行う。	【計画】 今後作成する計画のイラストについては、男女平等の視点に立った作成及びチェック等を行う。	【計画】 今後作成する計画のイラストについては、男女平等の視点に立った作成及びチェック等を行う。	-	-	全庁 (都市建設部)
				【実績】 計画やチラシ等のイラストについて、男女平等の視点を持って作成した。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】引き続き、男女平等の視点を持って作成、チェックを行う。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 田主丸だよりや各案内チラシ、ポスター等作成のイベントのチラシ作成にあたっては、「表現の手引き」を活用し、男女平等の視点にたち、内容やイラストなどの表現に配慮する。	【計画】 ・田主丸だより発行(月1回 6,500部) ・人権啓発事業等のイベントのチラシ(随時)	【計画】 ・たぬしまるだより発行(月1回 6,500部) ・人権啓発事業等のイベントのチラシ(随時)	-	-	全庁 (田主丸総合支所)			
	【実績】 たぬしまるだよりや人権啓発事業チラシ等の作成にあたっては、男女平等の視点に立ち、表現に留意し作成した。	【実績】						
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等の視点に立ち、刊行物を作成していく。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 北野地域広報紙(コスモス通信)やイベントや各種教室のチラシ作成にあたっては、「表現の手引き」を活用し男女平等の視点に立ち、内容やイラストなどの表現に配慮する。	【計画】 ・北野地域広報紙(コスモス通信)発行 月1回、5,600部 ・イベントや各種教室のチラシ作成(随時) 【実績】 作成にあたっては、男女平等の視点に立ち、内容やイラストなどの表現に配慮して作成した。	【計画】 ・北野地域広報紙(コスモス通信)発行 月1回、5,600部 ・イベントや各種教室のチラシ作成(随時) 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き男女平等の視点に立った表現やイラストを考慮し作成する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【取組内容】 地域広報誌「インガット通信」や各種チラシ・パンフレットを市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立ち、作成する。	【計画】 (地域広報誌・チラシ作成の際)表現などに配慮しながら、男女平等の視点で作成する。 【実績】 地域広報誌やチラシ作成の際に、男女平等の視点に立った表現やイラストを用いた。	【計画】 城島地域広報誌発行(インガット通信 毎月) 講演会等各種チラシ(随時) 【実績】	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き男女平等の視点に立った表現やイラストを考慮し作成する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【取組内容】 地域情報誌や各種チラシ作成の際、男女平等の視点に配慮し作成する。	【計画】 男女の固定的役割分担にとらわれないよう作成に配慮する。 【実績】 ・三潞地域情報誌たまらくんだより発行(月1回5,700部) ・人権啓発事業チラシ等の作成時、男女平等の視点に立ち、内容やイラスト等の表現に配慮して作成した。	【計画】 ・たまらくんだより発行(月1回5,700部) ・人権啓発事業等のチラシ配布(随時) 【実績】	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【活動指標・当初値】 男女平等の視点配慮し、作成に配慮する。	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等の視点に立ち、内容やイラスト等に配慮し作成する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【取組内容】 刊行物を発行する際は、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【計画】 久留米の水だより発行(年3回) 【実績】 久留米の水だより発行(年3回)	【計画】 久留米の水だより発行(年3回) 【実績】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女平等の視点に立って、写真・イラストを掲載する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (教育部)
			【取組内容】 教育部で作成し学校や家庭に配布するパンフレットについて、男女平等の視点に立った表現に留意する。	【計画】 ・第3期教育改革プラン ・くるめっ子通信 など 【実績】 第3期教育改革プラン及びくるめっ子通信等を発行した。	【計画】 くるめっ子通信(年2回) 【実績】	-	-	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】 写真や文章等で、男女平等の視点に欠く表現をゼロにする。	【課題・今後の方向性】 引き続き写真やイラストで男女平等の視点を欠く表現が無いように留意していく。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
【取組内容】 刊行物の作成にあたっては男女平等の視点に立って、表現やイラストに注意して作成する。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成 ・学習の記録 【実績】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成を行った。 ・学習の記録	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成 ・学習の記録 【実績】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)			
【活動指標・当初値】 男女平等の視点に立った刊行物の作成	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等の視点を踏まえた編集、作成を行う。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	<p>【取組内容】 農業委員会業務の広報・啓発を図るための「農業委員会だより」やチラシ等を作成する際に、男女平等の視点に立ち、内容やイラスト選定等に留意し作成する。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【計画】 ・農業委員会だより発行 年2回 各20,000部 ・広報くるめ等への掲載</p> <p>【実績】 農業委員会だより 年2回 20,000部発行 広報くるめ 年2回掲載(ほっとラインは除く) 作成にあたっては、男女平等の視点をふまえ、イラストや配色等が固定概念にとらわれないよう意識した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 引き続き男女平等の視点に立った刊行物の発行を実施していく。</p>	<p>【計画】 ・農業委員会だより発行 年2回 各20,000枚 ・広報くるめ等への掲載</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
2	男女平等に関する広報・啓発の充実	広報くるめを始め、各種媒体を活用し、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発を進める。あらゆる機会をとらえ、女性憲章や男女平等を進める条例の趣旨の周知・浸透を図る。	<p>【取組内容】 男女平等を進める条例や女性憲章を周知するとともに男女共同参画に関する理解を深めるため、下記により広報・啓発を行う。 ・条例パンフレットの作成・配布 ・広報くるめや啓発資料等への掲載</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・広報くるめへの掲載</p> <p>【実績】 ・条例パンフレットの配布 ・条例パンフレットへの音声コード添付 ・広報くるめ5/15,8/1,3/1号</p> <p>【課題・今後の方向性】 今後もあらゆる機会を活用して、啓発を実施する。</p>	<p>【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・広報くるめへの掲載</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	-	-	男女平等政策課
			<p>【取組内容】 センター事業の広報、啓発を目的に、情報発信機能の充実を図る。 ・広報くるめを始め、ホームページやメール等による情報発信 ・広報紙「男女平等推進センタージャーナル」を発行し、団体・機関、個人の情報提供希望者に配布</p> <p>【活動指標・当初値】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部</p>	<p>【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部</p> <p>【実績】 センターの男女平等啓発への取り組みや催しについて、下記のとおり周知・情報発信を行った。 ・「男女平等推進センター・ジャーナル」を発行。(年3回各2,500部) 音声コードを添付し、団体・機関、個人の情報提供希望者に配布。 ・センターが発行するチラシや広報紙にセンターホームページのQRコードを添付し、ホームページへとつなげることで情報の充実を図った。 ・情報提供希望者や市職員に対して、メールやインターネット「くるめーる」を活用した情報提供を行った。(情報提供者数郵送281人、メール168人) ・男女平等に関する講座や催しの情報を市を中心とするインターネットで発信し、適宜新聞、情報誌等へ情報提供した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 ・読みやすくわかりやすい紙面づくり ・ホームページによるタイムリーな情報の掲載 ・多様化する情報取得の方法やニーズに合わせた広報媒体の活用 ・様々な機会を捉えた情報発信</p>	<p>【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	211	212	男女平等推進センター
			<p>【活動指標・当初値】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部</p>	<p>【課題・今後の方向性】 ・読みやすくわかりやすい紙面づくり ・ホームページによるタイムリーな情報の掲載 ・多様化する情報取得の方法やニーズに合わせた広報媒体の活用 ・様々な機会を捉えた情報発信</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供を行うとともに、男女共同参画週間、久留米女性週間記念事業、女性に対する暴力をなくす運動期間等の男女平等に関する啓発事業と連動させた企画展示を定期的に実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行う。	【取組内容】 男女平等問題関連の図書や資料・DVDを収集し、市内図書施設と連携して情報提供を行う。 久留米女性週間記念事業等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し来場者に向けて男女平等意識の啓発を行う。 男女平等に関する啓発事業と連動した企画資料やパネル展示を行う。	【計画】 男女平等に関する情報の提供 啓発パネルの常設設置 【実績】 ・センターの図書情報を市内図書館と連携し情報提供。(3月末現在蔵書数31,887冊。 図書・雑誌・ミニコミ誌・女性関連行政資料・女性問題関連図書資料・ビデオ・DVD・新聞等) ・上映会を10回開催(延参加者数1,344名)。男女共同参画等について啓発を行うと共に図書情報ステーションの利用促進につなげた。 ・図書情報ステーション内に啓発パネルを常設。また、イベント時に啓発パネル展示を行った。	【計画】 男女平等に関する情報の提供 啓発パネルの常設設置 所蔵の絵本を活用した意識啓発事業の実施 【実績】	3,474	3,640	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 図書情報ステーションの情報収集・発信機能の充実を行うとともに、専門図書施設としての認知度を上げ、利用促進を図る。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等推進センターと連携し、男女平等問題に関する企画、展示を行なう。	【計画】 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の期間に企画展を行なう。 【実績】 年2回企画展示実施(H28.6、H28.11)	【計画】 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の期間に企画展を行なう。 【実績】			
【活動指標・当初値】 企画展の実施	【課題・今後の方向性】 引き続き年2回の企画展示実施予定(H28.6、H28.11)	【課題・今後の方向性】						
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	長期的に取り組むべき課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	【取組内容】 第2次DV対策基本計画に基づきセンター調査研究事業を行う。	【計画】 委員3名、会議開催6回 ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・聴覚障害者のためのDV資料の検討 ・啓発ポスターの作成 ・医療関係者向けマニュアル概要版の作成 【実績】 第2次DV対策基本計画に基づくセンター調査研究事業として専門家・市民グループ・関連機関担当者等により構成されるワーキンググループをつくり実施。 ・DV被害者支援システムづくりプロジェクト(委員3名、4回実施) ①専門職携帯用DV防止カードの検討 ②視覚障害者用点字DV防止カードの検討 ③DV防止ポスターの作成・配布 ④医療機関向けDV被害者対応マニュアル概要版の作成・配布	【計画】 委員3名、会議開催6回 ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・視覚障害者用点字DV防止カードの作成・配布 ・暴力を容認しない意識作りのための啓発物の検討 【実績】	90	135	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 委員3名、会議開催6回(27年度) ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・聴覚障害者のためのDV資料の検討 ・啓発ポスターの検討 ・医療関係者向けマニュアル概要版の検討	【課題・今後の方向性】 第2次DV対策基本計画に基づく啓発プログラムや支援システム開発の取り組み	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
5	国際理解及び 交流と連携の 推進	外国人からの相談や国際的な視点 での講座の実施、情報収集・提供な どを通して、市民の活動を支援し、 国際理解と交流を深める。	【取組内容】 ・外国人女性が言葉の壁なく 相談できるよう、当事者の要 望に応じて通訳事業を実施 ・国際的な視点での映画上映 の実施 ・国際理解を深めるために諸 外国の男女平等関連図書や 情報の収集、提供 ・市民との協働事業「くるめ フォーラム」において国際的 支援を行う民間団体を実行 委員やバザー参画の働きか け 【活動指標・当初値】 通訳4回 (27年度)	【計画】 外国人相談における通訳事 業の実施 女性に対するDVや人権問 題に関する内容の映画上映 【実績】 ・通訳事業の実施(1回) ・女性へのDVや人権問題に 関する上映会の実施(全10 回、延参加者数1,345人) ・ラブ・グリーン(LGN)アジアの 子どもと女性教育基金の会 (AWCEF)研修会に職員を派 遣(8/24、10人) ・JICA九州主催・聖マリア学 院大学受託研修に職員を派 遣(11/16,23人) ・JICA九州主催民間団体受 託研修に職員を派遣(2/9、15 人) 【課題・今後の方向性】 ・外国人相談者への窓口周 知、安心して相談できる環境 づくり ・国際的な視点からの情報提 供、事業実施	【計画】 外国人相談における通訳事 業の実施 女性に対するDVや人権問 題に関する内容の映画上映 【実績】 【課題・今後の方向性】	5	79	男女平等推進 センター
● 講座・講演会等による意識啓発								
6	男女平等意識 啓発のための 講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人 に対して、長年すり込まれてきたジェ ンダーに基づく固定的性別役割分 担意識を解消するとともに、男女の 経済的・社会的・生活的自立を図る ための講座・講演等を開催し、男女 平等への理解を深める。	【取組内容】 関係機関・団体と連携し、啓 発講座や研修を実施。 ①女性・男性問題に気づき、 意識を変え、新しい視点を獲 得していくための研修 ②個々の女性・男性が本来 もっている力を引き出し、直 面するさまざまな問題を自分 で解決するための力をつける 講座 【活動指標・当初値】 ・男女共同参画週間記念講 演会(51人) ・学生対象のデートDV防止 啓発講座(8校1,072人) ・地域啓発講座(5回91人) ・次世代男女共同参画推進 事業(74人) ・育児ママのじぶん計画セミ ナー(5回72人) ・女性のための政策参画講座 (9回260人) ・男性の生き方支援講座(2回 28人) (27年度)	【計画】 ・男女共同参画週間に合わ せた記念事業実施 ・若年層や地域を対象に啓発 講座の実施 ・女性の経済的・社会的・生 活的自立を図る講座の実施 【実績】 ①女性・男性学:基礎理論編 女性・男性問題に気づき、意 識を変え、新しい視点を獲得 していくための研修 ・男女共同参画週間記念事 業(42人) ・次世代男女共同参画促進 事業(46人) ②女性・男性学:実践・表現 編 個々の女性・男性が本来も っている力を引き出し、直面す るさまざまな問題を自分で解 決するための講座 ・育児ママの自分計画セミ ナー(延73人) ・女性のための政策参画講座 (延113人) ・女性のための政策参画講座 [地域版](延150人) ・男性の生き方支援講座(32 人) ・生涯を通じた男女の健康づ くりセミナー(61人) ③公的関係機関や事業主の ための研修会 ④図書関連講座 ・メディア・リテラシー講座(26 人)	【計画】 ・関係機関・団体との連携・協 働による多方面からの事業展 開 ・若年層や地域を対象に市民 との協働による啓発講座の実 施 ・女性の経済的・社会的・生 活的自立を図る講座の実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	1,290	1,556	男女平等推進 センター

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課	
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 ・人権問題の一環として、男女平等に関する講座を開催する。また、指定管理者(生涯学習センター)主催講座においても、男女平等に関する講座を開催する。	【計画】 ・なるほど人権セミナーの実施 ・生涯学習センター主催講座の実施 【実績】 ・主催事業で男女平等についての学習機会を提供した。(生涯学習センター) ・全市民対象「なるほど人権セミナー」(8回シリーズ)第4回に「女性の暮らしと権利 昔と今、そして未来へ」と題し、女性の権利獲得に関するテーマで実施した。(生涯学習推進課)	【計画】 ・生涯学習センター主催講座の実施。(一回定員72人) ・なるほど人権セミナーにおいて、男女平等に関する講座を実施する。(生涯学習推進課) 【実績】	69(生涯学習センター) 645(生涯学習推進課)	105(生涯学習センター) 813(生涯学習推進課)	生涯学習推進課	
			【活動指標・当初値】 ・実施	【課題・今後の方向性】 ・次年度も継続的に実施(生涯学習センター) ・男女平等についても市民の意識をさらに高める必要がある。関係課との連携を深める必要がある。(生涯学習推進課)	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 男女平等への理解を深め、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座を実施する。	【計画】 田主丸生涯学習センター講座として「男女共同参画講座」を実施する。 【実績】 落語(講座)を実施し、35名のうち7名の男性参加があった。	【計画】 田主丸生涯学習センター講座として、理解を深めるための講座等を開催する。 【実績】	13	13	田主丸総合支所文化スポーツ課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後継続して講座を実施していく。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 【実績】 「男女共同参画講座 孫育のはなし」実施。性別・年齢に関わらず幅広い参加があった。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 【実績】	13	20	北野総合支所文化スポーツ課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も身近な事柄から男女平等への理解を深められるような講座を実施する。	【課題・今後の方向性】				
		【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 城島生涯学習センターの主催講座であるリフレッシュセミナーの8月講座として、男女平等推進センターの地域版講演会に受講生が参加する。 【実績】 男女平等推進講座としてエツ料理教室、スパイシーカー講座・スイーツ講座の3講座を実施し45名参加。 8月17日開催の男女平等推進センター地域版講演会にリフレッシュセミナーとして51名参加。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 城島生涯学習センター主催講座リフレッシュセミナーの9月講座として、男女平等推進センターの市民サポーターによる男女共同参画の講座を実施する。 【実績】	31	31	城島総合支所文化スポーツ課		
		【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後もよりいっそう男女平等への理解を深めるため、関係課との連携を図り、身近な事柄を題材に、開催日時や広報を工夫することにより参加しやすい講座を企画、実施する。	【課題・今後の方向性】					

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座・講演等を実施する。	【計画】 理解を深める講座等を開催 【実績】 男女共同参画講座の開催 ・平成28年11月24日 お片づけ講座 ・平成28年12月8日 らくらくお掃除講座	【計画】 前年同様、男女平等への理解を深める為の講座等を実施する。 【実績】	33	10	三浦総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 年数回程度実施	【課題・今後の方向性】 多くの男性に参加いただくような日時、広報を引き続き工夫していく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施 【実績】 子育て期の男性や夫婦を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座等を実施。男性にとつての男女共同参画の意義を理解する内容に努めた。(32人) また、講座実施を土曜日など参加しやすい日程にする等の配慮も行った(男性が参加した講座数77講座、参加者数1,258人)。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ・男性の生き方支援講座(2回28人) (27年度)	【課題・今後の方向性】 魅力ある講座の開催 啓発事業への男性の参加促進	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。	【計画】 仕事と子育て両立支援推進セミナー 【実績】 仕事と子育て両立支援推進セミナーのテーマを「働き方改革で組織の生産性と業績の向上」として開催した。 参加:61人(うち男性27人)	【計画】 雇用・就労推進協議会の参加団体である商工会・経済団体で取り組み部会を設置し、勉強会や講演会を実施する。 【実績】	965	303	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、男性が参加しやすいテーマ設定や広報を行い、事業を実施する。	【課題・今後の方向性】			
●市民との協働による啓発の推進								
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くろめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に、固定的性別役割分担意識の解消を図るため下記のとおり啓発を行う。 (女性憲章や男女平等を進める条例の啓発等) ・本庁、えーるピア久留米:くろめフォーラムの会場(懸垂幕掲揚) ・本庁、総合支所(のぼり旗掲揚) ・総合支所、市民センター(公用車ボディパネル掲示) ・本庁、総合支所、市民センター	【計画】 ・女性憲章や男女平等を進める条例の啓発等 ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示 【実績】 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行った。 ・本庁、各総合支所や市民センター等で懸垂幕やのぼり旗を掲揚した。 ・公用車ボディパネル掲示	【計画】 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行う ・フォトコンテストの実施 ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示 【実績】	212	11	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 啓発の強化	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
 (施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に市民との協働にて記念事業「くるめフォーラム」を開催。男女平等意識の啓発とともに団体・グループや個人の情報交換と交流を図る。 《実施事業》 記念、映画、市民企画、展示パザール	【計画】 延参加者 5,400人 【実績】 くるめフォーラム2016(9/23～10/7) 一人ひとりの個性が尊重され、人権が保障される男女平等な社会づくりを進めることを目的に、市民団体が中心となって実行委員会(33団体、45人)により実施。 ・全体テーマ「人」「ひと」の尊重 平和なくらし ・内容 記念講演「女性が活躍する社会に向けて～私が伝えてきたこと、いま伝えたいこと～」 国谷裕子(キヤスター) 映画上映「愛しき人生のつくりかた」 市民企画(15企画うち3企画は地域会場で実施) 展示(9団体) パザール(21団体) 延べ参加者数6,190人	【計画】 ・幅広い層の参加者及び実行委員の確保 ・延参加者 5,400人 【実績】	2,642	2,650	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 延参加者 5,287人(27年度)	【課題・今後の方向性】 男女共同参画の視点をふまえて、多くの参加者が見込める集客力のある企画が必要である。 若い層や男性が参加促進に繋がる広報の仕方や会場づくり 実行委員会の新たな人材の育成と確保	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 久留米女性週間の際に、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等により周知啓発を行っていく。	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等 【実績】 久留米女性週間に併せて、横断幕やポスター掲示、チラシ配付、公用車へのボディパネル貼付等を実施した。	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等 【実績】	-	-	田主丸総合支所地域振興課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 期間中の掲示等による周知啓発に取り組んでいく。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置 【実績】 女性週間に合わせて計画どおり実施した。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置 【実績】	-	-	北野総合支所地域振興課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き女性週間に合わせて横断幕等の設置をし、市民への周知を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課	
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間に合わせて、支所前に横断幕を掲示し、支所のロビー及び文化センターのコーナーにチラシ・ポスターを掲示した。公用車のボディパネル掲示で広い範囲への啓発を行うとともに、城島女性ネットワークの地域事業の支援も実施した。	【計画】 市民への啓発強化のため、より効果が図れる取り組みを検討する。 【実績】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やのぼり旗、公用車用ボディパネル等を掲示した。5月の城島女性ネットワーク総会および講演会をはじめとした事業支援を行った。	【計画】 久留米女性週間に合わせて横断幕のぼり旗、公用車用ボディパネルを掲示する。城島女性ネットワークの事業支援を行う。 【実績】	-	-	城島総合支所 地域振興課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も啓発活動に努め、来庁者や職員の意味醸成を図る。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置 【実績】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行った。	【計画】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行う。 【実績】	-	-	三潁総合支所 地域振興課	
			【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 今後も期間中の掲示等により、周知・啓発を図る。	【課題・今後の方向性】				
9	男女平等推進市民活動団体への支援と連携	男女共同参画社会の実現を目的とする市民の自主的活動を支援するとともに、連携を図る。	【取組内容】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同推進ネットワークへ啓発事業費の補助を行い、市民の自主活動を支援する。	【計画】 補助金を効果的に使って市民に広く男女平等意識が啓発されるよう支援し、連携していく。 【実績】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同参画推進ネットワークへ事業費補助を行い、えーるピア久留米や総合支所地域で啓発事業が行われた。	【計画】 補助金を効果的に使って市民に広く男女平等意識が啓発されるよう支援し、連携していく。 【実績】	500	500	男女平等政策課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 補助金の効果的活用のための継続的な支援	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・男女平等を推進する民間団体からの相談等に対し、職員が助言やサポート等の支援する。 ・民間団体が自主的に企画・実施する講座等を公募し、活動のための場所や助成金等を支援する。	【計画】 3企画 【実績】 男女平等社会の実現を目指して活動する市民グループが企画・実施する講座等を公募し、経費補助や広報の支援等を行い4企画実施。参加対象の年代層を対象とした効果的な広報支援を行い、多くの参加を呼び掛けた。 ①平和を願って～子どもたちの未来のために～おはなしたまはばこ松本真由美(8月6日、45人)／企画:ForPeace ②理論と実践ワーク女性のための護身術2016WEN=DOインストラクター橋本明子(11月19日、14人)／企画:NO!SHくるめ ③これからの「私」を考える～自己分析で「ワタシ」を知ろう!～(株)キャリアプログレス代表取締役大石紀子(11/25、22人)／企画:TOMOTOMO0.3 ④世界を知る自分を知る 元JICA専門家甲木京子(2/8、49人)／企画:hersストーリー	【計画】 市民グループの主体的活動の支援3企画 【実績】	-	-	男女平等推進センター	
【活動指標・当初値】 3企画 (27年度)	【課題・今後の方向性】 市民企画支援について市民グループへの情報提供を強化する。	【課題・今後の方向性】							

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
 (施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
10	人権啓発推進組織等における男女平等研修支援	あらゆる機会を利用して男女平等意識の啓発のための資料の提供、研修を実施する際の啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進していく。	【取組内容】 人権フェスタ等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し、来場者に対し、男女平等意識の啓発を行う。	【計画】 人権フェスタ等において人権啓発パネルを設置するよう主催者へ働きかける。 【実績】 3中学校区の人権フェスタにおいて、男女共同参画・デートDV防止パネル(6枚)を設置し、来場者への啓発を行った。	【計画】 人権フェスタ等において人権啓発パネルを設置するよう主催者に働きかける。 【実績】	-	-	人権・同和对策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 他校区の人権フェスタ等にも設置を働きかけ、啓発の機会を増やす。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う。 【実績】 講師あつせん件数 25件(平成28年度)	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う 【実績】	-	-	人権啓発センター
			【活動指標・当初値】 講師あつせん件数 39件(平成27年度)	【課題・今後の方向性】 男女平等に特化した研修は行っていないが、あらゆる人権課題の根っこは同じであることを、さまざまな人権課題の研修を通して伝えていく。	【課題・今後の方向性】			
11	校区等における男女平等問題学習の実施	校区コミュニティ組織における委嘱学級や研修会、校区人権講座等における男女平等学習への取り組みを促すとともに、その学びが効果的なものとなるよう支援を行う。	【取組内容】 校区人権講座等における男女平等学習の実施について主催者に働きかける。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施について働きかける。 【実績】 7校区において男女平等問題を学習した。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施について働きかける。 【実績】	-	-	人権・同和对策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 校区事業スケジュールの関係上、人権行事の回数に限りがある中、今後も男女平等学習の計画的な実施に向け支援を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
 (施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
11	校区等における男女平等問題学習の実施	校区コミュニティ組織における委嘱学級や研修会、校区人権講座等における男女平等学習への取り組みを促すとともに、その学びが効果的なものとなるよう支援を行う。	【取組内容】 ・地域の実情やニーズに合わせ、センター職員による啓発講座を実施する。 ・地域からの講座実施に関する相談に対応し、講師紹介については男女平等の視点を持った人材情報を提供する。	【計画】 校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 【実績】 ・コミセン等に働きかけ、センター職員による啓発講座を地域で実施することにより地域での啓発を行った。 東国分校区(女性学級) 安武校区(女性学級) 安武校区(高齢者学級) 大城校区(なでしこ学級) 鳥飼校区(高齢者学級) ・北野、城島で地域のための政策参画講座を実施した(各、講演とワークの2回 延参加者数150人) 講演 久留米市男女平等政策審議会会長 中嶋玲子 ワーク NPO法人福岡ジェンダー研究所理事 倉富 史枝	【計画】 ・校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 ・市民との協働による啓発講座の実施 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 5地域 (27年度)	【課題・今後の方向性】 地域における男女共同参画意識の浸透 効果的な広報を行い、講座参加者の確保	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・校区コミュニティ組織による委嘱学級で、男女平等問題学習を実施する。	【計画】 ・女性学級、高齢者学級、家庭教育学級で、男女平等問題を必修単元に指定し、学習内容を提供し支援する。 【実績】 委嘱学級(76学級)の必修単元として男女平等問題学習を実施。	【計画】 委嘱学級においては人権学習を必修単元として取り組んでいく。また、全学級で確実に学習されるよう、適宜訪問指導助言に入る。 【実績】	7,220	7,600	生涯学習推進課
		【活動指標・当初値】 ・学習参加者数(H27) 1,241人	【課題・今後の方向性】 男女平等問題については、まだまだ市民の理解が十分でなく、引き続き啓発が必要である。	【課題・今後の方向性】				

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策2)男女平等の視点に立った教育の実践

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践								
12	男女平等保育の充実	男女平等保育・教育の視点を基盤にしなが、乳幼児保育・教育に関する研究や広報・啓発、情報提供、相談対応等を行う。	【取組内容】 乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発・相談対応等を行う。	【計画】 幼保小合同研修会の実施 幼研だよりの発行 【実績】 施設長及び連携担当者を対象とした幼保小合同研修会の実施(185名参加) 幼研だより年2回発行(8月・3月)	【計画】 幼保小合同研修会の実施 幼研だよりの発行 ホームページの充実 【実績】	310	310	子ども施設事業課(幼児教育研究所)
13	保育関係者に対する(含幼稚園関係)男女平等研修の実施	久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施する。 また、研修会の報告等をおして全職員が男女平等に対する共通認識が持てるよう園内研修等を実施するよう働きかける。	【取組内容】 久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施	【計画】 園内研修の実施 【実績】 職責に応じた人権研修を5回実施した。総参加者305名。 職員間で共通理解できるよう園内研修や会議で報告。	【計画】 園内研修の充実と課主催の研修実施 【実績】	-	-	子ども施設事業課
14	男女共同参画教育の推進	各学校で作成した男女共同参画推進計画をもとに教育活動全般における男女共同参画教育の推進を図るために、校長会や学校訪問等での指導・助言を行う。併せて各校の教務主任等を対象とした研修会を実施し、学校における男女共同参画教育を進めていくための指導・助言を行う。	【取組内容】 各学校において、推進計画に基づく実践について、学校訪問等で指導・助言を行う。 市教育センターにおいて、12月に10年経験者研修で、外部講師を招聘し、職員への周知を図る。	【計画】 ・市教育センターにおける男女共同参画教育の研修会を行う。 【実績】 10年経験者研修において「男女共同参画教育の進め方」と題して研修を行った。	【計画】 教育センターにおいて男女共同参画教育の研修会を行う。 【実績】	0	-	学校教育課 教育センター
15	健康教育や性教育の指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。	【計画】 計画書の確認、指導・助言 【実績】 各学校において、計画に基づき教科等で指導を行った。	【計画】 計画書に基づく実施の確認、指導・助言 【実績】	0	-	学校教育課
16	学校現場における進路指導・キャリア教育の充実	自己の適性を見だし、望ましい職業観を育成するための進路指導の一貫として職場体験学習と校内における年次毎のキャリア教育の充実を図る。	【取組内容】キャリア教育の全体計画、年間計画について、学校訪問等での指導・助言を行う。	【計画】各学校の職場体験の日時について把握し助言する。 【実績】 職場体験について助言(9月)を行った。	【計画】 各学年における道徳や学活、教科の授業の中でのキャリア教育の実施について把握し助言する。 【実績】	0	-	学校教育課

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●性暴力や性の商品化等の防止								
17	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることの認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会づくりに向けて啓発を行う。また、性的サービス及び性的な行為を文章や写真で表す等の“性の商品化”について、あらゆる人々に対してその防止に向けた啓発を進める。	【取組内容】 性暴力・性犯罪を許さない社会を築くため、講座や展示等により情報発信・啓発を行う。 ・性暴力防止啓発講座 ・性暴力被害者支援講座 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間での講演、展示 ・新聞等からの性暴力に関する情報を切抜き、センターに掲示 ・広報誌「男女平等推進センタージャーナル」での性暴力に関する記事の掲載 【活動指標・当初値】 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン講演会「性の商品化～モデル・アイドルになると言われて～」(11月13日 31人) 性暴力被害者支援講座(6月4日 38人、3月25日・28日101人) ・ジャーナル8月号にて性暴力被害者支援体制の紹介した。(27年度)	【計画】 性暴力に関する啓発事業の実施 【実績】 女性に対する暴力をなくすキャンペーン(11/12～25) ・上映会「ブレッド&ローズ」(78人) ・講演会「漂流少女に関して」(35人) ・理論と実践ワーク「女性のための護身術2016」(14人) ・性暴力防止啓発講座「性暴力サバイバーからのメッセージ『立ち上がる選択』」(6/3, 42人) ・ジャーナル12月号で性暴力被害者支援体制の紹介	【計画】 性暴力に関する啓発事業の実施 【実績】	1,166	1,514	男女平等推進センター
18	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	「まちづくり活動の手引き」を活用して、地域コミュニティにおける男女がともに担うまちづくりの重要性の理解を図る。 あわせて、所管課と協力しながら各校区の役員を対象とした男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座の企画などを校区コミュニティ組織の事務局に働きかける。	【取組内容】 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修会を行う。 ・校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。 【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 10回 【実績】 校区コミュニティ組織での研修 34回(608名)	【計画】 校区コミュニティ組織に対するまちづくりの出前講座の中で、セクハラ防止の啓発を行う。また、校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。 【実績】	-	-	地域コミュニティ課
19	労働場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	企業や労働者を対象にしたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止セミナーの開催やパンフレットの配布、商工労働ニュースへの記事の掲載等を行う。	【取組内容】 ・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを開催、また、商工労働ニュースにセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の記事を掲載する。 【活動指標・当初値】 H26雇用実態調査 セクハラ防止対策実施事業者の割合51.4%(3年ごとに調査)	【計画】 ・企業向けセミナー1回 ・商工労働ニュース4回発行 【実績】 ・企業向けのハラスメント対策セミナーを開催した。参加31社51名 ・商工労働ニュースにハラスメント防止の記事を掲載した。(4回)	【計画】 ・企業向けセミナー1回開催 ・商工労働ニュース4回発行 【実績】	1,747	1,844	労政課
20	防犯に関する環境整備や情報の提供	セーフコミュニティの重点取り組みである街頭防犯カメラの設置や防犯灯の設置補助といった防犯に関する環境整備を行う。また、性犯罪等の発生状況や防犯に関する情報を市広報紙やセーフコミュニティ通信を通じて提供する。	【取組内容】 ・大規模集客施設や駅などの犯罪多発地域に街頭防犯カメラを設置することで、安心感の向上や犯罪の抑止力を高める。 ・自身でできる性犯罪防止の取り組みについてセーフコミュニティ通信に掲載し、犯罪の未然防止に努める。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 セーフコミュニティ通信に掲載し、犯罪の未然防止に努める。 【実績】 H28年8月号のSC通信に性犯罪等の防止について掲載。配信:66団体957名	【計画】 SC通信に掲載し、犯罪防止に努める。 配信予定:66団体957名 【実績】	0	0	安全安心推進課

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●相談・支援体制の充実								
21	ドメスティック・バイオレンス対策の充実	DV対策基本計画(別冊)に基づき、啓発を含め、被害者への切れ目のない支援に全庁で取り組む。	【取組内容】	【計画】	【計画】			全庁 (別冊管理)
			【実績】	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
22	市職員セクシュアル・ハラスメント相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	【取組内容】 セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた取組と、相談体制の整備を図る。 ・各部署や各施設に相談員を配置 ・相談員に研修等を実施し、スキルアップを図る ・職員任用時に防止体制や相談体制の周知を徹底 ・全庁メールや部間会議等により防止・相談体制の周知を図る。	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・管理職研修等での事例紹介 ・相談員の配置に関する周知について、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実 【実績】 ・相談員を任命して相談体制を整備し、各研修等において事例を紹介するなど、周知啓発に努めた。	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・管理職研修等での事例紹介 ・相談員の配置に関する周知について、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実 【実績】	-	-	人事厚生課
23	相談・支援体制の充実	様々な問題を抱える女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う。 ・男女平等推進センター相談の充実 ・市民相談における女性相談の充実 ・婦人相談事業の充実	【取組内容】 ・女性が抱える問題解決のため、下記の相談事業(電話・面接)を実施 総合相談、性暴力相談、法律相談(女性弁護士による面接のみ) ・庁内外との関係機関・団体との個別のケース会議やネットワーク会議を実施し連携強化を図る。 ・スーパービジョンの実施、他機関での研修会への参加により、相談員の資質やスキルの向上を図る 【活動指標・当初値】 27年度相談件数 総合相談4,460件 (うちDV相談1,303件) 法律相談 107件	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施 【実績】 総合相談件数が4,421件、法律相談を合わせると4,521件と、近年、高い数値で推移。DV相談は年々、緊急を要するケースや内容が複雑・深刻化しているケースが多く、裁判所等他機関への同行支援や関係機関・団体との個別のケース会議の実施件数も増加しており、関係機関等との連携を強化し、被害者に寄り添う支援に努めた。人材育成の面では、定期的なケース会議やスーパービジョンの実施、外部機関研修会への参加、同行支援を含めたOJT研修により、相談員の資質や技術向上を行った。	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【取組内容】 研修等に積極的に参加することにより男女平等問題に関する知識の習得に努め、女性相談者からの相談に適切な対応ができるよう、相談能力の向上を図る。	【計画】 研修会への参加 【実績】 庁内の情報共有会議および外部研修(女性にかかわる相談員研修)へ参加	【計画】 研修会への参加 【実績】	-	-	広聴・相談課
			【取組内容】 DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じて関係部局や機関と連携し支援を行う。	【計画】 関係部局、機関との更なる連携強化を図る。 【実績】 ・婦人相談 1,028件 (うちDV 638件)	【計画】 ・関係部局、機関との更なる連携強化を図る。 【実績】	167	350	家庭子ども相談課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 職員の相談能力の向上を図る。	【課題・今後の方向性】			

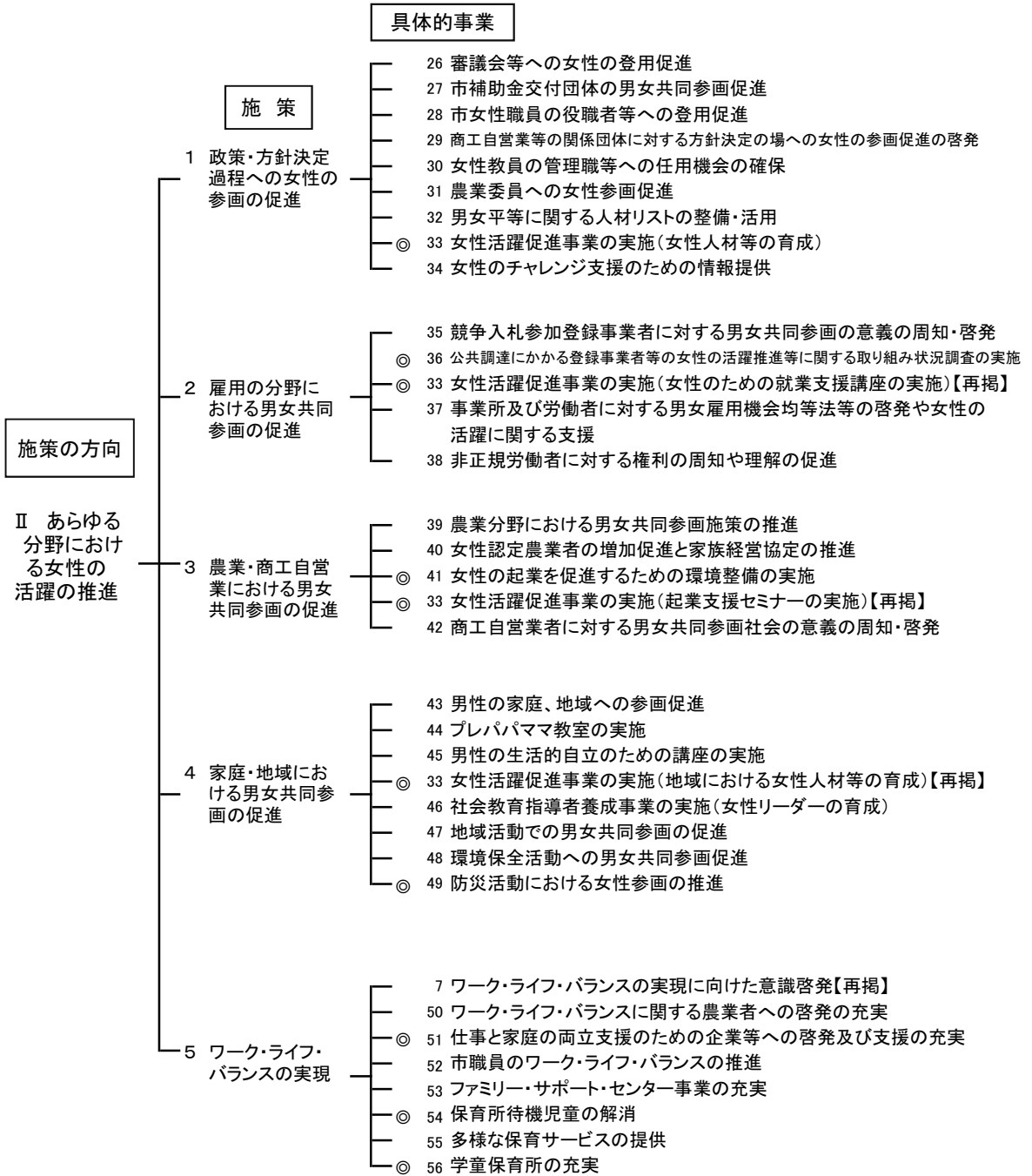
施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
 (施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
24	性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携して、支援体制の充実を図る。	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援体制の構成団体からなる連携会議の開催 相談ネットワーク会議において性暴力に関する情報提供 ワンストップ共通シートを活用し、被害直後からの支援強化 性暴力被害者支援カードを産婦人科・警察等効果的な場所に設置し、相談体制の整備を図る。 <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援連携会議の開催 ワンストップ共通シートの活用促進 関係機関・団体への研修等実施 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性暴力相談件数は248件、うち急性期相談件数151件と、昨年度の件数を大きく上回っている。 必要に応じた警察や医療機関等への同行支援(27回) 性暴力被害者支援連携会議の開催(2/7) <p>【課題・今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑・多様化する相談への対応 相談体制の充実 相談窓口の周知 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援連携会議の開催 必要に応じた同行支援 関係機関・団体への研修等実施 相談員の技術向上のための研修参加 <p>【実績】</p>	-	-	男女平等推進センター
25	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	各学校のハラスメント防止体制に対する指導・助言を行うとともに各学校及び市教育委員会に配置しているハラスメント相談員への効果的な研修を行いハラスメント防止のための取り組みの充実を図る。	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校内におけるハラスメント防止体制の充実を図るため、各学校への指導助言及びハラスメント相談員研修を実施。 <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定例校長会、学校訪問時における指導助言 ハラスメント相談員研修の実施 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校訪問時指導助言:4校 ハラスメント相談員研修:6月14日実施 <p>【課題・今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教委相談員及び各学校の校内相談員のスキルアップを図る必要がある。 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定例校長会、学校訪問時における指導助言 ハラスメント相談員研修の実施 <p>【実績】</p>	-	-	教職員課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

体系表



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.51、54、56は一部新規)

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●あらゆる分野における女性の登用の促進								
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の男女の割合がほぼ同率となるよう、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	【計画】 就任や改選が必要な団体等へ働きかけを行う。 【実績】 ■久留米市キラリ創生総合戦略検証会議 女性登用率 40%	【計画】 就任や改選が必要な団体等へ働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (総政策部)
			【活動指標・当初値】 委員の男女割合をほぼ同率にする。	【課題・今後の方向性】 継続的に団体等へ働きかけを行い、男女割合がほぼ同率を維持できるよう努めていく。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (総務部)
			【取組内容】 推薦団体との会議や打合せの際に、女性役職者の登用や女性参加促進の主旨説明を行うなどの働きかけを実施する。	【計画】 各関係機関への継続的な働きかけ 【実績】 改選にあたっては推薦団体に働きかけた	【計画】 推薦団体への働きかけを継続する 【実績】	-	-	全庁 (総務部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続的な働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【取組内容】 審議会等委員の割合が男女いずれも40%を下回らないように、団体等に対して改選時に働きかけを行う。	【計画】 改選時に各団体への働きかけを行う。 【実績】 47.9%	【計画】 改選時に各団体への働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標・当初値】 50%	【課題・今後の方向性】 今後も働きかけを継続する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (市民文化部)
			【取組内容】 審議会等委員の割合が男女いずれも40%を下回らないように、団体等に対して改選時に働きかけを行う。	【計画】 委員改選時に各団体への働きかけを行う。 【実績】 部所管の審議会等は12あるが、その内、8の審議会等が登用率50%を超えた。全体では147人中74人が女性委員となっている。	【計画】 男女の割合が同等程度となるように引き続き取り組む。 【実績】	-	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標・当初値】 女性の登用率50%	【課題・今後の方向性】 まだ目標を達成できていない審議会等は目標値を達成できるようにする。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【取組内容】 所管の審議会等に対し、改選・新設の機会をとらえ、引き続き女性登用の意識付けを行っていく。	【計画】 各関係機関への継続的な働きかけ 【実績】 部所管の18の審議会等に、女性登用の促進に努め、全体では47.2% (337人中159人)と、数値的目標(44%)は達成できた。ただし個別には未達成のところがあるため、引き続き女性登用の働きかけを行う	【計画】 委員改選年度・新設時においては、構成委員の割合が男女いずれも40%を下回らないことを目標とし、推薦時に構成団体等に働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 定員の少ない審議会や、構成委員が組織の役職を伴う審議会等における女性委員の確保	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (子ども未来部)
【取組内容】 審議会等委員の割合が男女いずれも40%を下回らないように、改選時には構成団体等に働きかけを行う。	【計画】 ・委員改選時に男女比が同程度になるよう各団体に働きかけを行う。 【実績】 全ての団体において取り組み内容の達成には至らなかった。	【計画】 各関係機関へ継続して働きかけを行い、男女比が同程度になるよう、協議に取り組む。 【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)			
【活動指標・当初値】 女性委員登用率 50.6% (H28.4.1)	【課題・今後の方向性】 審議会の種類によっては職種上、女性が多い場合もあるので男性の割合を上げるための方策の検討が必要。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (子ども未来部)			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 協議会・審議会等において、性差なく意見が十分反映されるよう、さらなる女性委員の登用を働きかける。	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、各団体に積極的に働きかける。 【実績】 久留米市放置自動車廃物判定委員会(H28.7改選)7人中4人[57.1%]目標値達成 久留米市循環型ごみ処理委員会:13人中7人[53.8%] 久留米市ごみ処理施設等監視委員会:15人中7人[46.7%] 久留米市民温水プール指定管理者候補者選定委員会:5人中3人[60%] 久留米市地下水汚染対策委員会:5人中2人[40.0%] 久留米市生物多様性地域戦略検討委員会:7人中3人[42.9%] 久留米市環境審議会:17人中8人[47.1%] 久留米市環境美化促進協議会:14人中6人[42.9%] 久留米市地球温暖化対策協議会:24人中11人[45.8%]	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、各団体に積極的に働きかける。 【実績】	526	788	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】 (H28.4.1現在) 久留米市環境審議会:17人中8人[47.1%] 久留米市環境美化促進協議会:14人中6人[42.9%] 久留米市地球温暖化対策協議会:25人中11人[44.0%] 久留米市放置自動車廃物判定委員会:7人中5人[71.4%] 久留米市産業廃棄物審議会:6人中3人[50.0%] 久留米市循環型ごみ処理委員会:13人中7人[53.8%] 久留米市ごみ処理施設等監視委員会:15人中7人[46.7%] 女性委員登用率49.0% (H28.4.1現在)	【課題・今後の方向性】 男女の割合がほぼ同数となるように、引き続き女性委員の登用を働きかけていく必要がある。 継続して各団体に働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 推薦団体を含めた会議や協議の際に、男女平等推進の取り組みについての理解を求め、女性登用の推進を推進を図る。	【計画】 ●久留米市食料・農業・農村政策審議会(H28.8改選) ●久留米市中央卸売市場取引委員会(H28.12改選)の男女割合がほぼ同数となるよう、働きかけを行う。 【実績】 ●審議会(7月、11月実施)改選(女性構成員率47.1%)。 ●取引委員会(10月実施)12月改選(女性構成員率:青果57.1%、水産50.0%)	【計画】 ●久留米市食育推進会議(H29.4改選) ●久留米市中央卸売市場運営協議会(H29.8改選)女性の登用率向上の為、女性登用の理解促進を図る。 【実績】			
【活動指標・当初値】 ●久留米市食料・農業・農村政策審議会:17人中8人(47.1%) ●久留米市中央卸売市場取引委員会(青果):7人中4人(57.1%) (水産):8人中8人(50.0%)	【課題・今後の方向性】 ●継続して男女平等推進の取り組みへの理解促進を図る。 ●男女割合がほぼ同数となっている現状を維持できるよう、働きかけていく。 ●改選の際、目標達成に向け、女性登用を働きかける。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会開催時や改選時に、女性委員の新規推薦・積極的登用を呼びかけ、女性委員登用率アップに努める。	【計画】 ◆久留米市中小商工業融資委員会:H28役員改選 【登用率40.0%】 ◆山辺・草歴・世界のつばき館指定管理者候補者選定委員会:H28選定 【登用率40.0%】	【計画】 審議会開催時や改選時に、女性委員の新規推薦・積極的登用を呼びかけ、女性委員登用率アップに努める。	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【実績】 ◆久留米市中小商工業融資委員会:15人中6人(H28.9改選、40.0%) ◆久留米市企業立地促進委員会:14人中7人(H28.4改選、50.0%) ◆久留米市草野歴史資料館協議会:9人中4人(H28.2改選、44.4%) ◆伝統的街並み保存審議会:10人中4人(H28.7改選、40.0%) ◆山辺・草歴・世界のつばき館指定管理者候補者選定委員会6人中3人(H28.7改選、50%)	【実績】				
			【活動指標・当初値】 ◆久留米市中小商工業融資委員会:15人中5人(33.3%) ◆久留米市企業立地促進委員会:14人中7人(50%) ◆久留米市立草野歴史資料館協議会9人中4人(44.4%)	【課題・今後の方向性】 今後も女性委員の積極的な登用に取り組む。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【取組内容】 女性委員が少ない審議会等について、定期的に女性委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、定期的には働きかけを行う。 【実績】防災会議等の委員について、女性消防団員等を加えるなど、女性登用に努めた。	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、定期的には働きかけを行う。 【実績】			
			【活動指標・当初値】 審議会等委員の女性登用率の向上(H28.4 32.6%)	【課題・今後の方向性】引き続き、積極的な女性登用に努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【取組内容】 有線放送運営委員会、田主丸流通センター運営審議会、田主丸生涯学習センター運営委員会の女性登用率の達成維持	【計画】 今後も委員改選時に女性登用に向けての呼びかけを行っていく。 【実績】 有線放送運営委員会45.5% 田主丸流通センター運営審議会50% 田主丸生涯学習センター運営委員会50%	【計画】 委員改選時に女性登用に向けての呼びかけを行っていく。 【実績】			
			【活動指標・当初値】 登用率向上に努める。	【課題・今後の方向性】登用率向上に努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【取組内容】 北野生涯学習センター運営委員会の女性登用率 50%の維持	【計画】 今後も委員改選時に女性登用に取り組む、さらなる女性登用を目指す。 【実績】 女性登用率 50%	【計画】 委員改選時に女性登用に取り組む、女性登用率50%を維持する。 【実績】			
			【活動指標・当初値】 女性登用率 50%	【課題・今後の方向性】 今後も50%維持に努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【取組内容】 設置する全ての審議会において、目標値を超えた高い女性登用率を維持する。	【計画】 50%以上の女性登用率を維持する。 【実績】 設置する2つの審議会でも平均68.75%の女性登用率を実現している。	【計画】 引き続き、審議会における女性登用率を高く維持するよう努める。 【実績】			
			【活動指標・当初値】 50%以上の女性登用率を維持する。	【課題・今後の方向性】 今後も、目標値を超えた高い女性登用率を維持する。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 三潁生涯学習センター運営委員会の女性登用率60%の維持に努めながら、比率割合がそれぞれ半数をしまわらないよう取り組む。	【計画】 60%維持する。ただし、満たない場合は比率割合半数を維持する。 【実績】 15人中、女性9人 60%。	【計画】 60%を維持する。ただし、満たない場合は、男女の割合がほぼ、同数となるよう取り組む。 【実績】	-	-	全庁 (三潁総合支所)
			【活動指標・当初値】 登用率60%を維持する。ただし、満たない場合は比率割合半数を維持する。	【課題・今後の方向性】 引き続き、目標値を達成できるよう、各団体へ積極的に依頼していく。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 該当なし	【課題・今後の方向性】 該当なし	【課題・今後の方向性】 該当なし	-	-	全庁 (教育部)
			【取組内容】 各委員会・審議会への男女共同参画に関する啓発等を通じた、女性登用率の向上を行う。	【計画】 委員改選時に各団体への働きかけを行う。 【実績】 部所管の審議会等における女性登用の促進に努め、全体で50%を超えている。また、個別にも50%を超えており、数値的目標を達成できている。	【計画】 委員改選時に団体への働きかけ等女性登用に取り組み、さらなる登用を目指す。 【実績】	-	-	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】 全ての委員会等において、男女いずれの割合も40%を下回らない	【課題・今後の方向性】 引き続き女性登用の働きかけを行っていく。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 該当なし	【課題・今後の方向性】 該当なし	【課題・今後の方向性】 該当なし	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	-	-	全庁 (総務部)
			【活動指標・当初値】 該当なし	【課題・今後の方向性】 該当なし	【課題・今後の方向性】 該当なし	-	-	全庁 (総務部)
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 久留米市土地開発公社に対し、市が行っている男女共同参画に関する内容を提供する。	【計画】 役職に占める女性の割合を30.0%を目指す 【実績】 0.0%	【計画】 役職に占める女性の割合を30.0%を目指す 【実績】	-	-	全庁 (総合政策部)
			【活動指標・当初値】 0.0%	【課題・今後の方向性】 現行の取扱いでは、市の関連部局の長を役員に任用しており女性の登用が難しい。これまでの状況をふまえながら、協働の観点や部長級職員以外の女性管理職の登用など、引き続き公社への提案・協議を行う。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (総務部)
			【取組内容】 各団体との会議や打合せの際に、女性役職者の登用や女性参加促進の主旨説明を行うなどの働きかけを実施する。	【計画】 打合せ等における働きかけ 【実績】 該当なし	【計画】 該当があれば働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (総務部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 実施	【課題・今後の方向性】 実施	-	-	全庁 (協働推進部)
			【取組内容】 補助金交付団体に対して、役職者等への女性登用が促進するよう働きかける。	【計画】 補助金の交付決定時等の機会に働きかけを行う。 【実績】 女性登用の啓発を行った。	【計画】 補助金の交付決定時等の機会に働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 啓発を引き続き行う。	【課題・今後の方向性】 啓発を引き続き行う。	-	-	全庁 (協働推進部)

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課		
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 補助金交付団体に対して、役職者等への女性登用が促進するよう働きかける。	【計画】 補助金の交付決定時等の機会に働きかけを行う。	【計画】 補助金の交付決定時等の機会に働きかけを行う。	-	-	全庁 (市民文化部)		
				【実績】 各種補助団体へ、女性登用への啓発を行った。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 女性が代表等となる団体は少ないが、必要性を理解してもらえるよう働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 各団体との会議や打合せなどの際、女性役職者の登用・女性の参加促進の働きかけを行う。	【計画】 補助金交付団体へ、女性役職者登用促進の働きかけを行う。	【計画】 引き続き女性登用促進に関する久留米市の方針の説明・理解を求めていく。	-	-	全庁 (健康福祉部)		
				【実績】 各課所管する団体との会議や打合せなどの際に、女性役職者の登用に関する久留米市の取り組みについて理解を求めた。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 役員や管理職等の主な構成員が男性となっている団体への、女性参画促進の働きかけ	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 補助金交付団体に対し、男女共同参画への理解を求め、役職者等への女性登用を促進するよう働きかける。	【計画】 団体へ啓発、働きかけを随時行う。	【計画】 引き続き現状把握に努め、周知を継続して行っていく。	-	-	全庁 (子ども未来部)		
				【実績】 機会をとらえて各団体へ周知を行った。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各団体の対応状況の把握	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 補助金交付団体に対し、事業に幅広い意見が反映できるよう、女性の役職者等の登用の推進を図る。	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、事務局と意見交換を行う。	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、事務局と意見交換を行う。	-	-	全庁 (環境部)		
				【実績】 女性登用について事務局と意見交換を行った。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 久留米市地区環境衛生連合会 役職に占める女性の割合20% (H28.4.1現在)	【課題・今後の方向性】 今後も継続的に女性登用の働きかけを行う必要がある。	【課題・今後の方向性】					
【取組内容】 補助金交付団体に対し、男女共同参画に関する啓発を継続的に行い理解を深めてもらい、女性登用を進める。	【計画】 継続的な啓発の実施	【計画】 会議等の機会を活用し、継続して理解促進を図っていく。	-	-	全庁 (農政部)					
	【実績】 男女共同参画に関する啓発を継続するとともに、部主催の男女平等研修への参加を呼びかけた結果、21名もの積極的な参加を得た。	【実績】								
【活動指標・当初値】 実施 H27 7.1%	【課題・今後の方向性】 今後も理解を深めてもらえるよう、継続的に取り組みを進める。	【課題・今後の方向性】								

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課	
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 各補助団体に対し、女性登用の必要性を理解してもらうため、会議等で情報交換を行うとともに、男女共同参画に対する周知・啓発を行う。	【計画】 定期的な情報交換の実施 【実績】 市の補助金交付団体である各団体については、男女共同参画や女性登用状況について意見交換を行い、方針決定の場への参画や役職への女性登用について働きかけを行った。また、所管する関連団体については、市の男女平等研修への参加を促し、積極的な参加を得た。	【計画】 定期的な情報交換を実施する。 【実績】	-	-	全庁 (商工観光労働部)	
			【活動指標・当初値】 実施 H27:4.6%	【課題・今後の方向性】 今後も定期的に意見交換を行い、各団体の男女共同参画の促進に努める。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 市の出資法人である「公益財団法人久留米市都市公園管理センター」における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【計画】 女性登用率の向上ため、定期的に協議を行う。 【実績】 評議員の選任において新たに女性を登用した。	【計画】 女性登用率の向上ため、定期的に協議を行う。 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)	
			【活動指標・当初値】 都市公園管理センター女性役員割合の向上 (H28.4 13.3%)	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性役員や管理職の登用について働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 補助金交付団体等関連団体の役員改選時に、女性登用を依頼するなどの働きかけを行う。	【計画】 補助金交付団体等関連団体の役員改選時に説明と働きかけを行う。 【実績】 まちづくり活動の手引の説明会の中で、女性役員の登用促進について説明を行った。	【計画】 補助金交付団体等関連団体の役員改選時に説明と働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女平等参画に関する周知・啓発を継続的に行う必要がある。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 補助金交付団体等関連団体の役員改選時に、男女共同参画の趣旨を説明し、積極的な女性登用を依頼するなどの働きかけを行う。	【計画】 補助金交付団体等関連団体の役員改選時に説明と働きかけを行う。 【実績】 できる範囲で補助金交付団体等関連団体の役員改選時に説明と働きかけを行った。	【計画】 補助金交付団体等関連団体の役員改選時に趣旨を説明とし、できる範囲で働きかけを行う。 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続きできる範囲で補助金交付団体等関連団体の役員改選時に説明と働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 城島地域校区まちづくり連絡会議など、地域団体の会議や行事の際に女性登用促進の依頼を行う。	【計画】 女性登用の必要性を理解してもらうよう働きかける。 【実績】 各種団体の会議において、女性登用促進に関する依頼を行った。	【計画】 地域団体の会議や行事の際に女性登用促進の依頼を行う。 【実績】	-	-	全庁 (城島総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、各種団体への周知を図ることで女性登用の意識啓発を図る。	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ふるさとみづま祭実行委員会の役員改選時に、男女共同参画の趣旨説明を行い、積極的な女性登用を依頼するなどの働きかけを行う。	【計画】 補助金交付団体であり、積極的な働きかけを行っていく。 【実績】 実行委員会開催時に積極的な女性登用の働きかけを行った。(実行委員19名のうち女性4名)	【計画】 男女平等参画の必要性を理解してもらえるように実行委員会開催時に働きかける。 【実績】	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【活動指標・当初値】 ふるさとみづま祭実行委員19名に対し女性登用の促進を行っていく。	【課題・今後の方向性】 男女平等参画への理解を深めるために、趣旨・説明を継続的に行っていく必要がある。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【取組内容】 補助金交付団体に対して久留米市が行っている男女平等に関する取組を周知する。	【計画】 研修への参加 パンフレット等の送付 【実績】 研修内容の情報提供を行った。	【計画】 研修への参加やパンフレットの送付等を通して周知を図る。 【実績】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 実施する。	【課題・今後の方向性】 今後も取組みの周知を行う。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (教育部)
			【取組内容】 各種団体に対して、人材育成や活動時間の工夫が行われるような啓発を行う。	【計画】 補助金の交付決定等の機会を捉え啓発を行う。 【実績】 団体との会議や交付申請などの際に、啓発を行った。	【計画】 補助金の交付決定の他様々な機会を捉え啓発を行う。 【実績】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 30.0%	【課題・今後の方向性】 継続して取り組みを行っていく必要がある。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【取組内容】 該当なし	【計画】 【実績】	【計画】 【実績】	-	-	全庁 (人事厚生課)
			【活動指標・当初値】 該当なし	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【取組内容】 該当なし	【計画】 【実績】	【計画】 【実績】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 該当なし	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【取組内容】 女性職員の登用については、女性活躍推進法により策定が義務付けられている特定事業主行動計画と連動し、登用率などの具体的な数値目標と取組み内容を設定する。	【計画】 ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施等について重点的に取り組む。 【実績】 ・人事異動や人事交流において、女性職員の積極的な登用を図り、管理職の8.9%、監督職の27.2%を女性とした。 ・人材育成課と連携し、女性職員を対象にキャリア研修を実施した。	【計画】 ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施等について重点的に取り組む。 【実績】	-	-	人事厚生課
			【活動指標・当初値】 平成32年度までに ・管理職に占める女性職員の割合を15%以上 ・監督職に占める女性職員の割合を30%以上	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、女性活躍推進法の趣旨及び特定事業主行動計画に基づいて、取組みを進める。	【課題・今後の方向性】	-	-	人事厚生課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
29	商工自営業等の関係団体に対する方針決定の場への女性の参画促進の啓発	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、関係商工団体(久留米商工会議所、市内の3商工会)に対して文書等での働きかけや各団体の事務局との意見交換を行い、商工自営業者への啓発を促す。	【取組内容】 文書や事務局長会議等を通じ、方針決定の場への参画や役職への女性の積極的登用について、働きかけを行う。	【計画】 ・文書による働きかけ ・事務局長会議の開催	【計画】 ・文書による働きかけ ・事務局長会議の開催	-	-	商工政策課
			【実績】 文書による働きかけ、及び、事務局長会議の開催時に方針決定の場への参画や役職への女性の積極的登用について働きかけを行った。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、文書や事務局長会議を通じ働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】			
30	女性教員の管理職等への任用機会の確保	校長会、教頭会、女性教員研修会、女性管理職研修会等において、管理職等任用選考試験における女性受験者の拡大を図る。	【取組内容】 定例校長会や研修等を通じて、管理職等任用候補者選考試験の受験を促す。	【計画】 ・受験対象教員の把握 ・管理職任用候補者選考試験の周知	【計画】 ・受験対象教員の把握 ・管理職任用候補者選考試験の周知	-	-	教職員課
			【実績】 9.9%(28年度)	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 ・管理職試験受験可能女性教員に占める受験者の割合9.6%(27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き受験者の拡大に努める。	【課題・今後の方向性】			
31	農業委員への女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等へ対し啓発活動を行う。	【取組内容】 女性農業委員の確保に向け、農業者や関係団体へ女性農業委員の必要性について啓発活動を行う。	【計画】 任期満了後の女性農業委員の確保に向けた啓発活動の実施	【計画】 女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の登用にに向けた啓発活動の実施	-	-	農業委員会事務局
			【実績】 女性農業委員のみならず女性農地利用最適化推進委員の必要性についても関係団体へ啓発活動を行った。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 女性農業委員割合 11.4%(27年度)	【課題・今後の方向性】 改選に向けて、今後も女性登用にに向けた取り組みを強化していく。	【課題・今後の方向性】			
●女性の登用環境の整備								
32	男女平等に関する人材リストの整備・活用	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材の発掘・情報の収集に努め、人材リストの充実を図り、各種委員や講師等への活用を促進する。	【取組内容】 審議会・委員会等への女性の登用状況調査の各部回答をリスト化し、情報提供を行う。	【計画】 女性人材リスト作成	【計画】 女性人材リストの作成、情報提供	-	-	男女平等政策課
			【実績】 女性人材リストを作成し、女性委員が少ない審議会所管課へ情報提供を実施した。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各部の女性登用相談の際に情報提供ができるよう、様々な分野で活躍する女性の情報を収集する。	【課題・今後の方向性】			
32	男女平等に関する人材リストの整備・活用	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材の発掘・情報の収集に努め、人材リストの充実を図り、各種委員や講師等への活用を促進する。	【取組内容】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化し、公的機関や地域研修の講師紹介に活用する。	【計画】 人材リストの整備活用	【計画】 人材リストの整備活用	-	-	男女平等推進センター
			【実績】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリストにした。人材登録件数60名(女性50名、男性10名)。主に公的機関や地域研修の講師紹介に活用した。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 随時、最新情報に更新し、人材リストの活用を促す。講座等の講師に関する相談に対し、男女平等の視点をもった人材情報の提供ができるようリストの充実を図る。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 33	女性活躍促進 事業の実施 (女性人材等 の育成)	女性が希望する分野で活躍することができるよう、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	<p>【取組内容】</p> <p>①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座</p> <p>②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施(・女性のための政策参画講座</p> <p>③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座</p>	<p>【計画】</p> <p>女性の活躍や経済的自立のため事業実施</p> <p>【実績】</p> <p>政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(計5回 延参加者数113人)</p> <p>①あなたとわたし、つながる女性たちの行動が社会を変える 女性と人権全国ネットワーク共同代表近藤恵子(男女共同参画週間記念事業として実施)</p> <p>②③市の管理職を講師に講座を実施。</p> <p>④明日の地域をデザインするわくわくワークショップ～私から私たちへ～立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授萩原なつ子(男女共同参画サポーター養成講座と同時開催)</p> <p>北野、城島で地域のための政策参画講座を実施(各、講演とワークの2回 延参加者数150人) 講演 久留米市男女平等政策審議会会長 中嶋玲子 ワーク NPO法人福岡ジェンダー研究所理事 倉富 史枝</p>	<p>【計画】</p> <p>女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施</p> <p>【実績】</p>	793	947	男女平等推進センター
			<p>【活動指標・当初値】</p> <p>①— ②9回 延参加者数260人 ③12回 延参加者数424人(27年度)</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>女性人材の発掘と育成 新規参加への呼びかけ</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			
34	女性のチャレンジ支援のための情報提供	広報紙「男女平等推進センタージャーナル」等において、起業や社会貢献、ボランティア活動など、女性が活躍している事例を紹介する。	<p>【取組内容】</p> <p>男女共同参画社会実現のための活動を行っている女性や様々な形で活躍する女性などを取材し、「男女平等推進センタージャーナル」において紹介する。</p>	<p>【計画】</p> <p>広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例紹介 2回</p> <p>【実績】</p> <p>消防団で活躍する女性や、女性起業家によるセミナーの様子など、活躍している女性の事例を男女平等推進センタージャーナルにおいて紹介した。</p>	<p>【計画】</p> <p>広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 2回</p> <p>【実績】</p>	-	-	男女平等推進センター
			<p>【活動指標・当初値】</p> <p>2回 (27年度)</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>様々な分野において活躍する女性の情報を収集し、身近な女性ロールモデルを発掘する。</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策2)雇用の分野における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍促進								
35	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発	国は建設業で働く女性技術者・技能者の5年以内の倍増(6%)を目指し、業界団体や企業に対して、女性採用等に係る自主的な目標設定や経営トップの理解を求めていくこととしている。 このような中、本市としても、経営者の意識改革を促すために、業界団体等と協力して、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する情報提供や研修等を実施していく。	【取組内容】 経営者の意識改革を促すために、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する研修会等を実施 【活動指標・当初値】 研修会等の開催数	【計画】 研修会開催数1回 【実績】 平成28年8月22日、23日に研修会を開催。 【課題・今後の方向性】 今後も男女共同参画意識の向上を図るため、継続して研修会等を実施する。	【計画】 研修会開催数1回 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	-	契約課
◎36	公共調達にかかる登録事業者等の女性の活躍推進等に関する取り組み状況調査の実施	企業による女性の活躍推進等に関する取り組み状況について任意の報告を求め、男女共同参画の意義の周知・啓発を図るとともに、同意が得られた企業についてはその内容を公開する。	【取組内容】 公共調達にかかる登録事業者等に女性活躍推進に関する取り組み状況調査を実施し、同意の下で内容を公開する。 【活動指標・当初値】 -	【計画】 調査方法や調査票の検討 【実績】 調査票を作成し、契約課を通してホームページに公表した。 【課題・今後の方向性】 状況を把握分析、施策への反映	【計画】 業務委託及び物品登録事業者の調査分析 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	230	男女平等政策課
◎33	女性活躍促進事業の実施(女性のための就業支援講座の実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座 ③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	【計画】 女性の活躍や経済的自立のため事業実施 【実績】 政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(計5回 延参加者数113人) ①あなたとわたし、つながる女性たちの行動が社会を変える 女性と人権全国ネットワーク共同代表近藤恵子(男女共同参画週間記念事業として実施) ②③市の管理職を講師に講座を実施。 ④明日の地域をデザインするわくわくワークショップ～私から私たちへ～立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授萩原なつ子(男女共同参画サポーター養成講座と同時開催) 北野、城島で地域のための政策参画講座を実施(各、講演とワークの2回 延参加者数150人) 講演 久留米市男女平等政策審議会会長 中嶋玲子 ワーク NPO法人福岡ジェンダー研究所理事 倉富 史枝	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	793	947	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ①- ②9回 延参加者数260人 ③12回 延参加者数424人(27年度)	【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成 新規参加への呼びかけ	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策2)雇用の分野における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
37	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法の啓発や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する知識、女性活躍推進法などに関するセミナーの開催、女性活躍に関する事業等を行う。 なお、これらは事業所訪問や商工労働ニュース、雇用優良事業所表彰などを通じて情報発信、啓発を行い、企業における好事例などの「見える化」の促進に取り組む。	【取組内容】 男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラ防止や女性活躍の推進を図るため、企業向けセミナーや女性管理職養成講座等を行う。また、商工労働ニュースや企業訪問を通じて、情報発信、啓発を行う。	【計画】 ・男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー、女性管理職養成講座 ・商工労働ニュースへ掲載 【実績】 ・ハラスメント対策セミナーを企業向けに開催した。(参加:31社 51名) ・女性活躍推進セミナーを企業向けに開催した。(参加:33社 38名) ・女性管理職養成講座を女性従業員向けに開催した(参加:55名) ・商工労働ニュースに雇用優良事業所の記事を掲載した。	【計画】 ・男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー、女性管理職養成講座 ・商工労働ニュースへ掲載 【実績】	2817	2950	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、事業所及び労働者に対し情報発信、啓発を行っていく。	【課題・今後の方向性】			
38	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進	パートタイムで働く人など非正規労働者に対して、年間を通じた就労相談・支援窓口において、国、県と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供などを行い、権利の周知や理解促進を図る。	【取組内容】 ジョブブラザや子育て中の人の仕事相談カフェ事業において、労働法の基礎知識に関するセミナーや情報提供を行い、周知を図る。	【計画】 ・ジョブブラザセミナー ・子育て中の人の仕事相談カフェセミナー 【実績】 ・ジョブブラザセミナーを3回実施した。(参加者:計38人) ・子育て中の人の仕事相談カフェセミナーを2回実施した。(参加者:計34人)	【計画】 ・ジョブブラザセミナー ・子育て中の人の仕事相談カフェセミナー 【実績】	6664	6656	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、国、県等と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供を行っていく。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策3) 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●女性農業者の活躍促進								
39	農業分野における男女共同参画施策の推進	女性農業者リーダー養成事業(研修会、意見交換会、視察等)を実施するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	【取組内容】 女性農業者リーダー養成事業等を実施し、女性農業者の活躍を支援することにより、男女共同参画を推進する。	【計画】 女性農業者リーダー養成事業等の実施。 【実績】 リーダー育成研修事業・活動支援事業の実施や女性農業委員会会長の講演会等を開催し、多くの参加を得ることができた。	【計画】 継続して女性農業者リーダー養成事業等を実施する。 【実績】	191	736	農政課
40	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。	【取組内容】 計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進。 協定締結後の履行状況確認、内容見直し等の必要性の啓発 【実績】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進。家族経営協定のチラシ配布及び家族経営協定締結家族へアンケートの実施。	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を図る。 また、協定締結後の履行状況確認によるフォローアップを行う。 【実績】	-	-	農政課
●商工自営業における女性の活躍促進								
41	女性の起業を促進するための環境整備の実施	起業を目指す女性を支援するため、関係機関と連携しながら、融資制度の維持・確保や、起業に関係する情報の提供を行う。	【取組内容】 創業支援施設「くろめ創業ロケット」での女性起業家対象のセミナーを実施。創業支援関係機関と連携し、融資制度の維持・確保に努める。 【取組内容】 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な基礎知識の習得や女性起業家や受講者同士のネットワークづくりにつながるセミナーを関係機関と連携し開催する。	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 【実績】 起業家セミナーを実施。 ・7月:2コマ12人 ・10月:1コマ6人 創業支援イベント1000人女子会を開催。参加者631人。	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 女性起業家支援イベント実施 【実績】 【計画】 女性の起業支援セミナーの充実を図り、受講後の起業に向けて情報提供を行う。 【実績】 中小企業診断士を加えるなど内容を拡充して実施	455	-	新産業創出支援課(商工政策課)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 市の融資制度の対象を拡大し、起業を促進するための支援体制を拡充する。	【課題・今後の方向性】			
			【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【課題・今後の方向性】 ・起業をめざす女性と先輩起業家との交流の場づくり ・女性ロールモデルの情報提供	【課題・今後の方向性】	280 (事業番号33に含む)	554 (事業番号33に含む)	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策3) 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
33	女性活躍促進事業の実施(女性のための就業支援講座の実施) 【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座 ③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 【実績】 政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(計5回 延参加者数113人) ①あなたとわたし、つながる女性たちの行動が社会を変える 女性と人権全国ネットワーク共同代表 近藤恵子(男女共同参画週間記念事業として実施) ②③市の管理職を講師に講座を実施。 ④明日の地域をデザインするわくわくワークショップ〜私から私たちへ〜立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 萩原なつ子(男女共同参画サポーター養成講座と同時開催) 北野、城島で地域のための政策参画講座を実施(各、講演とワークの2回 延参加者数150人) 講演 久留米市男女平等政策審議会会長 中嶋玲子 ワーク NPO法人福岡ジェンダー研究所理事 倉富 史枝	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 【実績】	793	947	男女平等推進センター
42	商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発	市民意識調査の結果を踏まえ、商工労働ニュースや、関係商工団体の発行する機関誌への掲載をはじめ、久留米市等の主催する啓発セミナーへの参加を呼びかけることで、男女共同参画社会の意義について周知・啓発を行い、商工自営業者の意識や行動の改革を促す。	【取組内容】 商工労働ニュースへの掲載、商工団体の発行する機関誌への掲載依頼を行い、男女共同参画社会の意義について周知・啓発を行う。	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼 【実績】 ・商工労働ニュース平成28年度春号に「男女共同参画社会の実現を目指して」の記事を掲載した。 ・各商工団体に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて理解を求めるとともに、会員企業に対しても啓発してもらうため、機関誌による掲載をお願いしたところ、全団体が掲載された。	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼 【実績】	-	-	商工政策課
			【活動指標・当初値】 ①- ②9回 延参加者数260人 ③12回 延参加者数424人(27年度)	【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成 新規参加への呼びかけ	【課題・今後の方向性】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、継続した周知啓発活動を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●男性の家庭生活や地域活動への参画促進								
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (総合政策部)
				【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】 事業がある際には、工夫や啓発を行う	-	-	全庁 (総務部)
			【実績】 該当なし	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・男性が参加しやすい環境づくり ・男女平等を推進する男性が多い機関や団体と連携し事業実施	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの講座開催	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの講座開催、啓発	-	-	全庁 (協働推進部)
			【実績】 男性参加者数 1,281人	【実績】				
			【活動指標・当初値】 男性参加者数 1,182人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 講座の内容や時間等を検討し、参加者数を増やす。	【課題・今後の方向性】			
			講演会や親子参加の体験講座など、男性・女性ともに参加しやすいよう土曜日・日曜日 に実施する。	【計画】 なるほど人権セミナー、料理講座、親子参加の焼き物教室、工作、クッキング、運動の講座を実施予定。	【計画】 ・料理講座、親子焼き物教室、工作、クッキング、運動の講座を実施(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(8回シリーズ)において、土・日実施の回を計画する。	-	-	全庁 (市民文化部)
			【実績】 ・7事業延べ17回、382人(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(第6回)を土曜に実施。334人参加。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 次年度も継続的に実施(生涯学習センター) なるほど人権セミナーの土・日実施を検討する。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 プレババママ教室の実施等により、父親の主体的な育児の関わりを必要性を啓発する。	【計画】 プレババママ教室の実施	【計画】 プレババママ教室の実施	410	431	全庁 (健康福祉部)			
【実績】 ・キラリ補助金を活用し、市民団体・バラフとの協働により、父親の育児参加啓発リーフレットを作成し配布。 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)	【実績】							
【活動指標・当初値】 プレババママ教室参加者752人(H27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も教室や啓発物により父親の育児参加の必要性の啓発に努める。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 子育て交流プラザや児童センター、地域子育て支援センター等で開催する子育てに関するセミナーや親子遊びの講座を土日に開催するなど、男性が参加しやすいように設定する。 また、男性向けの子育てセミナーを開催する。	【計画】 男性向けや男性も参加できる子育てセミナーの実施 【実績】 各子育て支援施設において、親子参加の催しなどを土日開催にするなど、男性が参加しやすいよう設定した。 ○子育て交流プラザ ・おはなしなあに(毎月) ・みんなであそぼう(毎月) ・パパママセミナー(1回) ・プレパパママセミナー(2回開催のうち1回を祝日開催)など ○児童センター ・親子クッキング(2回) ・親子一輪車教室(全4日) ・イクメン・カジダン講座(県と共催、1回)など ○子育て支援センター ・パパママ応援セミナー(4回) ○信愛つどいの広場 ・子育て支援講座(12回)	【計画】 男性向けや男性も参加できる子育てセミナーを実施する。 【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、子育てに関するセミナーや親子遊びの講座を土日に開催したり、父親向けのテーマにしたりするなど、男性が参加しやすいよう努める。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	-	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 該当なし	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 毎月19日を「食育の日」として定め、全職員宛に啓発メールを送信し、家族揃って食事をとる大切さについて啓発を行い、定時の帰宅を促す。	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】 ・毎月の食育の日における啓発及び食育関連の講座等の情報提供(年12回) ・食育フェスタでの啓発活動	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】	-	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 啓発活動の継続の中で、新たなイベント等の情報収集及び提供。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 仕事と子育て両立支援推進セミナーにおいて、イクボスや働き方改革をテーマにするなど、男性にも役立つテーマを設定する。	【計画】 イクボスセミナーの実施 【実績】 仕事と子育て両立支援推進セミナーのテーマを「働き方改革で組織の生産性と業績の向上」として開催した。 参加:61人(うち男性27人)	【計画】 雇用・就労推進協議会の参加団体である商工会・経済団体で取り組み部会を設置し、勉強会や講演会を実施する。 【実績】	965	303	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、男性が参加しやすいテーマ設定や広報を行い、事業を実施する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 現時点での計画はないが、今後、啓発事業を行う際は、男性が参加しやすくなるような配慮を行う。	【計画】 現時点では無し。 【実績】 実績なし	【計画】 現時点では無し。 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 現時点では無し。	【課題・今後の方向性】 啓発事業等を行う際は、必要な配慮を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 生涯学習センター講座(料理教室)の受講生募集において男性も申込みしやすいようなチラシの工夫また男性の参加を呼びかける有線放送を流すなど広報を行う。	【計画】 田主丸町内全戸チラシ配付(たぬしまるだより)への掲載。 【実績】 チラシ配布・有線放送の成果で、20名中4人の男性参加申込みがあった。	【計画】 田主丸町内全戸チラシ配付(たぬしまるだより)への掲載。公共施設へのチラシ設置。 【実績】	104	117	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続きチラシ・広報の工夫をしながら、男性の参加を呼びかけていく。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 北野地域広報紙(コスモス通信)で、積極的に男性対象の講座や地域イベントなどの広報を行う。	【計画】 北野地域広報紙(コスモス通信)への掲載。 【実績】 北野地域広報紙(コスモス通信)に男性対象の講座等を掲載した。	【計画】 北野地域広報紙(コスモス通信)への掲載。 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き男性の参画が進むよう、北野地域広報紙(コスモス通信)に積極的に掲載していく。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 地域の男性料理教室等に参加してもらおうようチラシ・ポスター等で広く周知を図る。	【計画】 チラシ・ポスターの設置箇所等を工夫しながら、広く周知を図る。 【実績】 5月、10月、H29.1月発行の地域広報紙において、男性料理教室等のイベントを掲載した。	【計画】 男性対象の講座や地域イベントについて、地域広報紙での周知を行う。 【実績】	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男性対象の講座を漏れなく周知することで、意識の醸成を図る。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性が参加しやすい日時を設定し、また、チラシ等で積極的に広報する。	【計画】 時間や曜日の設定に配慮し、講座の内容やチラシについて、男性にも興味を持ってもらえるように引き続き工夫していく。 【実績】 男性が家事・育児・介護等の講座に参加しやすい平日の夜間、土日に設定するなど、配慮した。また、講座内容に興味を持てるよう、三潁生涯学習センター講座の案内チラシ等で周知を行った。	【計画】 男性が講座等に参加しやすい時間、曜日を設定し、三潁生涯学習センターの案内チラシ等でテーマに興味を持ってもらえるよう工夫していく。 【実績】	-	-	全庁 (三潁総合支所)
			【活動指標・当初値】 時間や曜日の設定に配慮し、講座の内容やチラシについて、男性にも興味を持ってもらえるように引き続き工夫していく。	【課題・今後の方向性】 引き続き、男性が参加しやすいテーマや日時の設定及びチラシ等での周知方法に工夫していく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】 【実績】 該当なし	【計画】 【実績】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性が参加しやすいように学校行事を土曜や日曜に設定したり、運動会などの行事にも男性が進んで参加できるような競技の設定を行う。	【計画】 学校行事への男性参加促進及び「父親の会」等の取組の促し。 【実績】 「父親の会」の増加土・日の学校公開の実施	【計画】 学校行事への男性参加者促進及び「父親の会」等への取組への助言 【実績】	-	-	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 学校の要請に応じた助言	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、地域への参画促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】	【実績】	【実績】			
			【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】			
			【実績】	【実績】	-			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】				
44	プレババママ教室の実施	プレババママ教室の実施により、父親の主体的な育児への関わりの必要性を啓発するとともに、父親の参加状況を注視しながら、父親が参加しやすいメニューの検討を行う。	【取組内容】 教室等において父親の育児参画の必要性を啓発するとともに、父親育児団体との協働を進めることにより、父親の育児参画に向けた啓発の充実に努めていく。	【計画】 ・父親育児の市民団体との協働により育児参画に向けた啓発物を作成する。 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施していく。	【計画】 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施していく。	410	431	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・プレババママ教室 752人 ・すこやかマタニティ教室 37人 (27年度)	【実績】 ・キラリ補助金を活用し、市民団体ババママとの協働により、父親の育児参加啓発リーフレットを作成し配布。 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 今後も教室や啓発物により父親の育児参加の必要性の啓発に努める。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 教室等において父親の育児参画の必要性を啓発するとともに、父親育児団体との協働を進めることにより、父親の育児参画に向けた啓発の充実に努めていく。	【計画】 ・父親育児の市民団体との協働により育児参画に向けた啓発物を作成する。 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施していく。	【計画】 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施していく。			
			【活動指標・当初値】 ・プレババママ教室 752人 ・すこやかマタニティ教室 37人 (27年度)	【実績】 ・キラリ補助金を活用し、市民団体ババママとの協働により、父親の育児参加啓発リーフレットを作成し配布。 ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 今後も教室や啓発物により父親の育児参加の必要性の啓発に努める。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
45	男性の生活的自立のための講座の実施	男性の家庭における生活的自立を目指すために、様々な家事(料理、洗濯、掃除、育児、介護等)への参画を促進するような講座(教室)を実施する。	【取組内容】 男性の料理講座を日曜日に実施する。	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予定。定員各24人。	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予定。定員各24人。	232	264	生涯学習推進課
			【活動指標・当初】 定員に対する参加率80%・(H27)46%	【実績】 ・定員に対する参加率85%、活動指標を上回った。	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 次年度も継続的に実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 「男性のための料理教室」を実施する。	【計画】 「男性のための料理教室」を実施する。			
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 全1回実施し、13名の参加があった。	【実績】	13	13	田丸総合支所文化スポーツ課
			【課題・今後の方向性】 今後も講座を実施していく。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、料理・掃除等家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男性料理講座」を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男性向け家事支援講座」を実施する。			
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 「男の魚料理講座」を実施。男性の興味をひくような内容に絞り込んだ料理講座を企画。定員を超える申込があった。	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 今後も男性に興味をもってもらえるような家事支援講座を実施する。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	20	20	北野総合支所文化スポーツ課
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・香辛料を極めるカレー講座 ・男の料理教室 ホワイトデースイーツ講座	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・それでいいのよ! あなたの子育て ・城島の酒の歴史と日本酒にあうおつまみ講座			
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 エツ料理教室、スパイシーカレー講座・スイーツ講座の3講座を実施し45名参加。	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 今後も、男性に興味をもってもらえるような、家事支援講座を実施する。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
31	31	城島総合支所文化スポーツ課	【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・香辛料を極めるカレー講座 ・男の料理教室 ホワイトデースイーツ講座	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・それでいいのよ! あなたの子育て ・城島の酒の歴史と日本酒にあうおつまみ講座	31	31	城島総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 エツ料理教室、スパイシーカレー講座・スイーツ講座の3講座を実施し45名参加。	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 今後も、男性に興味をもってもらえるような、家事支援講座を実施する。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・香辛料を極めるカレー講座 ・男の料理教室 ホワイトデースイーツ講座	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・それでいいのよ! あなたの子育て ・城島の酒の歴史と日本酒にあうおつまみ講座			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
45	男性の生活的自立のための講座の実施	男性の家庭における生活的自立を目指すために、様々な家事(料理、洗濯、掃除、育児、介護等)への参画を促進するような講座(教室)を実施する。	【取組内容】 男性料理教室等、男性の参画を促進する講座の開催 【活動指標・当初値】 年2回以上、講座等を開催	【計画】 年2回以上、講座等を開催 【実績】 ・平成28年12月3日(土) 男性料理教室 7名 ・平成29年2月5日(日) 男性保護者対象 親子クッキング 9組 【課題・今後の方向性】 男性が参加しやすい日時、内容、広報など工夫していく必要がある。	【計画】 年2回以上、男性の参画を促進する料理教室等を開催 【実績】 【課題・今後の方向性】	30	30	三瀬総合支所 文化スポーツ課
●まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進								
◎ 33	女性活躍促進事業の実施(女性のための就業支援講座の実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座 ③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 【実績】 政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(計5回 延参加者数113人) ①あなたとわたし、つながる女性たちの行動が社会を変える 女性と人権全国ネットワーク共同代表近藤恵子(男女共同参画週間記念事業として実施) ②③市の管理職を講師に講座を実施。 ④明日の地域をデザインするわくわくワークショップ～私から私たちへ～立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授萩原なつ子(男女共同参画サポーター養成講座と同時開催) 北野、城島で地域のための政策参画講座を実施(各、講演とワークの2回 延参加者数150人) 講演 久留米市男女平等政策審議会会長 中嶋玲子 ワーク NPO法人福岡ジェンダー研究所理事 倉富 史枝	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	793	947	男女平等推進センター
46	社会教育指導者養成事業の実施(女性リーダーの育成)	社会教育指導者養成研修を通して、女性がまちづくりに積極的に参加することを促進し、さらには男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。	【取組内容】 まちづくりネットワーク講座で、男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 まちづくりネットワーク講座で、女性リーダー養成を目的にした回を設定する。 【実績】 まちづくりネットワーク講座で、女性の立場で地域を支えてきた方を講師に迎え、女性が活躍するまちづくりを学んだ。 【課題・今後の方向性】 男女共同参画についての啓発を地域レベルで推進していく必要がある。	【計画】 「まちづくネットワーク講座」を実施する中で、男女平等問題について学習できるように工夫する。 男女平等問題に特化した内容での講座設定を検討する。 【実績】 【課題・今後の方向性】	84	118	生涯学習推進課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
47	地域活動での男女共同参画の促進	校区コミュニティ組織や自治会の活動を通じ、女性や若年層の積極的な登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を促進する。	【取組内容】 ・校区コミュニティ組織や自治会等への女性や若年層の登用を働きかける。 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画に関する研修会を行う。 【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 10回 【実績】 校区コミュニティ組織での研修 34回(608名)	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回 【実績】 校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回	-	-	地域コミュニティ課
48	環境保全活動への男女共同参画促進	身近な環境問題をテーマにした「環境フェア」や環境教育等を実施する際に、男女が共同して参加できるテーマや内容にすることで、環境保全活動へ男女市民の参画を図っていく。	【取組内容】 身近でさまざまな環境問題をテーマにした環境フェアの実施や環境教育等を通して、環境保全活動へ男女市民の参画を図る。 【活動指標・当初値】	【計画】 参加者・受講者が女性に偏らないようなテーマを設定する。 【実績】 身近な環境問題をテーマにした環境フェアを実施するなど、環境保全活動へ市民の参画を図った。	【計画】 参加者・受講者が偏らないようなテーマを設定することで、市民の参画を図る。 【実績】	3,442	3,694	環境政策課
◎ 49	防災活動における女性参画の推進	地域における多様な視点を反映させた防災活動を実施するため、自主防災研修や防災訓練への参加や女性消防団員の入団など、様々な活動への女性の参画を推進し、地域の防災力の向上を図る。	【取組内容】 地域で実施している自主防災研修や防災訓練などの防災活動への女性の積極的な参画を推進する。 【活動指標・当初値】 計画の実施	【計画】 自主防災研修や防災訓練の企画をする団体に対し女性参画の必要性を説明し、女性への呼びかけを充実させる。 【実績】 各種研修や講座において女性の参加の重要性を講義している。	【計画】 女性防火クラブとの連携 【実績】	-	-	防災対策課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供								
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進) 【再掲】	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施	-	-	男女平等推進センター
			【実績】 子育て期の男性や夫婦を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座等を実施。男性にとつての男女共同参画の意義を理解する内容に努めた。(32人) また、講座実施を土曜日など参加しやすい日程にする等の配慮も行った(男性が参加した講座数77講座、参加者数1,258人)。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 ・男性の生き方支援講座(2回28人)(27年度)	【課題・今後の方向性】 魅力ある講座の開催 啓発事業への男性の参加促進	【課題・今後の方向性】			
50	ワーク・ライフ・バランスに関する農業者への啓発の充実	農業者や農業団体を対象にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。	【計画】 仕事と子育て両立支援推進セミナー	【計画】 雇用・就労推進協議会の参加団体である商工会・経済団体で取り組み部会を設置し、勉強会や講演会を実施する。	965	303	労政課
			【実績】 仕事と子育て両立支援推進セミナーのテーマを「働き方改革で組織の生産性と業績の向上」として開催した。参加:61人(うち男性27人)	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、男性が参加しやすいテーマ設定や広報を行い、事業を実施する。	【課題・今後の方向性】			
51	◎ 仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	ワーク・ライフ・バランスの推進に関して、企業を対象とした両立支援推進セミナーや雇用優良事業所の表彰、事業所訪問等による周知・啓発を実施し、管理職を含めた企業経営者の意識向上と職場風土の改善を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業に対し、費用の一部を助成し男女の仕事と家庭の両立支援拡充を図る。	【取組内容】 ワークライフバランスの推進や管理職を含めた企業経営者の意識向上を図るため、両立支援推進セミナーや企業訪問を通じて周知啓発を実施する。また、ワークライフバランスに取り組む企業に対し、経費の一部を助成し、取り組みの推進を図る。	【計画】 ・両立支援推進セミナー ・ワークライフバランス助成	【計画】 ・ワークライフバランス助成	1,084	4,200	労政課
			【実績】 ・仕事と子育て両立支援推進セミナーのテーマを「働き方改革で組織の生産性と業績の向上」として開催した。参加:61人(うち男性27人) ・ワークライフバランス助成金の代替要員確保助成の計画書提出1件、環境整備助成申請1件。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 ワークライフバランスの推進にかかる企業への助成件数	【課題・今後の方向性】 助成金の申請件数が少ないため、原因を分析し、申請件数増加を目指す。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき取組を進める。	【計画】 ・計画の推進体制の立上げ ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充 【実績】 育児・介護に関する休暇・休業等の拡充、育児短時間勤務の運用開始の決定、育児休業に係る給与措置の見直し等を行った。	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充 【実績】	-	-	人事厚生課
			【活動指標・当初値】 ・職員1人あたりの時間外勤務時間数 平成26年度比10%減 ・年次有給休暇を初年度付与日数の半分以上取得した職員の割合 80%	【課題・今後の方向性】 引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき取組を進める。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (総合政策部)
			【取組内容】 朝礼において、定時退庁日の呼びかけや事務効率化の徹底等職員へのワークライフバランスの意識向上・周知徹底を図り、時間外勤務の削減に取り組む。	【計画】 朝礼でのノー残業デーの周知 【実績】 朝礼でのノー残業デーの周知 また、年度途中から、一部の課ではノー残業デーに帰りの会を開き、退庁時間を確認を行うようにした。	【計画】 朝礼等でのノー残業デーの周知 【実績】	-	-	
			【活動指標・当初値】 ノー残業デーの徹底	【課題・今後の方向性】 本年度の取組を継続し、ノー残業デーが徹底できるよう努めていく。	【課題・今後の方向性】	-	-	
			【取組内容】 定時退庁日に朝礼で呼びかける等、上司からの働きかけによる、ワークライフバランスに対する職員意識の向上。	【計画】 朝礼や提示後に、早めの退庁を呼びかける。 【実績】 定時退庁日ごとに呼びかけを行った。	【計画】 朝礼や定時後に、引き続き呼びかけを行い、定着させる 【実績】	-	-	全庁 (総務部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 意識付けを行い、徹底する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【取組内容】 各職場における事務改善に努め、時間外勤務の縮減に取り組む。	【計画】 定時退庁日の徹底及び時間外勤務の縮減 【実績】 災害対応等で時間外勤務が増えた。	【計画】 定時退庁日の徹底及び時間外勤務の縮減 【実績】	-	-	
			【活動指標・当初値】 定時退庁日の徹底及び時間外勤務の縮減	【課題・今後の方向性】 定時退庁日の徹底、時間外勤務の縮減に努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	
			【取組内容】 事務の効率化・簡素化を図るとともに、各職場における事務改善に努め、時間外勤務の縮減に取り組む。	【計画】 定時退庁日の徹底及び時間外勤務の縮減 【実績】 各課の繁忙期にあたる時期には、定時退庁日の徹底を図ることが難しかった。	【計画】 毎日の朝礼において、ノー残業デーの確認を行う。 【実績】	-	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標・当初値】 職場の事務改善及び時間外勤務の縮減の取り組みの実施	【課題・今後の方向性】 業務の整理を行ない、時間外を縮減すること。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【取組内容】 定時退庁日に、朝礼で呼びかける等、上司からの働きかけによる、職員のワークライフバランス意識の向上。	【計画】 朝礼等での周知 【実績】 定時退庁日(水曜日、育児の日)は朝礼で呼びかけ、ワークライフバランスの意識づけに努めた。	【計画】 所属長からの積極的な声かけにより、職員が意識して時間外勤務縮減に取り組む、風土の醸成 【実績】	-	-	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 恒常的な時間外勤務が生じている職場での、業務の効率化や平準化	【課題・今後の方向性】	-	-	

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5) ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 事務の効率化・簡素化、平準化を進め、時間外勤務の縮減に取り組む。	【計画】 ・時間外勤務の縮減 【実績】 事務改善を図り時間外勤務の縮減に努めた。	【計画】 朝礼等の機会を活用して定時退庁の徹底などの声かけを行い日頃から意識付けを行う。 【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 新規事業等もあり単純に縮減することは難しい。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (環境部)
			【取組内容】 ・会議資料の事前配布、会議時間の厳守、課題の確認に努め、事務の効率化に取り組む。 ・職員の健康面及びエコの観点からも、定時退庁日の厳守に努める。	【計画】 ・会議での時間管理に配慮しながら、決定すべき事項に集中して協議し、判断する。 ・朝礼時の定時退庁の周知 【実績】 会議の時間厳守や資料の事前配布など事務効率化に取り組んだ。また、朝礼時には定時退庁日の呼びかけをした。	【計画】 会議での時間管理に配慮しながら、決定すべき事項に集中して協議し、判断する。 朝礼時の定時退庁の周知 【実績】	-	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も会議ルールや定時退庁日の徹底を行い、事務効率化を図る。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (農政部)
			【取組内容】 朝礼や課内会議等を活用し、それぞれの業務について共有し柔軟な応援体制を推進することにより、特定の職員への過重負担を軽減する。定時退庁日の遵守徹底。	【計画】 朝礼の徹底、朝礼時のノー残業デーの確認 【実績】 ・定時退庁日、育児・食育の日には、朝礼時等にその旨共有し、定時退庁の意識付けを行った。	【計画】 定時退庁を遵守する意識向上、雰囲気醸成 【実績】	-	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 定時退庁の意識をより高めていく必要がある。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【取組内容】 事務の効率化・簡素化を図り、業務の進捗状況を共有化することで時間外勤務の縮減につなげる。	【計画】 毎日の朝礼において、ノー残業デーの確認を行う。 【実績】 朝礼において、ノー残業デーの確認を行った。	【計画】 毎日の朝礼において、ノー残業デーの確認を行う。 【実績】	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 ノー残業デーの徹底	【課題・今後の方向性】 引き続き、ノー残業デーの徹底されるよう啓発していく。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【取組内容】 育児休暇など、各種休暇制度を活用しやすい職場環境の改善に取り組む。 事務効率化等を進めることで、時間外勤務縮減に取り組む。	【計画】 部内研修等を通じて育児休業取得などに関する情報提供を行う。 部内会議や朝礼を通じ職員業務状況を把握し、業務標準化を図る。 【実績】 男性職員の育児休業取得が進むなど、活用しやすい職場づくりに努めた。	【計画】 部内研修等を通じて育児休業取得などに関する情報提供を行う。 部内会議や朝礼を通じ職員業務状況を把握し、業務標準化を図る。 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、休暇等が取得しやすい職場環境に努める。また、時間外勤務の縮減にも取り組む。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【取組内容】 朝礼において、ノー残業デーの呼びかけ等職員へのワークライフバランスの意識向上・周知徹底を図り、時間外勤務の削減に取り組む。	【計画】 朝礼等での周知徹底 【実績】 朝礼でのノー残業デーの呼びかけや職員同士の声かけを実施した。	【計画】 部内会議・朝礼での周知徹底 【実績】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 ノー残業デーの徹底	【課題・今後の方向性】 ノー残業デーの徹底	【課題・今後の方向性】	-	-	

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等を取り得しやすい職場環境の整備に取り組む。また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 各課の課内会議や朝礼において、ノー残業デーの徹底や時間外勤務削減についての職員の意識向上と周知徹底を図る。	【計画】 課内会議、朝礼等での周知徹底と啓発 【実績】 朝礼等で、ノー残業デーの徹底や年休の計画的な取得を呼びかけた。	【計画】 課内会議、朝礼等での周知徹底と啓発 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 ノー残業デーの徹底、時間外勤務の削減	【課題・今後の方向性】 さらに職員の意識が高まるよう周知を行い、年休等を取りやすい職場の雰囲気作りに努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【取組内容】 課内会議や朝礼において、ノー残業デーの徹底と時間外勤務削減についての職員の意識向上を図る。	【計画】 課内会議、朝礼等での周知徹底と啓発 【実績】 朝礼等で、ノー残業デーの徹底や時間外勤務削減の徹底について周知を行った。	【計画】 朝礼や課内会議を通じて、ノー残業デーや時間外勤務削減の周知徹底をする。 【実績】	-	-	全庁 (三潴総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、周知徹底に取り組むことで職員の意識向上を図る。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【取組内容】 課内会議や朝礼において、ノー残業デーの徹底と時間外勤務削減についての職員の意識向上を図る。	【計画】 課内会議、朝礼等での周知徹底と啓発 【実績】 課内会議、朝礼、終業時において、周知徹底と啓発を行った。	【計画】 課内会議、朝礼等での周知徹底と啓発を行う。 【実績】	-	-	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も周知徹底し、職員の意識向上を図る。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【取組内容】 業務内容を複数での把握に努めることで、個人ではなく組織として動く体制作りを目指している。	【計画】 朝礼等を利用した職員への意識付け 【実績】 朝礼等を利用し職員への意識付けを行った。	【計画】 朝礼等を利用した職員への意識付け 【実績】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き環境整備に努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	
			【取組内容】 定時退庁日・定時退校日の遵守や事務効率化の徹底、部内研修等による職場の雰囲気醸成に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	【計画】 職場の雰囲気づくりや声かけを積極的に実施する。 【実績】 朝礼等で定時退庁日等の声かけを行ったが、徹底できていないことがあった。	【計画】 朝礼やミーティング時における声かけのほか、部内会議等での周知を行う。 【実績】	-	-	
			【活動指標・当初値】 定時退庁日・定時退校日の徹底	【課題・今後の方向性】 定時退庁日の周知徹底を図っていく。	【課題・今後の方向性】	-	-	
			【取組内容】 事務配分を確認するとともに、朝礼においては、ノー残業デーの呼びかけを行い、事務の効率化などワーク・ライフ・バランスの意識向上を図り、時間外勤務削減に努める。	【計画】 朝礼でのノー残業デーの声かけ 【実績】 朝礼でのノー残業デーの声かけを行った。	【計画】 朝礼でのノー残業デーの声かけ 【実績】	-	-	
			【活動指標・当初値】 ノー残業デーの徹底	【課題・今後の方向性】 今後もノー残業デーの徹底に努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	
【取組内容】 チームミーティングや朝礼において、業務の進捗状況把握を行い、計画的な業務遂行に努め、休暇取得や時間外削減に取り組む。	【計画】 ・現状把握の徹底 ・計画的な休暇取得 ・ノー残業デーの周知徹底 【実績】 チーム毎に業務の現状把握を行った。また、ノー残業デーの周知徹底も行った。	【計画】 ・年休を取りやすい職場風土の醸成 ・計画的な年休取得 ・ノー残業デーの徹底 【実績】	-	-				
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 計画的な休暇取得など、さらにワーク・ライフ・バランスの意識向上を図っていく。	【課題・今後の方向性】	-	-				

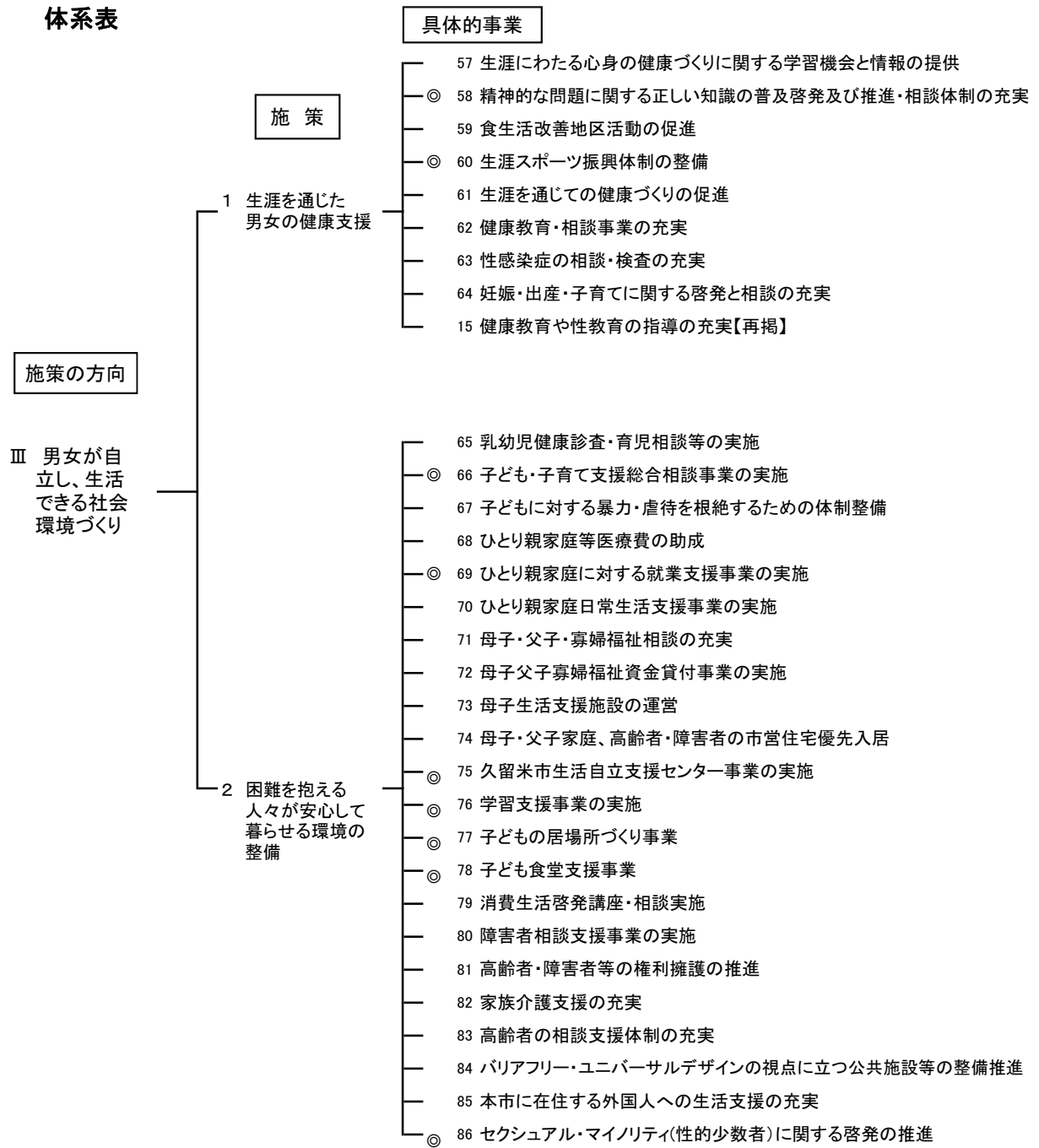
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●両立支援制度の充実								
53	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育てを援助したい人、援助を受けたい人の会員組織による子育て相互援助活動の促進を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努める。	<p>【取組内容】 さらなる会員の拡大を図るとともに、依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。</p> <p>【活動指標・当初値】 1,519人(H27年度末)</p>	<p>【計画】 養成講座の実施</p> <p>【実績】 6月にみまもり会員養成講座、9、2月に子育てパートナー養成講座(子育て支援センター、くるんと共催)を開催。講座受講後、計36人のみまもり会員(提供会員)登録があった。</p> <p>【課題・今後の方向性】 依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善のため、引き続き提供会員の確保に努める。</p>	<p>【計画】 田主丸で養成講座を開催し、田主丸、うきは地区の会員不足解消を図る。</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	11,762	11,973	子ども政策課
◎54	保育所持機児童の解消	「くろめ子どもの笑顔プラン」に基づき今後5年間のニーズ量に応じた施設整備等を進める。	<p>【取組内容】 ・整備計画に基づいた施設整備事業を実施する。</p> <p>【活動指標・当初値】 9,005人</p>	<p>【計画】 定員増整備 2件</p> <p>【実績】 定員増2施設</p> <p>【課題・今後の方向性】 施設整備にむかえ保育士確保策の推進</p>	<p>【計画】 定員増 1件 認定こども園創設 2件 保育士人材確保事業実施</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	425,198	533,622	子ども施設事業課
55	多様な保育サービスの提供	(病児保育) 既存施設の定員増や新規開設の働きかけ等、病児保育の拡充に努め、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	<p>【取組内容】 ・H29年度に1施設・定員4人の拡大を実現するために必要な調整を実施する。 ・今後の整備量を把握するため、キャンセル待ち発生状況の調査を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 1日あたりの病児受け入れ可能児童数 15人(H27年度末)</p>	<p>【計画】 ・国県補助金の確保 ・新規施設の確認 ・実施施設からの報告様式の見直し</p> <p>【実績】 年間病児受け入れ児童数(単位:人) ・マリアンキッズハウス:1,459 ・エンゼルキッズ:511 ・すくすくランド:845 ・ハイジア病児保育室:273 1日あたりの受け入れ数:21</p> <p>【課題・今後の方向性】 病児保育実施施設の拡充および定員増により、利便性の向上を図る。</p>	<p>【計画】 H29年度に田主丸地区で医療法人が病児保育事業を実施する</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	49,133	63,146	子ども政策課
			<p>【取組内容】 民間保育所・認定こども園、公立保育所において一時預かりを実施する。</p> <p>【活動指標・当初値】 ・7000人(市内受入実績)</p>	<p>【計画】 ・一時預かりを実施していない園への働きかけを行なう。</p> <p>【実績】 増減なし</p> <p>【課題・今後の方向性】 保育士不足のため実施拡大が困難な状況である。</p>	<p>【計画】 保育所等への働きかけ引き続き実施する。</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	7,067	13,471	子ども施設事業課
			<p>【取組内容】 篠山保育園、江上保育園、青木保育園にて引き続き休日保育を実施する。</p> <p>【活動指標・当初値】 ・休日保育実施カ所数 ・1日あたりの休日保育受け入れ可能児童数</p>	<p>【計画】 ・休日保育実施カ所数増加を目指す。</p> <p>【実績】 実施箇所数 3園</p> <p>【課題・今後の方向性】 保育士不足により2箇所が休止となる。</p>	<p>【計画】 他施設への実施勧奨など休日保育の安定的実施を目指す。</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	-	-	子ども施設事業課
			<p>【取組内容】 認可夜間保育所にて、夜間保育を引き続き実施する。平成27年には20名の定員増を行なった。</p> <p>【活動指標・当初値】 ・認可夜間保育所の定員数</p>	<p>【計画】 需供のバランスを考えながら、引き続き多様なニーズへの対応を行なっていく。</p> <p>【実績】 認可保育所 1園 届出保育施設 2園で実施</p> <p>【課題・今後の方向性】 実施事業者や保育士の確保が困難であることが課題である。</p>	<p>【計画】 保育需要の推移を把握しながら保護者ニーズへの対応を行う。</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	15,050	16,564	子ども施設事業課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 56	学童保育所の 充実	運営内容や施設の充実を図り、子どもを安心して預け働けることができる環境づくりに取り組む。	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員超過状態の日吉・鳥飼・西牟田校区に合計240人分の施設を整備する。 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日吉 1月供用開始 鳥飼・西牟田 5月-10月設計 11月着工 3月供用開始 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日吉3クラブ整備(定員120名) 鳥飼2クラブ整備(定員80名) 西牟田1クラブ整備(定員40名) <p>【活動指標・当初値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設定員の合計 3,330人(H27年度末) 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 篠山2クラブ整備(定員80名) 上津2クラブ整備(定員80名) 荒木2クラブ整備(定員80名) 草野1クラブ整備(定員40名) <p>【実績】</p>	188,647	253,464	子ども政策課
			<p>【課題・今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員超過校区の解消 ・全校区での高学年受入開始 	<p>【課題・今後の方向性】</p>				

体系表



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(№51、54、56は一部新規)

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●ライフステージに応じた健康づくりへの支援								
57	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性が心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・更年期・高齢期における健康に関する講座の開催や情報の提供・相談体制の充実に努める。	【取組内容】 ・年代ごとの変化についての知識や、健康の維持や増進のための健康管理についての講座の開催 ・図書においては、関連書籍を収集し、情報提供に努める。 ・健康に関する相談には、関係機関と連携し回復に向けた支援に取組む。	【計画】 女性の心身についての講座開催や情報提供 【実績】 生涯にわたる女性のための健康づくりセミナーとして、女性の身体の年代ごとの変化についての知識や、健康管理についての講座を実施した。 【男女平等推進センター】 ・おしっこ処方箋 (3月11日(土)、参加者数61人) 女性のホルモンバランスや加齢にも関係する尿失禁や頻尿などについて学習した	【計画】 女性の心身についての講座開催や情報提供 【実績】	男女平等推進センター37(事業番号6を含む)	男女平等推進センター0(事業番号6を含む)	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 生涯にわたる女性のための健康づくりセミナー 「もしかして更年期? 〜いつまでも、生き生きと暮らすために〜」(3月13日 参加者30人) 総合相談4,460件 (うち健康相談 668件)	【課題・今後の方向性】 【男女平等推進センター】 女性の身体についての情報提供や健康づくりに関する学習を充実する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施 【実績】 ・女性の健康相談 14人 ・出前講座の実施 33回 ・思春期保健情報交換会 1回	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施 【実績】	519	875	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・女性の健康相談 20人 ・思春期保健講演会 68人 ・出前講座 9回 (27年度)	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 ・健康なつとく相談(健康相談) 3,092人 ・健康なるほど講座(健康教育) 3,996人	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】	336	441	地域保健課			
【活動指標・当初値】 4,390 (H27年度健康教育) 3,909 (H27年度健康相談)	【課題・今後の方向性】 ・引き続き市民が気軽に相談できるよう健康相談や健康教育を実施する。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 58	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び推進・相談体制の充実	あらゆる機会を捉え、悩みを抱えたときには誰かに相談すること、また悩みを抱えた人の発するSOSのサインやその対応について学校・企業などと連携し積極的に周知するとともに、相談体制の一層の充実を図る。	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、自殺のサインに早期に気付き、適切な関係機関につなぐ役割を担うゲートキーパーとしての意識を浸透させるため、広く啓発活動や人材養成をおこなっていく。 ・また、市民の身近な場所で相談できる場を提供する。 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業として講演会、街頭キャンペーンの実施 ・関係団体の連絡強化として自殺対策連絡協議会及び自殺対策庁内会議、職域メンタルヘルス連絡会議を開催 ・支援者の資質向上のためにかかりつけ医うつ病アプローチ研修、ゲートキーパー研修の実施 ・こころの健康支援として「こころの相談カフェ」の実施 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会(市民101人、職域79人) ・街頭キャンペーン(2回) ・自殺対策連絡協議会(1回) ・自殺対策庁内会議(2回) ・職域メンタルヘルス連絡会議(1回) ・かかりつけ医うつ病アプローチ研修(2回・307人) ・ゲートキーパー養成講座(出前講座を含む71回・1876人) ・こころの相談カフェ(34回・106件) 	<p>【計画】</p> <p>〈普及啓発〉講演会、街頭キャンペーン、広報誌掲載〈関係団体との連携強化〉自殺対策連絡協議会及び自殺対策庁内会議、職域メンタルヘルス連絡会議、関係機関連携調整会議〈支援者の資質向上〉かかりつけ医うつ病アプローチ研修、ゲートキーパー研修の実施〈こころの健康支援〉「こころの相談カフェ」</p> <p>【実績】</p>	3,387	4,808	保健予防課
59	食生活改善地区活動の促進	久留米市食生活改善推進員協議会と連携し、地域の住民を対象に、生活習慣病予防・地産地消推進のための調理実習の実施や、食を視点とした健康づくりを啓発するための各種イベントへの参画などにより、市民の食生活の改善に向けて取り組む。	<p>【取組内容】</p> <p>食を視点に、地域における健康づくりを推進するため、生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や地域からの依頼事業の一環として、男性料理教室を実施する。</p> <p>【活動指標・当初値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区組織活動113回 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区組織活動115回 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区組織活動114回 <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>引き続き、食を視点に、地域における健康づくりを推進するため、生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や地域からの依頼事業の一環として、男性料理教室等を実施する。</p>	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区組織活動115回 <p>【実績】</p>	1,500	1,500	健康推進課
◎ 60	生涯スポーツ振興体制の整備	地域における市民スポーツの活性化を目的に、スポーツ推進委員等と連携し、仕事や子育て等で普段運動していない人が身近にスポーツに親むことができるよう環境整備を行い、市民の健康増進を図る。	<p>【取組内容】</p> <p>地域ごとに普段運動をしていない人を巻き込んだスポーツ教室を実施し、また、運動の継続の可能性を探る。</p> <p>【活動指標・当初値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段運動していない参加者数・・・49人 	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6校区と1箇所の総合型地域スポーツクラブでスポーツ教室を実施予定 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6校区、三潯体育振興協会(総合型地域スポーツクラブ) <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を事業主体として市内全域の事業へと拡大する。</p>	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 23校区と30団体(一般)でスポーツ教室を実施予定 <p>【実績】</p>	-	-	体育スポーツ課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
61	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種健診を実施し、男女のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進する。 ・生活習慣病予防健診(35～39歳) ・特定健康診査・特定保健指導(40～74歳)	【取組内容】 生活習慣病予防健診・特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導実施率向上のための取り組みを進める。 【活動指標・当初値】 ・生活習慣病予防健診受診率8.4% ・特定健康診査受診率34.8%(H26年度) ・特定保健指導実施率6.1%	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率8.6% 【実績】 ・生活習慣病予防健診受診率8.3% 【課題・今後の方向性】 引き続き、生活習慣病予防健診向上のための取り組みを進める。	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率8.6% 【実績】 【課題・今後の方向性】	184,999	238,875	健康推進課
62	健康教育・相談事業の充実	生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。	【取組内容】 糖尿病について正しい知識の普及と予防意識の向上を図るため、血圧・血糖測定と栄養・糖尿病に関する健康相談を実施する。 【活動指標・当初値】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,542人 【取組内容】(No57再掲) 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。 【活動指標・当初値】 4,390 (H27年度健康教育) 3,922 (H27年度総合健康相談)	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,500人 【実績】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,521人 【課題・今後の方向性】 引き続き、糖尿病について正しい知識の普及と予防意識の向上を図るため、血圧・血糖測定と栄養・糖尿病に関する健康相談を実施する。 【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 ・健康なつとく相談(健康相談) 3,092人 ・健康なるほど講座(健康教育) 3,996人 【課題・今後の方向性】 引き続き市民が気軽に相談できるよう健康相談や健康教育を実施する。	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,500人 【実績】 【課題・今後の方向性】 【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	578	578	健康推進課
63	性感染症の相談・検査の充実	夜間即日HIV相談・検査を6月1日～7日のHIV検査普及週間、8月の盆帰省時、12月1日の世界エイズデーの年3回、及びHIV、性感染症に関する相談・検査を毎週水曜日に実施する。 また、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設(インターネットカフェ・コンビニエンスストア等)や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットの配布や成人式での検査案内カードの配布、依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施するなど、人が集まる場での効果的な普及啓発活動を行う。	【取組内容】 6月1日～7日のHIV検査普及週間、12月1日の世界エイズデー、及びお盆帰省時期に、夜間即日検査を実施し、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットを配布する。 ・新成人には、成人式にて啓発物を配布。 ・依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施。 【活動指標・当初値】 平成27年度 ・エイズ検査件数:276件 ・梅毒検査件数:188件 ・クラミジア検査件数:189件 ・エイズ相談件数:579件 ・性感染症相談件数:394件	【計画】 ・定例及び夜間即日検査・相談の実施 ・広報くめへの掲載 ・市公式ホームページへの掲載 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布 【実績】 平成28年度 ・エイズ検査件数:328件 ・梅毒検査件数:245件 ・クラミジア検査件数:244件 ・エイズ相談件数:694件 ・性感染症相談件数:520件 【課題・今後の方向性】 受検者アンケートの中で、ホームページを見て受検した方が45.1%と半数近くを占めた。今後も流行状況を把握し、市民への効果的な普及啓発に努めたい。	【計画】 ・定例及び夜間即日検査・相談(6月、8月、12月)の実施 ・広報くめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布 【実績】 【課題・今後の方向性】	427	463	保健予防課

●妊娠・出産と性に関する健康への支援

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
64	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	妊娠から出産、育児についての正しい知識を啓発するとともに、妊婦同士や子育て中の母親との交流を進める取り組みや妊婦健康診査を実施し、出産を控えた妊婦に対して、きめ細かい支援を行う。また、妊娠を希望する女性に対して、不妊治療の相談と支援を引き続き実施する。	【取組内容】 乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 受診率100% ・女性の健康相談の実施	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 受診率100% ・女性の健康相談の実施	262,389	287,865	健康推進課
			【実績】 ・妊婦健康診査受診率 確認中 ・女性の健康相談 14人	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 ・妊婦健康診査受診率 99.5% ・女性の健康相談 20人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 引き続き、乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【課題・今後の方向性】			
15	健康教育や性教育の指導の充実【再掲】	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。	【計画】 計画書の確認、指導・助言	【計画】 計画書に基づく実施の確認、指導・助言	0	-	学校教育課
			【実績】 各学校において、計画に基づき教科等で指導を行った。	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 授業の実施	【課題・今後の方向性】 授業での効果的な指導への助言	【課題・今後の方向性】			

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●子ども・子育てに関する支援の充実								
65	乳幼児健康診査・育児相談等の実施	乳幼児健康診査により、乳幼児の健全な育成を図り、発育や精神面等において問題のある乳幼児を対象として、発達相談事業を実施する。また、保護者の子育てに対する不安解消を図るため、母子保健に関する各種健康相談を実施する。	【取組内容】 乳幼児の健全な発育発達のため健康診査を行い、問題がある乳幼児に対して、各種相談に繋ぐなど、個々に応じた支援を行う。	【計画】 ・乳幼児健康診査 受診率 100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施 【実績】 ・乳幼児健康診査 受診率 確認中 ・気になるお子さん相談 119人 ・ことばの相談 62人 ・パパママきもち楽々相談 34人	【計画】 ・乳幼児健康診査 受診率 100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施 【実績】	80,386	81,787	健康推進課
66	◎ 子ども・子育て支援総合相談事業の実施	子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った総合相談窓口を地域子育て支援センター等に設置し、子育てへの負担・不安の軽減や地域とともに見守るしくみづくりを目指す。	【取組内容】 子育てに関する様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。	【計画】 関係部局、機関との更なる連携強化を図る。 【実績】 ・総合相談件数 600件	【計画】 ・関係部局、機関との更なる連携強化を図る。 【実績】	82	614	家庭子ども相談課
67	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備	児童虐待を未然に防ぐために、要支援家庭を様々な子育て支援事業や子育て支援機関につなぐ仕組みを整えるとともに、関係機関や市民に対して虐待防止に関する広報・啓発活動を行う。また、「子ども見守り地域ネットワーク」の構築により、子育て家庭の孤立を防止し、児童虐待防止のための体制充実を図る。	【取組内容】 ・セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会で具体的取り組みについて検討する。 ・乳児家庭訪問事業の地域連携、校区拡充 ・子どもや職員によるオレンジリボン作成 ・中学校への出前サロン事業 ・関係部局や学校、病院、福祉施設等の関係機関、団体との個別ケース会議の実施 ・久留米大学との協働事業として、オレンジリボンキャンペーンを中心に、オレンジリボンの着用を行う。	【計画】 ・乳児家庭訪問事業の実施 ・職員対象のオレンジリボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。 【実績】 ・乳児家庭訪問事業の地域連携 4校区 ・中学校への出前サロン事業 4中学校 ・個別ケース会議 154回	【計画】 ・乳児家庭訪問事業の実施 ・職員対象のオレンジリボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。 【実績】	2,246	4,137	家庭子ども相談課
●生活上の困難に直面した人々への支援								
68	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童、父母のない児童の生活の安定と自立を支援するため、医療費を助成する。	【取組内容】 制度周知のためホームページによる情報発信	【計画】 ・既存受給者の更新案内 【実績】 ・既存受給者の更新	【計画】 ・既存受給者の医療証更新事務 【実績】	248,681	275,280	医療・年金課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 69	ひとり親家庭 に対する就業 支援事業の実施	ひとり親家庭の母又は父等が、看護師等の就職に有利な資格の取得や、職業能力開発のための講座等を受講する際に、給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ひとり親家庭等就業・自立支援センター等との連携により、就労支援講座や就業情報の提供を行う。 児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就職を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の母または父の就業に有利な資格取得のため、高等職業訓練促進給付金事業・自立支援教育訓練給付金事業、高卒認定試験合格支援事業を実施し、就業支援や学び直しの充実を図る。 【活動指標・当初値】 高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率80%以上	【計画】 各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。 【実績】 ・高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率100% 【課題・今後の方向性】 ・制度の周知 ・関係機関との連携強化	【計画】 各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。 【実績】 【課題・今後の方向性】	30,225	49,357	家庭子ども相談課
70	ひとり親家庭 日常生活支援 事業の実施	ひとり親家庭の母・父が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣し、家事を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の保護者が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣して家事を行う。 【活動指標・当初値】 生活支援員派遣対象世帯:5世帯以上	【計画】 児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。 【実績】 ・生活支援員派遣対象世帯:10世帯 【課題・今後の方向性】 ・制度の周知を図り自立に向けての支援	【計画】 ・児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。 【実績】 【課題・今後の方向性】	1,800	2,500	家庭子ども相談課
71	母子・父子・寡 婦福祉相談の 充実	ひとり親家庭等の生活の安定、自立を目指し、住宅、手当、就労、貸付等について助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じた相談員の資質の向上を図っていく。	【取組内容】 母子・父子家庭や寡婦の生活の安定を図るため、経済的、社会的、生活的自立に向けた助言を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 窓口での各種相談受付 自立支援員研修等への参加 【実績】 ・相談件数 延べ785件 (572人) 【課題・今後の方向性】 ・実施	【計画】 ・窓口での各種相談受付 ・自立支援員研修等への参加 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	-	家庭子ども相談課
72	母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業の実施	母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や就学支度資金など12種類の資金貸付を行い、経済的自立を支援する。	【取組内容】 子どもの学費を貸し付ける修学資金や就学支度資金など経済的自立を支援する事業を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。 【実績】 ・貸付件数 216件 【課題・今後の方向性】 ・実施	【計画】 ・経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。 【実績】 【課題・今後の方向性】	79,304	113,000	家庭子ども相談課
73	母子生活支援 施設の運営	経済的・社会的に援助を必要とする母子家庭の母と児童をともに保護し、自立に向けて援助することを目的として、母子生活支援施設を運営する。 また、支援体制の強化に向けた取り組みについて検討を進めていく。	【取組内容】 入所者から様々な相談を受けながら、自立に向けての支援、施設の安全性の向上に取り組む。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 — 【実績】 ・入所者 7世帯21人 【課題・今後の方向性】 ・実施	【計画】 — 【実績】 【課題・今後の方向性】	10,541	10,095	家庭子ども相談課
74	母子・父子家 庭、高齢者・障 害者の市営住 宅優先入居	市営住宅の定期募集とは別に、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、入居機会を拡大させる。	【取組内容】 定期募集の時期に、一般世帯とは別枠で空き状況に応じ母子・父子・高齢者・障害者の枠を設け、市営住宅の優先入居を実施する。 【活動指標・当初値】	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。 【実績】 年3回別枠募集を実施した。 【課題・今後の方向性】 今後も引き続き別枠募集を実施し、入居機会の拡大に努める。	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	-	住宅政策課
◎ 75	久留米市生活 自立支援セン ター事業の実 施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、支援員がどのような支援が必要かを相談者に寄り添いながら考えて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	【取組内容】 総合相談事業、家計相談事業の実施 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 当初相談者720名 【実績】 新規相談受付845件/年 支援プラン作成475件/年 就労・増収者139名/年 【課題・今後の方向性】 関係機関と連携し、困窮者の早期発見・早期支援に取り組むとともに、地域の社会資源を活用した支援プランを策定する。	【計画】 (国の目安値) 新規相談受付864件/年 支援プラン作成432件/年 就労・増収者数181名/年 【実績】 【課題・今後の方向性】	28,256	28,259	生活支援第2課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
◎76	学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どものいる世帯(主に中学生)を対象に、学習支援や日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	【取組内容】 適切なアウトリーチ及び居場所型事業の実施	【計画】 【居場所】1回当たり平均8名程度の参加 【アウトリーチ】30名以上の介入 【実績】 【居場所型】平均参加者数11.9人/回 【アウトリーチ型】57世帯(62人)に対して介入	【計画】 【居場所型】平均参加者数12人/回 【アウトリーチ型】50世帯に対して介入 【実績】	12,110	14,011	生活支援第1・第2課
◎77	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、学校終了後に生活習慣の習得の支援や学習の支援、食事の提供等を行う。	【取組内容】 市内のNPO団体等に委託し、居場所づくりを実施する。	【計画】 6月頃までに受託者公募 7月から事業開始 【実績】 ・拠点型利用児童数 5世帯8人 ・派遣型利用児童数 3世帯5人	【計画】 ・対象地域拡充に向けての検討 【実績】	4,743	12,479	家庭子ども相談課
◎78	子ども食堂支援事業	様々な家庭の事情を抱えた子どもの生活向上を図るため、食事の提供を行うとともに、地域との交流や生活習慣の習得の支援などを行う。	【取組内容】 子ども食堂を実施する団体に対し、運営費等の補助を支給する。	【計画】 ・6月申請受付 ・10団体を予定 【実績】 ・6団体に対し助成	【計画】 ・補助団体の拡充 ・実施団体が一同に会し、運営、実施状況についての情報交換会を実施 【実績】	1,540	3,500	子ども政策課
●高齢者、障害者、外国人等への支援の充実								
79	消費生活啓発講座・相談実施	高齢者が被害にあいやすいニセ電話詐欺や悪質商法などについて、相談や啓発を実施することで、安心して暮らせる環境の整備を図る。	【取組内容】 ポスター、チラシなどで広く消費者被害の未然防止の啓発を行う。出前講座やくらしのカレッジで悪徳商法、詐欺への啓発を行う。消費に関する相談を行う。	【計画】 28年度くらしのカレッジを月1回計12回開催予定。 出前講座メニューに「悪質商法の手口とその撃退法」をあげ学習利用を図る。(1,000名) 5月消費者月間において西鉄久留米駅にて街頭啓発活動を行う。 【実績】 くらしのカレッジ12回開催 出前講座77回開催3,160人参加	【計画】 29年度くらしのカレッジを月1回計12回開催予定。 出前講座メニューに「悪質商法の手口とその撃退法」をあげ学習利用を図る。(1,000名) 5月消費者月間において西鉄久留米駅にて街頭啓発活動を行う。 【実績】	-	-	消費生活センター
80	障害者相談支援事業の実施	障害者の地域における相談支援体制の中核をなす基幹相談支援センターの設置をはじめ、障害者やその家族などからの相談に応じる相談窓口を拡充し、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるように支援を行う。	【取組内容】 基幹相談支援センターを平成28年7月に市内4ヶ所で開設し、障害者やその他家族などの総合的・専門的な相談支援や指定相談支援事業所への指導・助言など市全体の相談支援体制の強化を図る。	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する指導、助言 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局) 【実績】 相談件数4,080件	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する指導、助言 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局) 【実績】	56,153	65,904	障害者福祉課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
81	高齢者・障害者等の権利擁護の推進	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になっても、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進する。	【取組内容】 成年後見制度の啓発を進めるとともに、成年後見センターの運営により相談・支援窓口を整備する。また、制度利用促進のため、本人等が申立ができない場合に市長申立を実施する。さらに、制度の新たな担い手と期待される市民後見人のスキルアップに取り組む。	【計画】 ・出前講座 ・市民向け講演会 ・成年後見センター委託 ・成年後見制度市長申立 ・後見等報酬補助 ・市民後見人候補者フォローアップ研修 【実績】 ・出前講座:4回 ・市民向け講演会:6回(参加者:15人) ・成年後見センター委託 ・成年後見制度市長申立申立て件数:13件 ・成年後見利用支援事業後見等報酬補助:2件 申立て費用補助:1件 ・市民後見人候補者フォローアップ研修:1回(4日程)	【計画】 ・出前講座 ・市民向け講演会 ・成年後見センター委託 ・成年後見制度市長申立 ・後見等報酬補助 ・市民後見人候補者フォローアップ研修 【実績】	19,754	24,625	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・成年後見制度及び利用支援事業の周知	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 長寿支援課と連携し、成年後見制度の啓発を行う。また、本人申立て及び親族申立てができない場合、市町申立てを行う。	【計画】 ・成年後見制度市町申立て ・後見等報酬補助 【実績】 相談件数20件 申立件数 5件 補助件数 1件	【計画】 ・成年後見制度市町申立て ・後見等報酬補助 【実績】			
【活動指標・当初値】 【H27年度】 ・相談件数 10件 ・市町申立て 3件	【課題・今後の方向性】 成年後見制度の周知	【課題・今後の方向性】						
82	家族介護支援の充実	家族介護者の介護の負担軽減と孤立化防止のため、介護教室等を実施する。	【取組内容】 介護家族の支援や、介護負担を原因とする虐待防止などのため、家族介護に関する知識の習得を目的とした講座等を実施する。	【計画】 ・家族介護に関する講座等 【実績】 市内3ヶ所において、「介護技術講座」と、「認知症ケア講座」を実施した。 介護技術講座 参加者27名 認知症ケア講座 参加者35名	【計画】 ・家族介護に関する講座等 【実績】	694	1,000	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 実施方法を見直すとともに、事業の広報を工夫するなど、参加者の増加に向けた取り組みが必要。	【課題・今後の方向性】			
			83	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者や介護者の様々な相談に対し、地域包括支援センターを核とする身近な地域の相談窓口を設置し、適切な支援を行う。			
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 平成29年度中には、全ての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置する。	【課題・今後の方向性】						
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。				該当なし	【計画】 【実績】	【計画】 【実績】
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課	
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 本庁舎東側まごころ駐車場がわかりにくいため、来庁者が専用駐車場と、一目見てわかるよう看板等の設置を行う。	【計画】 庁舎東側駐車場は、まごころ駐車場及び搬入専用駐車場となっているため、それぞれの区画がすぐに分かる看板等を設置する。 【実績】 看板設置。まごころ駐車場、後方4台、前方5台 計9台	【計画】 まごころ駐車場の屋根設置。建築基準等もあり実施は困難。実施時期についても不透明だが、今後も検討はしていきたい。 【実績】	227	-	全庁 (総務部)	
			【活動指標・当初値】 専用区画前後に看板設置	【課題・今後の方向性】 屋根の設置を検討する。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 該当なし	【計画】 -	【計画】 -	-	-	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標・当初値】 -	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に施設を利用できるように、関係法令を踏まえ、施設整備を推進する。	【計画】 市民が施設を安全・安心に利用できるよう整備を推進し、維持管理に努める。 【実績】 バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った整備を行った。	【計画】 関係法令に適した公共施設の整備を行う。 【実績】	-	-	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標・当初値】 バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った整備を行なう。	【課題・今後の方向性】 法や制度改正の適時的確な把握と対応。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点に立ち、既設構造物に対しての点検および新設時の配慮	【計画】 修繕・新設時の留意 【実績】 バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って整備を行った。	【計画】 改修・新設の際には、既存の同様の整備を参考に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に留意する。 【実績】	-	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も適切な対応が行えるよう、継続した職員への意識付け	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 公共施設の建設・改修時にはバリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 ・保育所整備 【実績】 施設改修にあたり、バリアフリーに配慮した実施設計を行った。	【計画】 利用者の視点に立った施設整備を行う。 【実績】	-	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、利用者の視点に立ったバリアフリーの整備に努めたい。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 全ての利用者が制限されることなく、利用できるよう施設運営を行う。	【計画】 斎場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえ、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。 【実績】 該当なし	【計画】 斎場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえ、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。 【実績】	-	-	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 すべての利用者が快適に利用できるように努める。	【課題・今後の方向性】				
【取組内容】 新たな施設整備の際には、様々な利用者の視点に立った整備を行う。	【計画】 H28該当なし 【実績】 H28該当なし	【計画】 H29該当なし 【実績】	-	-	-	全庁 (農政部)			
【活動指標・当初値】 H28該当なし	【課題・今後の方向性】 整備予定はなくても、普段施設を利用する際に、利用者視点に立つ意識を持ちながら利用することで、配慮すべき視点を養っていく。	【課題・今後の方向性】							

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 該当施設無し	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (商工観光労働部)
				【実績】 H28該当なし	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点を持って公共施設の整備を推進する。	【計画】 計画的な公共施設の整備を進める。	【計画】 計画的な公共施設の整備を進める。	-	-	全庁 (都市建設部)
			【実績】 ユニバーサルデザインの視点を持って、計画的に公共施設の整備に努めた。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き、計画的な整備に努める。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については、関係部局と調整を行う。	【計画】 安全に安心して利用できるよう取り組む。	【計画】 利用者の安全に配慮し、修繕が必要な箇所があった場合、関係部局と調整を行う。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【実績】 利用者の安全に配慮し、点検を実施した。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 修繕の必要性があった場合の関係部局との調整	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 通路等の障害物や危険箇所がないか等、施設の点検と改善を行い、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。誰もが分かりやすい庁舎内の掲示や案内について工夫をしていく。	【計画】 庁舎内の点検や改善、必要に応じて修繕を行う。	【計画】 6月の支所統合に合わせ、本館への来庁者が安全に利用できるよう玄関ホールタイルの張替え、インターホンの設置を行う。	0	584	全庁 (北野総合支所)
			【実績】 庁舎内を定期的に点検し、危険な箇所や不便な箇所がないか把握し、必要に応じて修繕を行った。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 より安全で利用しやすい庁舎になるよう必要箇所の改修を行う。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 定期的に施設の点検を実施し、高齢者・障害者をはじめ、来庁者・職員すべての人にとって利用しやすい環境の整備を行う。	【計画】 安全に、安心して、快適に利用できる庁舎環境の整備に取り組む。	【計画】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行う。	-	-	全庁 (城島総合支所)			
【実績】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行った。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き、誰もが利用しやすい庁舎環境の整備に努める。	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 三潁生涯学習センター授乳スペース、育児用ベッドの場所の案内等を設置した。継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。	【計画】 より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。	【計画】 より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。	-	-	全庁 (三潁総合支所)			
【実績】 安全に、安心して快適に利用いただけるよう定期的に点検を実施。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 誰もが、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【計画】 公共施設の整備に努める。	【計画】 公共施設の整備に努める。	-	-	全庁 (上下水道部)
			【実績】 公共施設の整備を進めた。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 今後も左記内容を踏まえ整備に努める。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 施設内の段差解消や多目的トイレの設置等、バリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事に対応可能なものは随時実施。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事に対応可能なものは随時実施。	404,218	371,172	全庁 (教育部)
			【実績】 小6校・中4校・特支・高1校の計12校で工事を実施した。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 国の補助金動向を見極めながら、有利な財源確保をしていくことが必要。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 該当なし	【計画】 -	【計画】 -	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)			
【実績】 -	【実績】							
【活動指標・当初値】 -	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 通路や窓口カウンターの障害物等の点検を行い、全ての市民が快適に利用できるよう整備を行う。	【計画】 ・通路等の点検・改善 ・迅速な対応に対する職員の意識向上	【計画】 ・椅子の整理 ・パンフレット等落下物の防止	-	-	全庁 (農業委員会事務局)			
【実績】 窓口の椅子の整列を徹底し、通路の安全に心がけた。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 市民の方が快適に利用できるようさらに職員の意識を高めていく。	【課題・今後の方向性】						
85	本市に在住する外国人への生活支援の充実	関係団体等と連携し、日本語教室や無料相談会などを実施し、参加者が抱える課題や問題などの把握に努める。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努める。さらに、多言語での生活情報をスマートフォンなどで容易に入手できるように、「外国人のための生活ガイド」の適切な運用を図る。 (具体的な取り組み) ・日本語教室の開催 ・無料相談会の開催 ・「外国人のための生活ガイド」サイトの運用	【取組内容】 日本語教室や無料相談会の実施を支援し、在住外国人が抱える課題解決をサポートする。また、スマートフォンでも生活に必要な情報が手軽に入手できるよう開設した「外国人のための生活ガイド」の周知を図る。	【計画】 外国人無料相談会(年12回) 日本語教室(年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知	【計画】 外国人のための無料相談会開催(1回/月、年12回) 日本語教室の開催(年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知の徹底	1,063	1,382	観光・国際課
			【実績】 外国人のための無料相談会を12回(1回/月)開催。 日本語教室全30回開催(前期15回、後期15回)。 「外国人のための生活ガイド」のデータを更新。	【実績】				
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 外国人のための無料相談会への相談者が減少傾向にあるため、周知方法を検討する。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

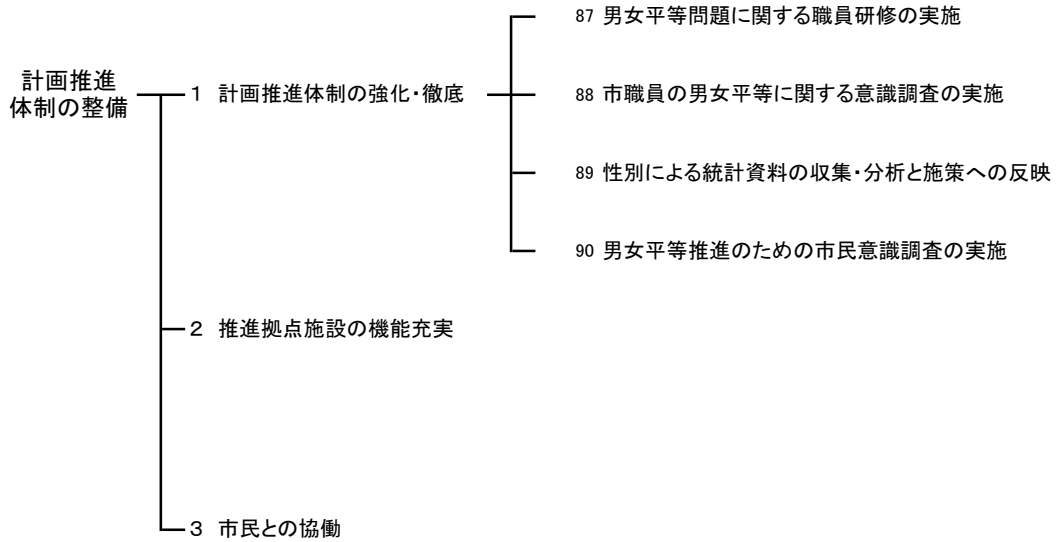
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課		
◎ 86	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に関する啓発の推進	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。	【取組内容】 多様な性のあり方への正しい認識と理解を深めるため、情報収集し施設内での情報掲示、書籍紹介。 男女平等啓発講座においてLGBTを含む人権問題への啓発を行う。	【計画】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進	【計画】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発講座の実施	-	-	男女平等推進センター		
				【実績】 セクシュアル・マイノリティについて学ぶ講座「多様な性を生きる人々知っていますか？LGBT」(2/25、44人) 図書情報ステーションにおける書籍の収集と紹介 ジャーナル3月号において多様な性を描いた絵本の紹介	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 図書情報ステーションの情報収集・発信機能の充実 啓発事業の実施	【課題・今後の方向性】					
					【取組内容】 展示室でセクシュアル・マイノリティのパネルを展示する	【計画】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示	【計画】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示	-	-	人権啓発センター
					【実績】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示を行った。(パネルは、福岡県人権啓発情報センターより借用)	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 セクシュアル・マイノリティの人権課題について、パネル展示を通して啓発を行う。	【課題・今後の方向性】					

計画推進体制の整備

体系表

施策

具体的事業



4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
●推進体制の整備								
87	男女平等問題に関する職員研修の実施	階層別研修(新規採用職員・新任課長)において男女平等問題に関する基礎知識の習得や意識向上を図るための研修を実施する。課題研修では、管理監督職から一般職(若手職員)を対象とした各種研修や講演会等を実施することで、男女共同参画の視点に立った行政運営に向けた意識の向上を図る。また、各部局に男女平等研修推進者を設置し、推進者が講師となり全職員(任期付非常勤職員、臨時職員等含む)を対象に職場研修を実施する。男女平等研修推進者は2年間を任期とし、毎年、推進者への研修を実施することで職場研修の男女平等問題の基礎知識や職場研修の実施手法を習得する。	【取組内容】 男女共同参画社会実現のための職員の意識の向上や、固定的性別役割分担意識の解消を進めるため、下記のような研修や意識啓発を実施する。 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び各部での職場研修	【計画】 ・階層別研修 ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修 【実績】 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び各部での職場研修を実施	【計画】 ・階層別研修 ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修	256	213	人材育成課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き取り組みの継続が必要。	【課題・今後の方向性】			
88	市職員の男女平等に関する意識調査の実施	行政内部における男女平等問題、職員の意識など、問題解決の基礎資料となる調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率100%を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女平等の職場づくり、職場研修に活用する。	【計画】 該当なし(平成30年度実施予定)	【計画】 該当なし(平成30年度実施予定)	-	-	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 99.9%(平成25年度)	【実績】 なし	【実績】			
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 近年の久留米市人口の増加傾向について要因を把握するため、性別、地域別、年齢別など様々な視点からの分析を行う。	【計画】 ・住民基本台帳情報等を活用した人口動向分析 【実績】 ・住民基本台帳情報等およびFRESASを活用し人口動向分析を行った。	【計画】 ・人口動向分析の精度を高め、課題の抽出、施策への反映を図る。 【実績】	-	-	全庁(総合政策部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・人口動向分析の精度を高めていく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 職員情報を職種別・補職別・部局別・男女別等に整理し、人事管理や組織運営の基礎資料としている。また、市職員の定期健康診断等のデータを男女別・年代別等に整理し、健康指導や受診勧奨、各種健康教室等への参加など市職員の健康づくりに活用している。	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新 【実績】 職員情報等の年度更新を行った。	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新、健康診断等のデータの分析および活用 【実績】	-	-	全庁(総務部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き情報を更新し、施策へ反映させる。	【課題・今後の方向性】			
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 市民意識調査で性別による収集・分析を行い、相談業務(広聴・相談課、消費生活センター)については性別による相談件数の収集を行う。	【計画】 性別による収集・分析を行う。 【実績】 性別による収集・分析を行った。	【計画】 性別による収集・分析を行う。 【実績】	-	-	全庁(協働推進部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 分析に活用し、施策へ反映していく。	【課題・今後の方向性】			

4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 なるほど人権セミナー、まちづくりコーディネーター講座、時事講座でのアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る。 【実績】 各講座、セミナーではアンケートに男女、年代の項目を盛り込み、集計している。	【計画】 ひきつづき、アンケートにより男女、年代の調査を行い、男女共に参加しやすい講座、セミナーづくりを計画していく。 【実績】	-	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 アンケートにより、男女、年代の統計をとり、今後の事業・講座への反映を図る。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【取組内容】 各部署で実施する講演会等・研修等でアンケートをとり、課題を整理し改善策を検討する。	【計画】 年代、性別ごとに集計 【実績】 性別や年代別の記入を実施した	【計画】 各種研修・講演会の際のアンケートに、性別や年代の項目を設け、今後の事業等への反映を図る 【実績】	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 収集後の、回答傾向などのデータの分析までは至っていないこと	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【取組内容】 各種調査・アンケートによる性別や年齢によるデータの収集・分析を行い、各種事業の改善等につなげる。	【計画】 ・各種調査・アンケートによるデータ収集・分析 【実績】 アンケートを実施する場合、性別や年代別の記入により実施した。	【計画】 各種事業・講座等を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る 【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 収集はできるが、全てのアンケート調査において詳細なデータの分析までは至っていない。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (環境部)
			【取組内容】 部主催の各講座において、性別及び年齢層の記入も含めたアンケートを配布し、今後の事業運営に反映させる。 ・宮ノ陣クリーンセンター主催事業 ・環境カレッジ ・環境フェア開催時の講座 ・自然観察会 ・サンデーリサイクル開催時の講座	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映 【実績】 環境交流プラザ(宮ノ陣CC)で開催している講座において、性別及び年齢層の記入を含めたアンケートを実施した。 サンデーリサイクルにおいて実施している講座について、申請時に性別及び年齢を把握した。	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映 【実績】	238	401	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 アンケートによるデータの収集と分析を実施する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (農政部)
			【取組内容】 部主催のイベント・講座等において、アンケートに性別、年齢欄を設け、施策検討の際の基礎資料として活用する。	【計画】 ・アンケート記入項目の見直し ・くるモニ等の活用 【実績】 ・アンケート調査の際には、性別ごとの集計を行い、今後の事業充実のための基礎資料とした。 ・くるモニ等の実施	【計画】 ・アンケート調査の実施、活用 ・くるモニ等の活用 【実績】	-	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 アンケートやくるモニの結果から課題の抽出と改善策の検討。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【取組内容】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 ・男女平等研修 ・女性活躍セミナー(講座) 【実績】 部内で実施する研修に対するアンケート調査等において、男女別で集計・分析し、効果的な実施に努めた。	【計画】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。 【実績】	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、性別等での集計・分析を実施し、次の施策に反映できるように努める。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (商工観光労働部)

4 計画推進体制の整備

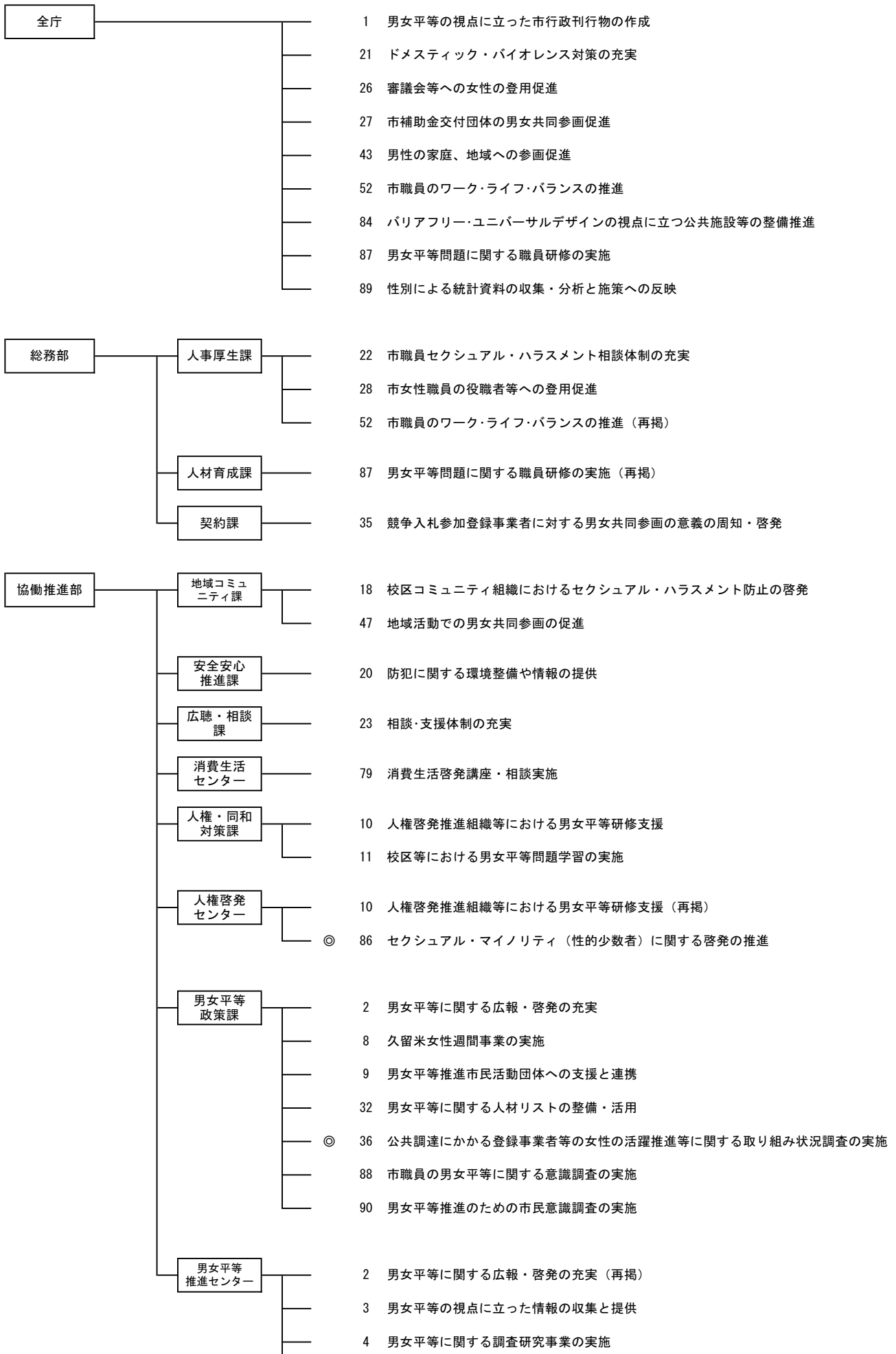
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 部主催の講座等におけるアンケートに性別、年齢欄を設け、都市建設分野における男女平等の推進に向けた施策の基礎資料とする。	【計画】 資料収集、基礎資料作成 【実績】部の研修の際、アンケートに男女、年齢の区分を設け、アンケート結果を踏まえ、次の研修等への反映に努めた。	【計画】 資料収集、基礎資料作成 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】引き続き、資料収集などに努める。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 支所で実施する講演会等でアンケートを取り、今後の課題を整理し、改善策について検討していく。	【計画】 支所で実施する講演会等でのアンケートは、性別・年代ごとに集計する。 【実績】 アンケートを取り、参加者の状況を分析し、次回開催の検討資料とすることができた。	【計画】 継続して、講演会等でのアンケートを実施し、課題整理を行う。 【実績】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】継続して、講演会等でのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約や分析を行うことでの今後の課題を整理し、改善策について検討をしていく。	【計画】 支所で行う講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討。 【実績】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約等を行った。	【計画】 支所で行う講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討。 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】引き続き支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、今後の分析等を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 支所で実施する研修、講演会等でのアンケートは、性別・年代ごとに集計する。	【計画】 アンケート実施による課題抽出・解決で今後の事業をより良いものとする。 【実績】 支所で実施する研修・講演会等でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計した。	【計画】 支所で実施する研修・講演会等でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計する。 【実績】	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 アンケート実施による課題抽出・解決で今後の事業をより良いものとする。	【課題・今後の方向性】引き続き支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、今後の分析等を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各種講座の開催でアンケート等を取り、課題等を抽出し、今後の事業展開へ反映させる。	【計画】 アンケート等を取り、より良い事業展開を図る。 【実績】 アンケートを取り、参加者の状況を分析し、次回開催の検討資料とすることができた。	【計画】 講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。 【実績】	-	-	全庁 (三瀬総合支所)
			【活動指標・当初値】 アンケート等を取り、より良い事業展開を図る。	【課題・今後の方向性】継続して、講演会等でのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし。	【計画】 【実績】 該当なし	【計画】 【実績】	-	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			

4 計画推進体制の整備

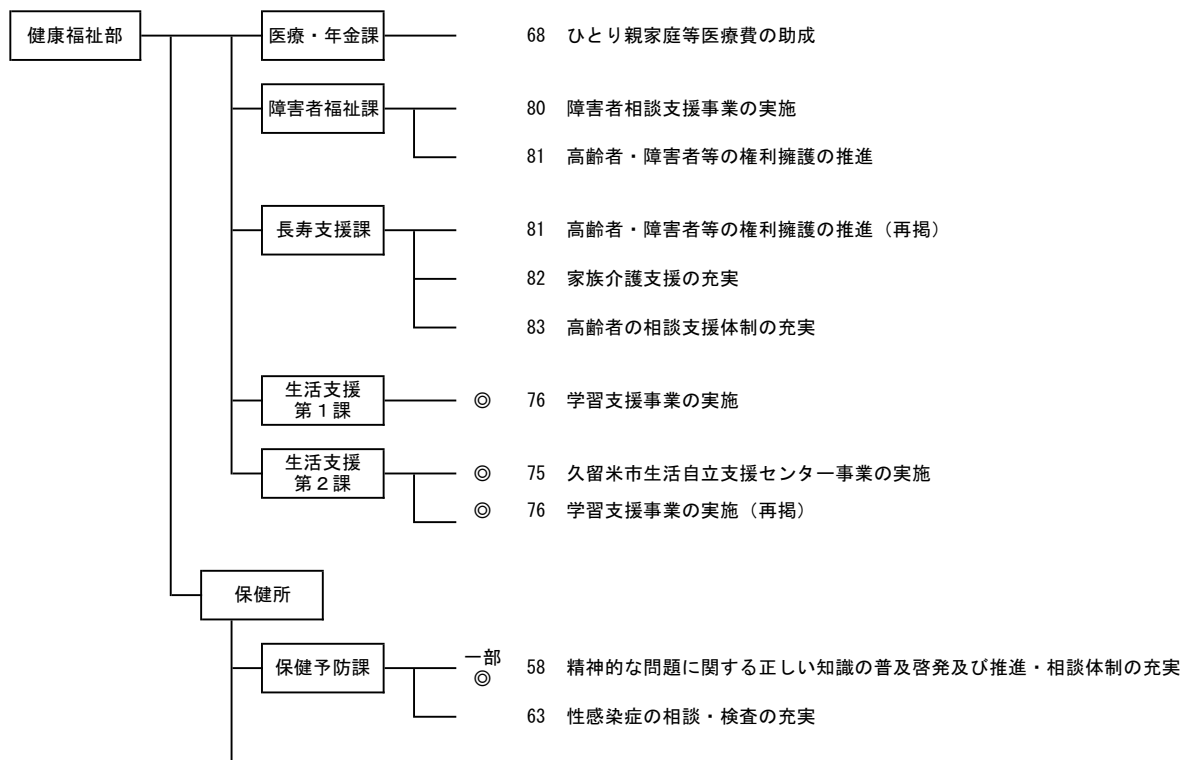
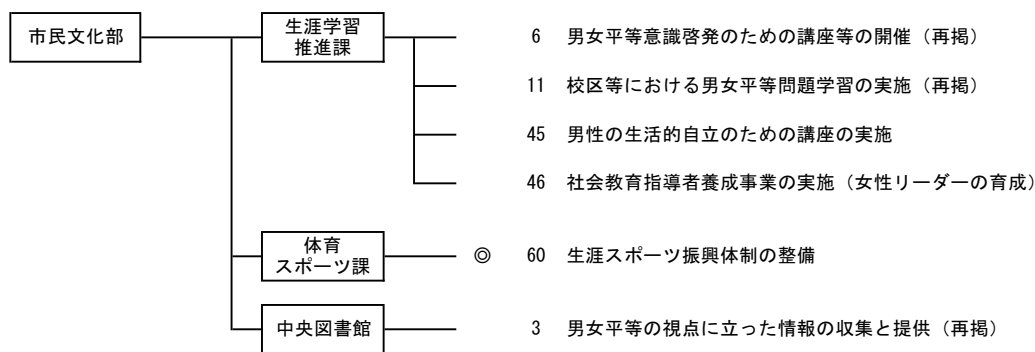
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成28年度	平成29年度	28年度 決算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	担当課		
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 教諭の男女の人数を把握し、今後の女性管理職登用等の資料として活用する。	【計画】 平成28年度5月1日現在の学校基本調査等を活用	【計画】	-	-	全庁 (教育部)		
				【実績】	【実績】					
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】					
					【取組内容】 各種選挙の執行において、投票者数(投票率)等の統計を調査し、啓発等に活用していく。	【計画】 啓発等への活用	【計画】 啓発等への活用	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
					【実績】 政治啓発学級の開級式にて、性別毎の結果を報告した。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、各種選挙の執行において、投票者数(投票率)等の統計を調査し、啓発等に活用する。	【課題・今後の方向性】					
		【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)			
			【実績】	【実績】						
		【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】						
90	男女平等推進のための市民意識調査の実施	第4次久留米市男女共同参画行動計画策定の基礎資料とするための調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率向上を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女がともにのびやかに生きる新しいまちづくりを進める。	【計画】 該当なし(平成31年度実施予定)	【計画】 該当なし(平成31年度実施予定)	-	-	男女平等政策課		
				【実績】 なし	【実績】					
			【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 40.5%(平成26年度)	【課題・今後の方向性】 「男女共同参画社会 久留米」を目指すとともに、回収率向上の効果的な方法を検証する。	【課題・今後の方向性】					

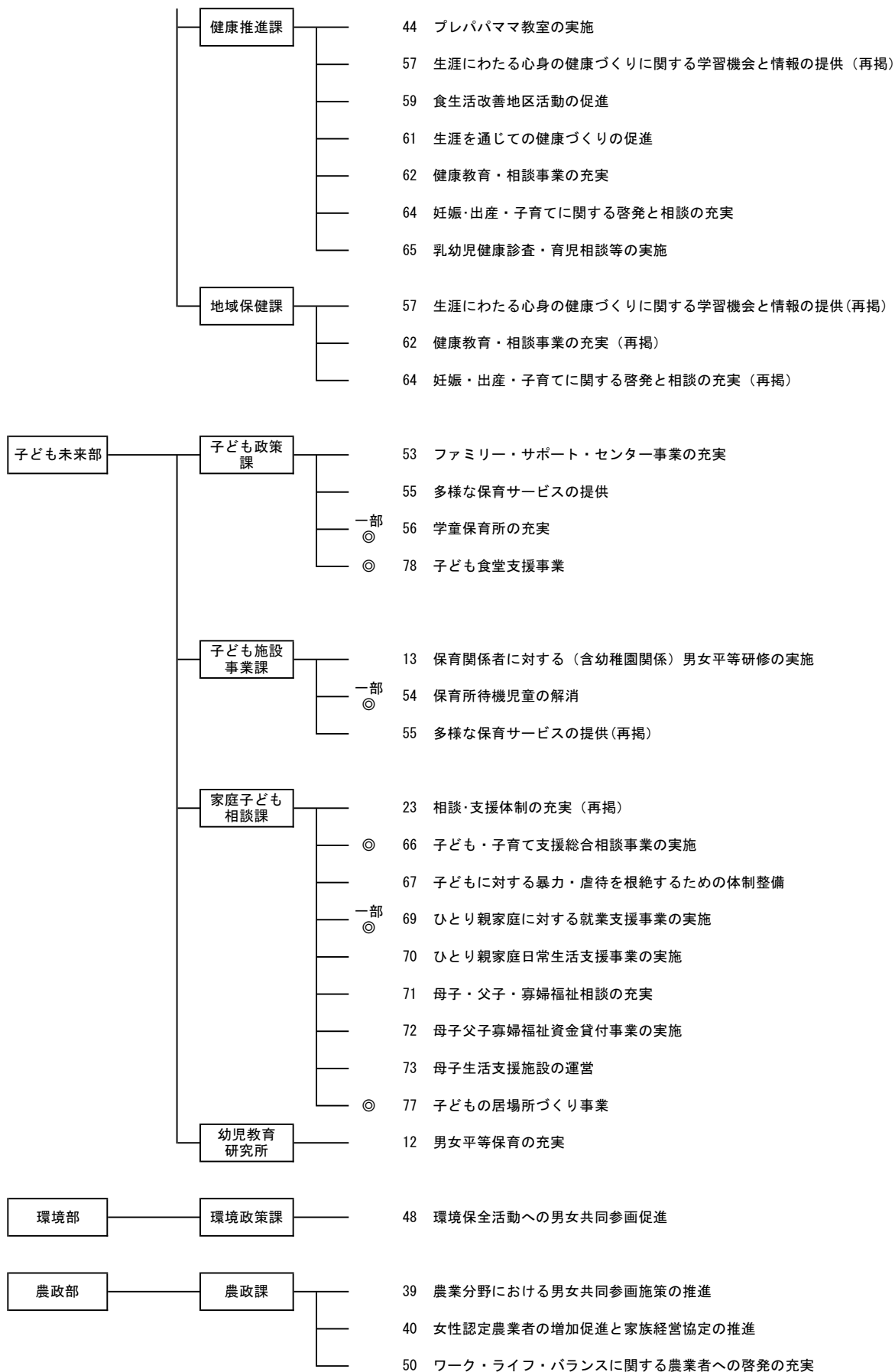
4 部課別具体的事業一覧

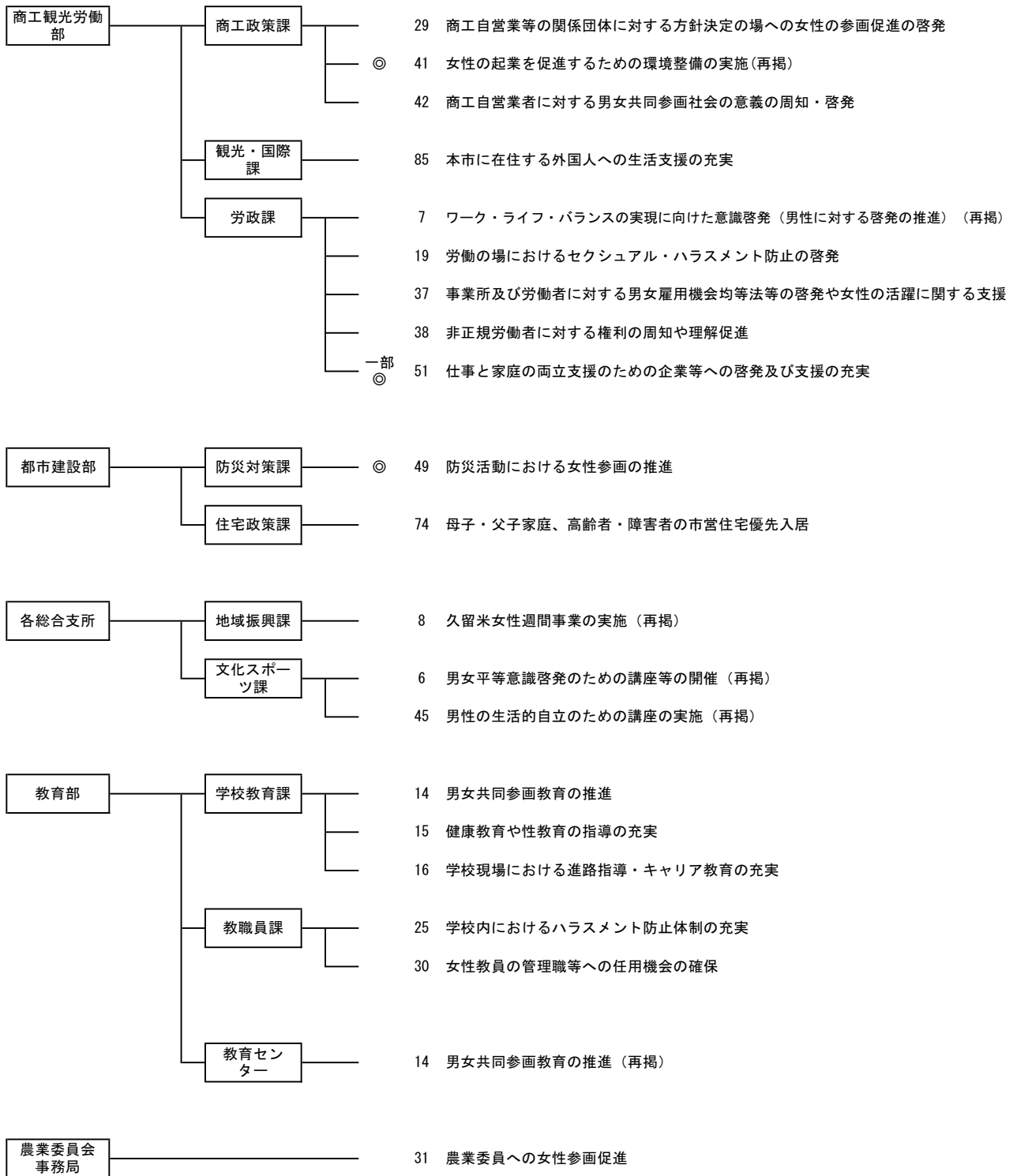
◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業



- 5 国際理解及び交流と連帯の推進
- 6 男女平等意識啓発のための講座等の開催
- 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）
- 8 久留米女性週間事業の実施（再掲）
- 9 男女平等推進市民活動団体への支援と連携（再掲）
- 11 校区等における男女平等問題学習の実施（再掲）
- 17 性暴力防止のための啓発
- 23 相談・支援体制の充実（再掲）
- ◎ 24 性暴力被害者支援体制の充実
- 32 男女平等に関する人材リストの整備・活用（再掲）
- ◎ 33 女性活躍促進事業の実施（女性人材等の育成）
- 34 女性のチャレンジ支援のための情報提供
- ◎ 41 女性の起業を促進するための環境整備の実施
- 57 生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供
- ◎ 86 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に関する啓発の推進（再掲）







Ⅱ 女性の現状に関する統計資料

目 次

I. 人口

1. 人口推移(市)	79
2. 年齢3区分の構成比の推移(市)	79
3. 少子化の状況	80
(1)全人口における年少人口(0~14歳)の占める割合	80
(2)合計特殊出生率の推移	80

II. 教育

1. 学校における役職別教員の男女の割合(市)	81
2. 学校種類別進学率の推移(国)	82

III. 労働

1. 女性労働者の推移(市)	83
2. 女性の年齢階級別潜在的労働力率(国)	83
3. 常用労働者の男女の割合(市)	84
4. 常用労働者の男女の内訳(市)	84
5. 常用労働者に占めるパートタイマーの割合(市)	85
6. 常用労働者に占めるパートタイマーの男女の内訳(市)	85
7. 常用労働者に占める派遣労働者の割合(市)	86
8. 常用労働者に占める契約社員の割合(市)	86
9. 男女別の所定内給与の推移(筑後地区)	87
10. 産業別にみた女性の所定内給与指数(筑後地区)	87
11. 農業就業人口(販売農家)に占める女性の割合(市)	88
12. 農業における家族経営協定締結状況(市)	88

IV. 家庭・健康・福祉

1. 就学前児童の保育状況の推移(市)	89
2. 年齢別の通所状況(市)	89
3. 高齢者の状況(市)	90
4. 高齢化率の状況	90
5. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況(市)	91
6. 久留米市における相談の状況	92
(1)広聴・相談課一般相談	92
(2)男女平等推進センター相談	92
(3)婦人保護相談	94
(4)母子・寡婦福祉相談	95
(5)子育て相談	96
7. 児童虐待の状況(市)	97
8. 自殺の概要(県・市)	98

V. 社会参画

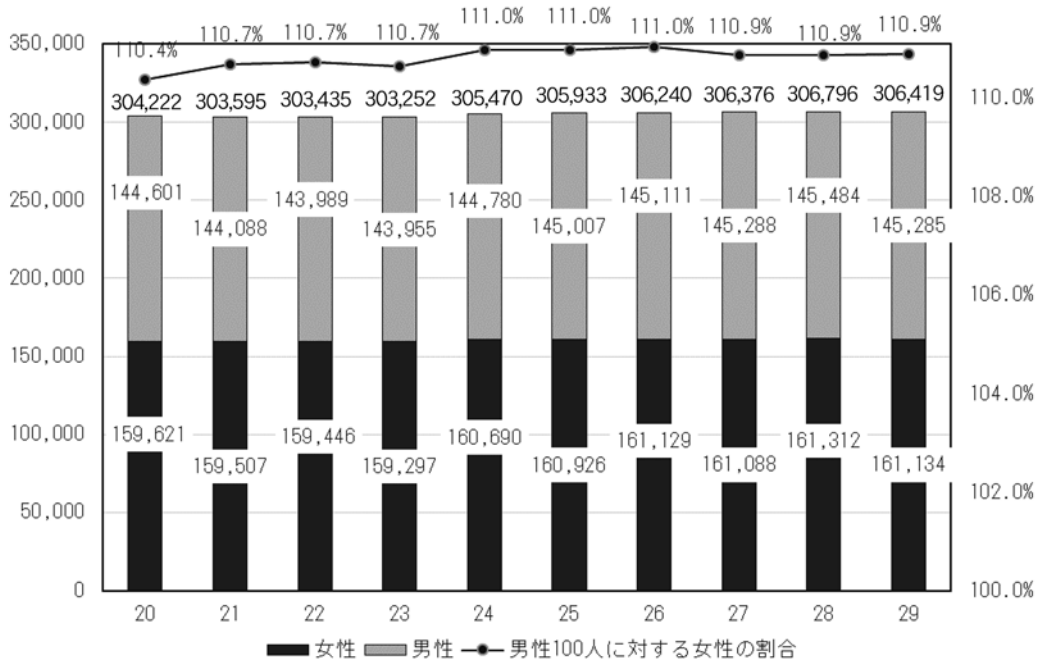
1. 委員会・審議会等における女性委員の割合(市)	99
2. 審議会(法律・条例・設置要綱等によるもの)・市職員における女性の割合(市)	99
3. 審議会・委員会等女性登用状況一覧(市)	100
4. 民生委員・保護司における女性の割合(市)	103
5. 団体等における女性役職者等の割合(市)	104
(1)PTA	104
(2)校区コミュニティ組織	104
(3)自治会	105
6. 議会における女性議員の割合	105
7. 選挙における投票率(市)	105
8. 地方議会における女性議員割合の推移	106
9. 審議会等における女性委員割合の推移(国)	106
10. HDI、GII、GGIにおける日本の順位	107

VI. 苦情処理機関

1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)	108
------------------------------	-----

I 人口

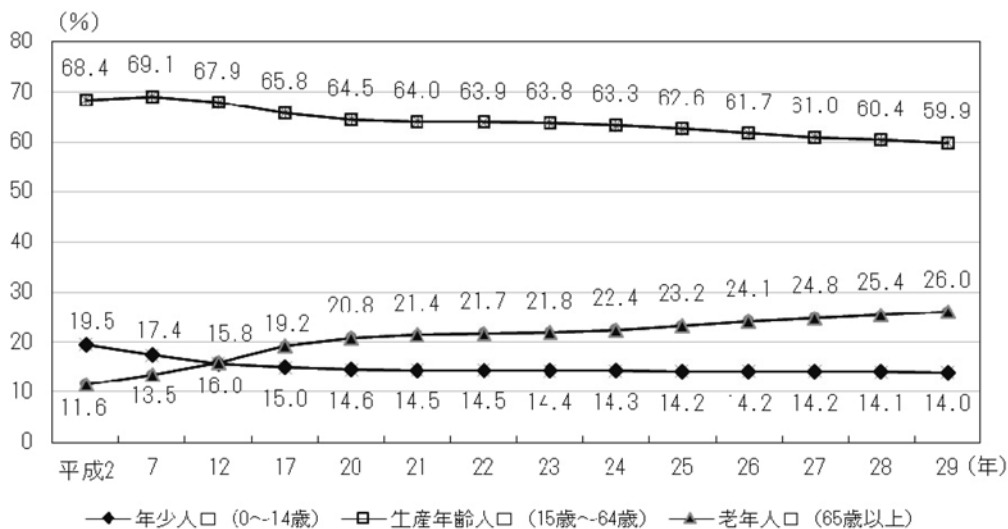
1. 人口推移 (市)



※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。
資料出所：「住民基本台帳月報」(毎年10月1日時点)

○近年増加傾向で推移していた総人口は、平成29年に減少に転じた。また、男女比（女性が男性より約1割多い）に特段の変化は見られない。

2. 年齢3区分の構成比の推移 (市)

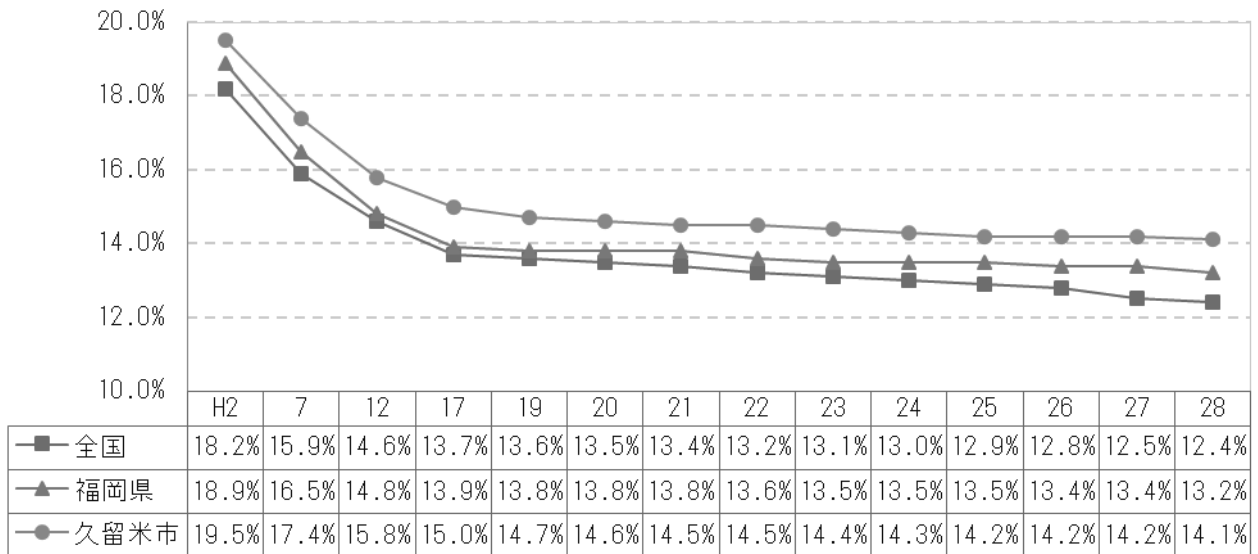


※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。
資料出所：昭和60年~平成12年…国勢調査(10月1時点)
平成13~29年…住民基本台帳月報(10月1時点)

○本市では、平成12年から老年人口が年少人口を上回るようになり、その差は徐々に広がりつつあり、少子高齢化が進んでいる。また、生産年齢人口は、平成7年から減少が続いている。

3. 少子化の状況

(1) 全人口における年少人口（0～14歳）の占める割合



※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。

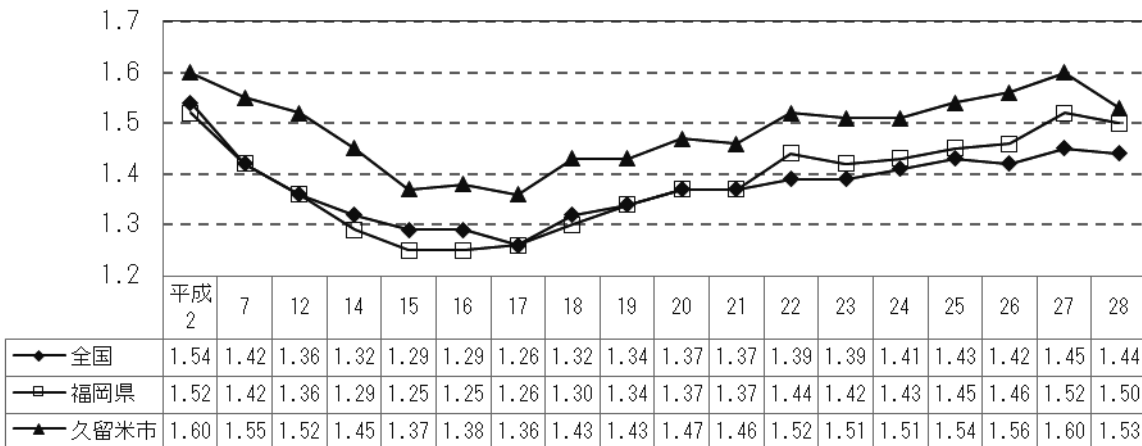
資料出所：久留米市 昭和60年～平成12年…国勢調査（10月1日時点）

平成13年～平成28年…住民基本台帳月報（10月1日時点）

全国・福岡県…総務省統計局：国勢調査及び「各年10月1日現在推計人口」より試算

○本市は全国・福岡県に比べ、高いものの、近年その割合は全国・福岡県と同様に緩やかに減少している。

(2) 合計特殊出生率の推移



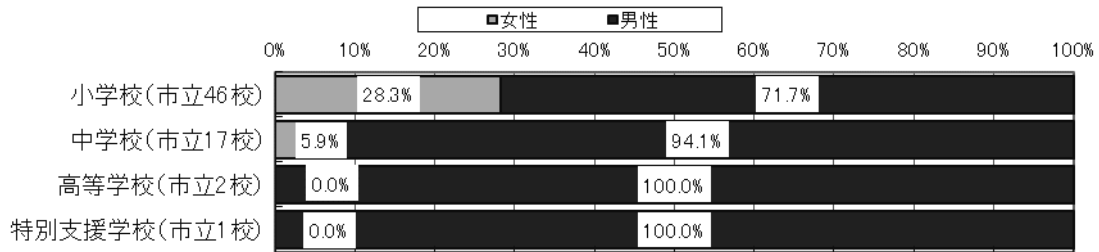
資料出所：市子ども政策課

○全国の合計特殊出生率は、平成元年に1.57と、昭和41年（ひのえうま）の1.58を下回って以来低下を続け、平成17年には1.26と過去最低を記録した。平成18年には1.32と前年より0.06ポイント上昇し以降は緩やかな増加傾向にある。本市は、全国や福岡県に比べやや高い水準で推移しているが、人口を維持するために必要とされる2.07（2012年人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所）を大きく下回っている。

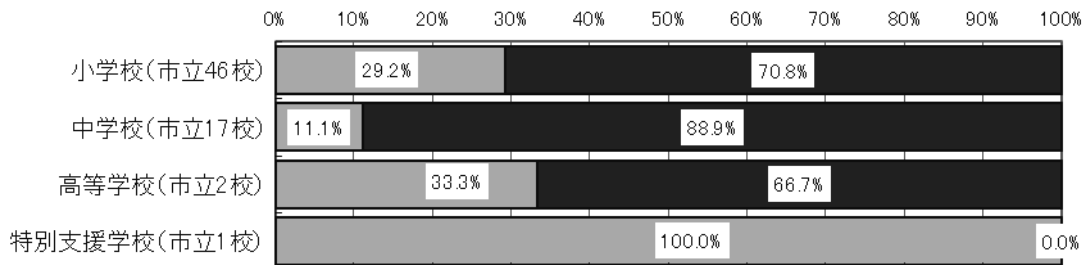
Ⅱ 教 育

1. 学校における役職別教員の男女の割合（市）

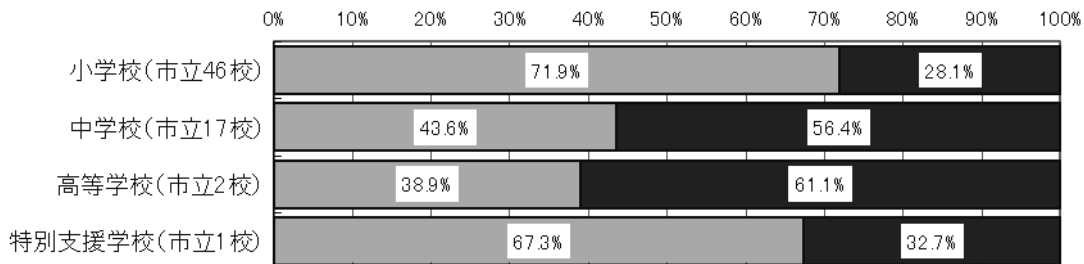
(1) 校長



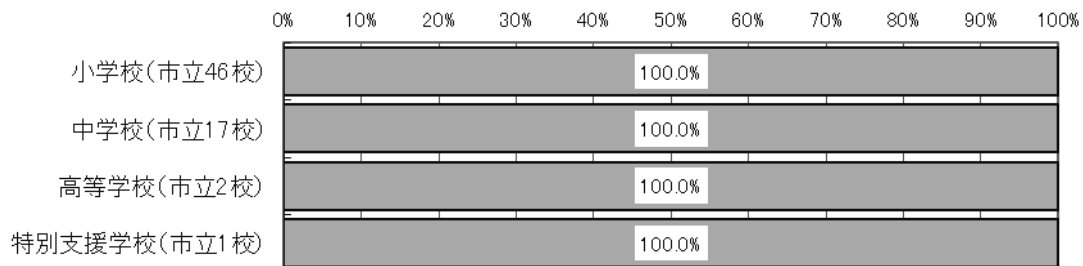
(2) 副校長・教頭



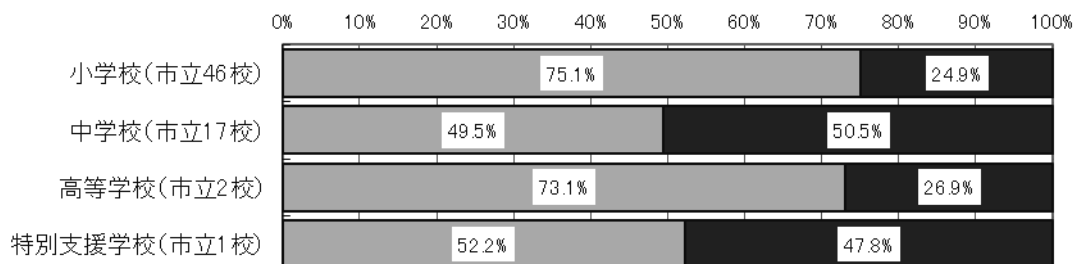
(3) 主幹教諭・指導教諭・教諭



(4) 養護教諭・養護助教諭

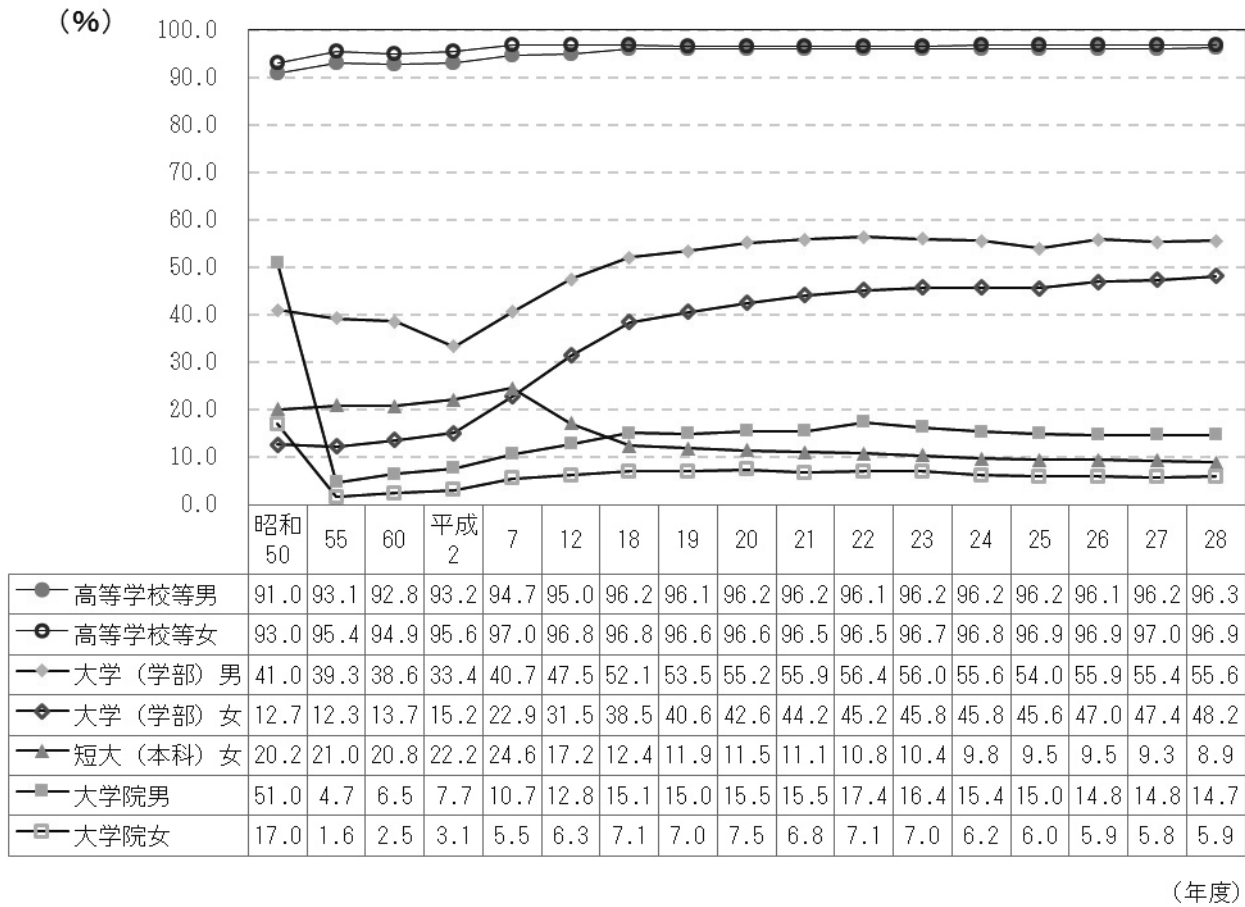


(5) 講師等（助教諭含む）



資料出所：「学校基本調査」（平成 29 年）

2. 学校種類別進学率の推移（国）

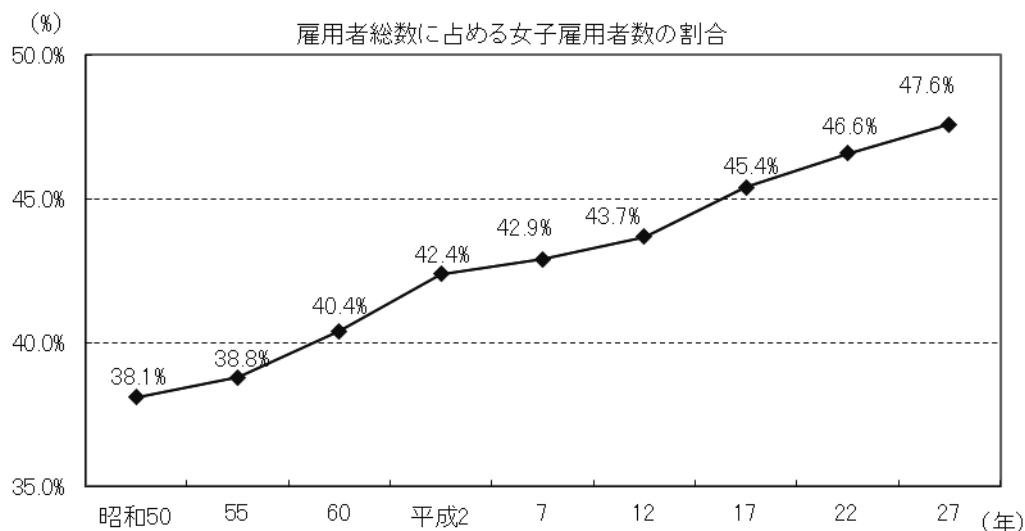


資料出所：内閣府「平成29年版 男女共同参画白書」より作成

○大学（学部）への進学率は近年上昇している反面、短大への進学率は平成7年以降、減少傾向にある。高等学校等への進学率は、若干女性の方が高い。

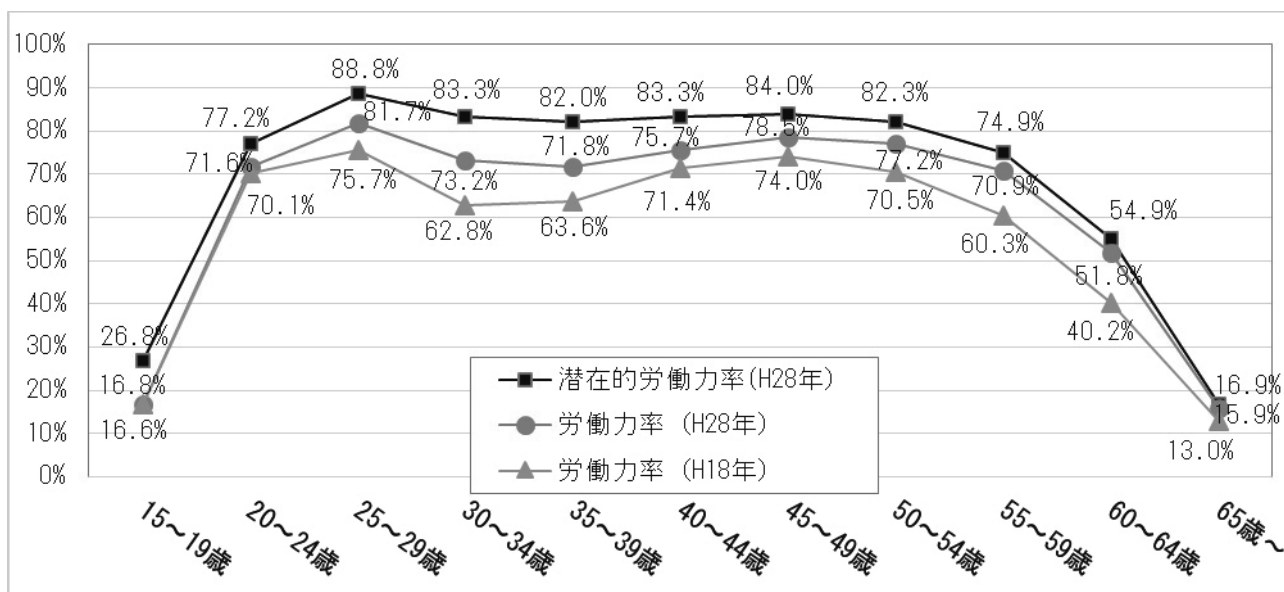
Ⅲ 労働

1. 女性労働者の推移（市）



資料出所：国勢調査

2. 女性の年齢階級別潜在的労働力率（国）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

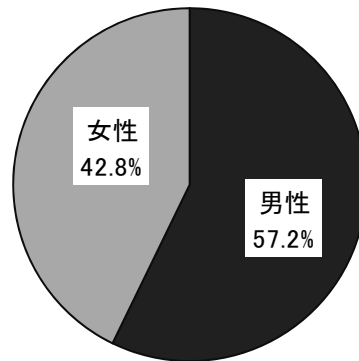
※注意

労働力率は、労働力人口を15才以上人口で除し、100をかけた値である

潜在的労働力率は、労働力人口に就業希望者を足したものを、15才以上人口で除し、100をかけた値である。

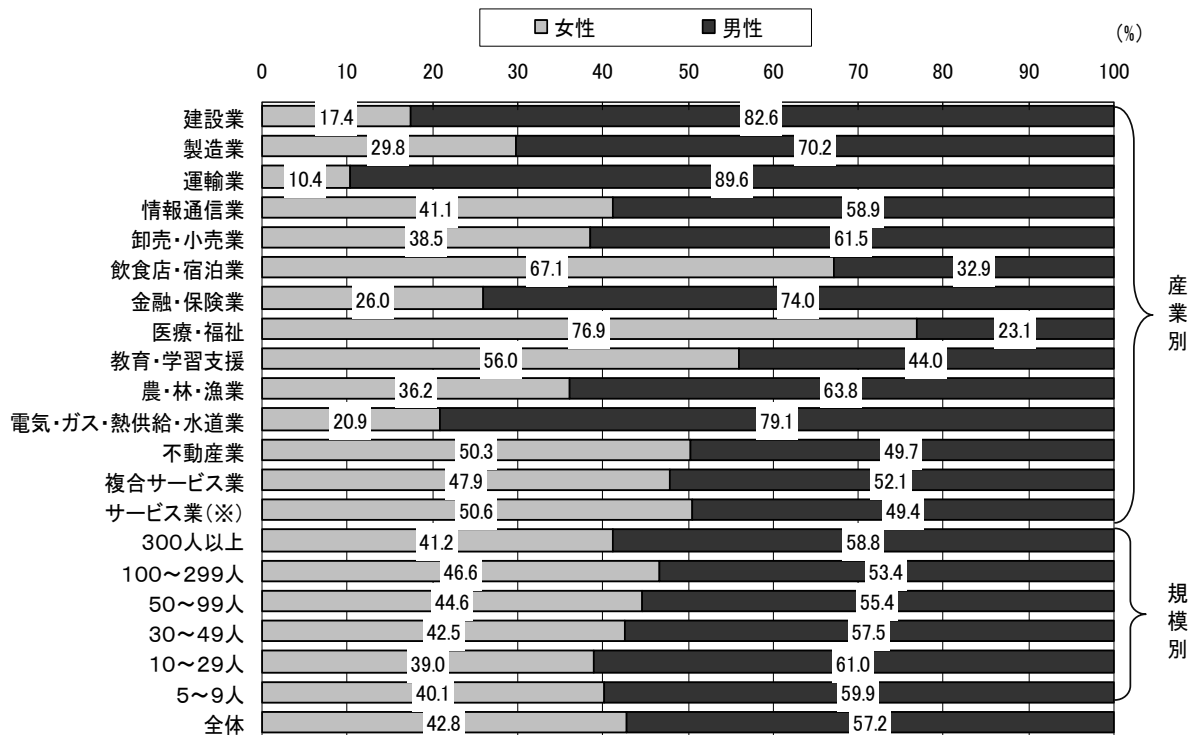
○女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するM字型になるが、女性の潜在的労働力率を見るとM字のくぼみは小さくなり、就業希望はあるものの実現していないことが分かる。

3. 常用労働者の男女の割合（市）



資料出所：「H26年度 久留米市雇用実態調査」

4. 常用労働者の男女の内訳（市）

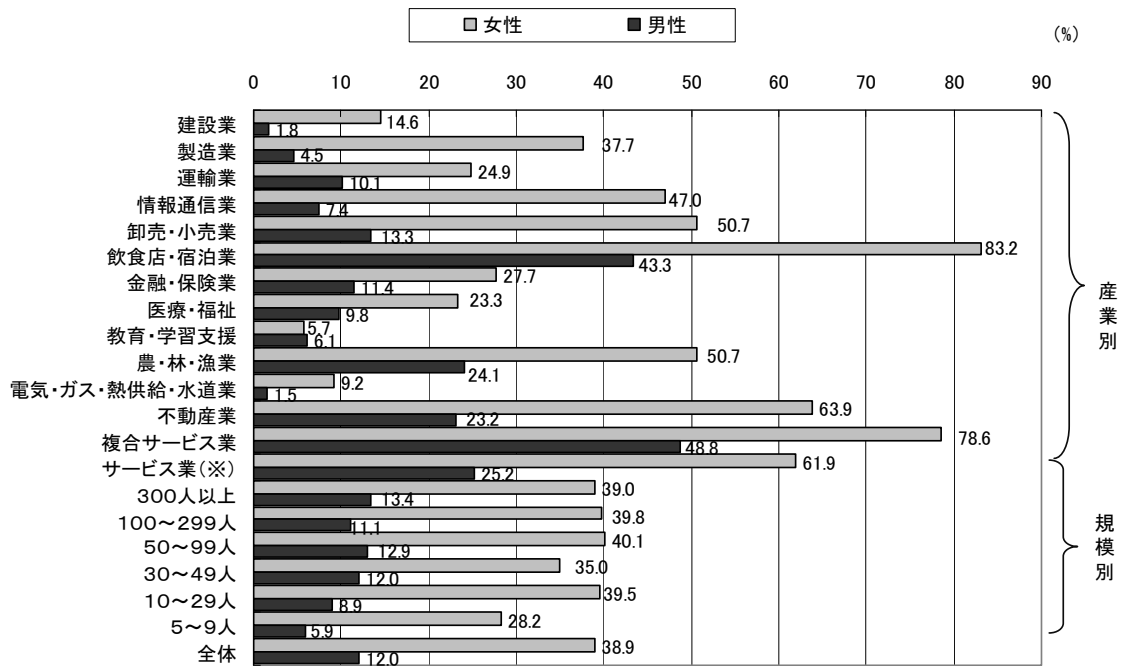


(※)他に分類されないもの

資料出所：「H26年度 久留米市雇用実態調査」

○全体では男性 57.2%、女性 42.8%であり、産業別では「医療・福祉」分野で女性の割合が高く、「建設業」「運輸業」「金融・保険業」「電気・ガス・熱供給・水道業」などで男性の割合が高いのが目立つ。

5. 常用労働者に占めるパートタイマーの割合（市）

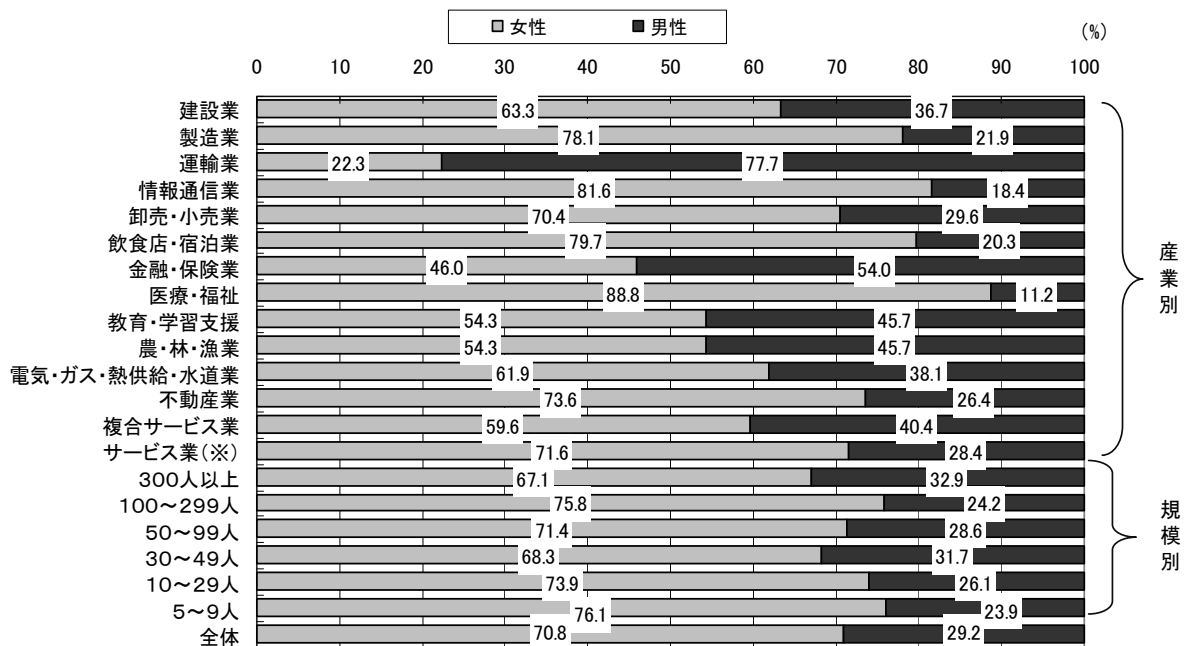


(※) 他に分類されないもの

資料出所：「H26年度 久留米雇用実態調査」

○常用労働者に占めるパートタイマーの割合は全体で23.5%であるが、男女別にみると男性12.0%、女性38.9%と差が大きく、女性の常用労働者の約3人に1人がパートタイマーであることが分かる。

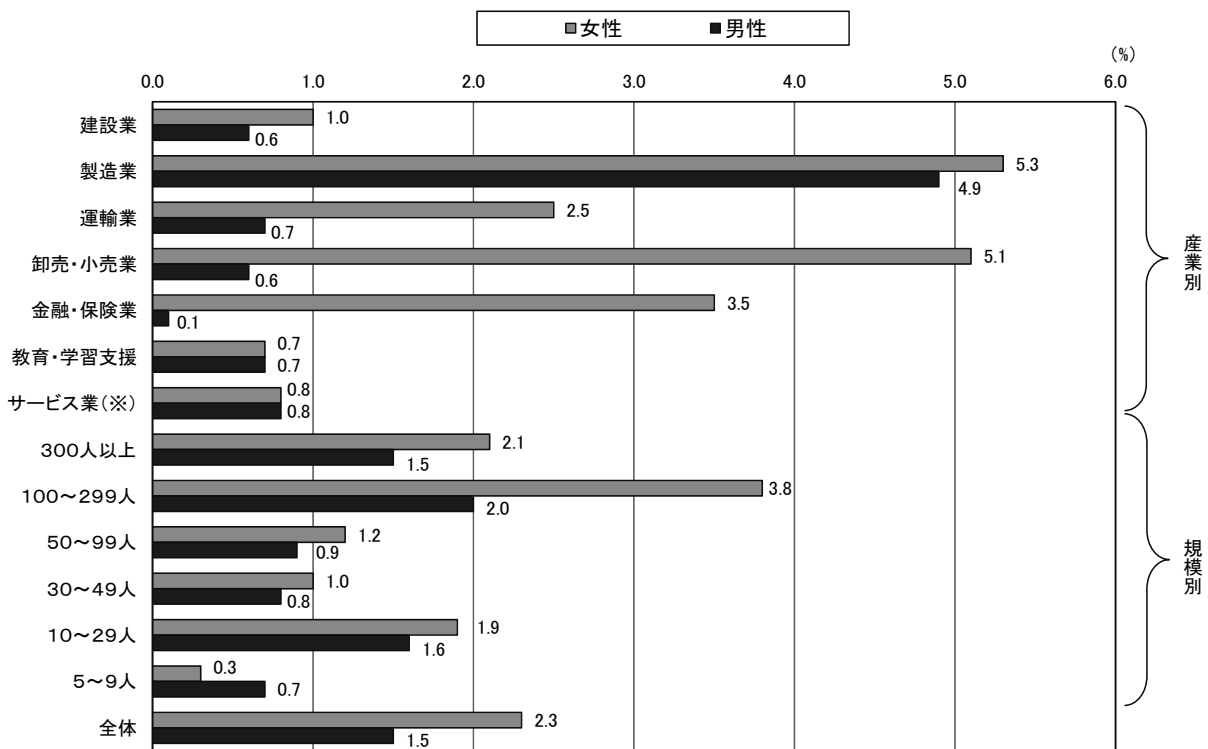
6. 常用労働者に占めるパートタイマーの男女の内訳（市）



(※) 他に分類されないもの

資料出所：「H26年度 久留米市雇用実態調査」

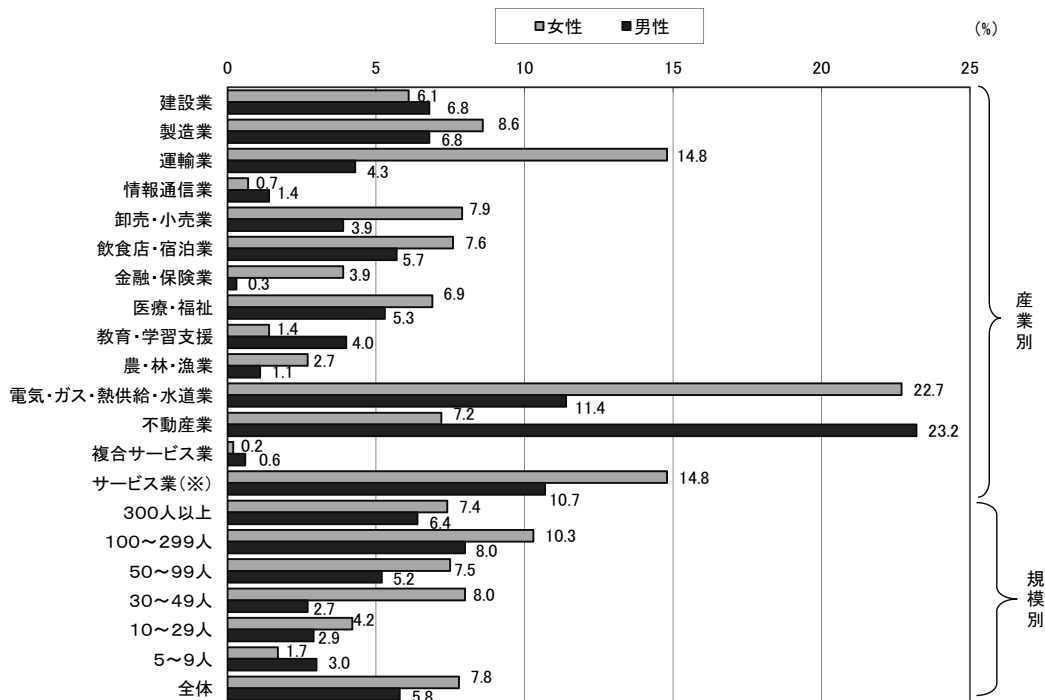
7. 常用労働者に占める派遣労働者の割合（市）



(※) 他に分類されないもの

資料出所：「H26年度 久留米市雇用実態調査」

8. 常用労働者に占める契約社員の割合（市）

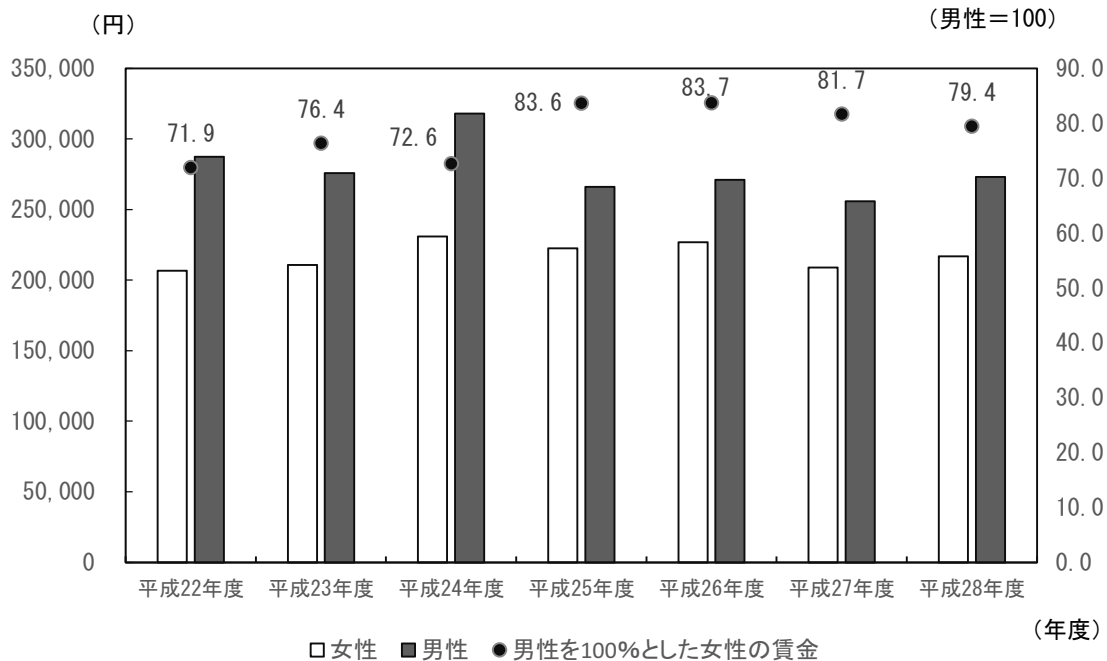


(※) 他に分類されないもの

資料出所：「H26年度 久留米市雇用実態調査」

○常用労働者に占める契約社員の割合は全体で6.6%である。

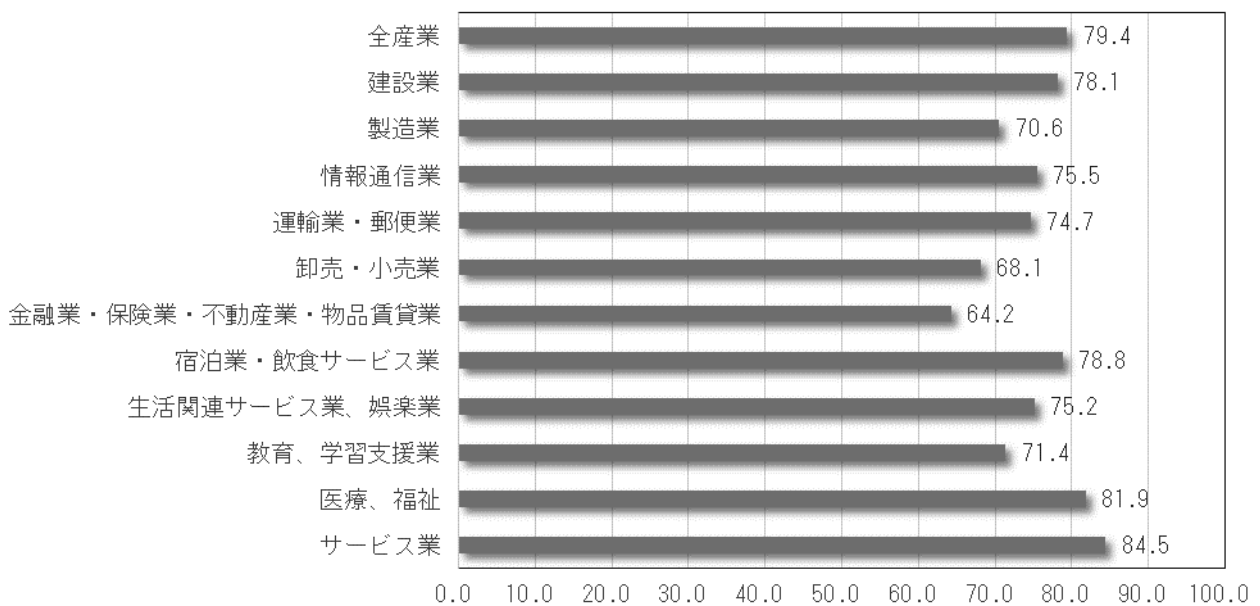
9. 男女別の所定内給与の推移 (筑後地区)



資料出所：「平成 28 年度福岡県の賃金事情」

○平成 28 年の筑後地区男性の平均賃金は 273,054 円であるのに対し、女性は 216,922 円であり、男性を 100 とした女性の指数は 79.4 である。

10. 産業別にみた女性の所定内給与指数 (筑後地区)



資料出所：「平成 28 年度 福岡県の賃金事情」

○所定給与の男女間格差が大きい業種は、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業である。格差が小さいのはサービス業の 84.5% である。

11. 農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合（市）

(%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
旧久留米	57.6	55.6	53.2		
旧田主丸	56.2	54.5	52.8		
旧北野	55.5	54.7	52.4		
旧城島	53.2	54.4	50.7		
旧三潨	56.3	53.3	51.3		
久留米市	56.5	54.8	52.6	49.8	49.2

資料出所：農林業センサス

○農業就業者のうちおおよそ半数を女性が占めており、農業経営において女性は、大きな担い手となっている。

12. 農業における家族経営協定締結状況（市）

(件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
久留米市計	372	384	401	408	425

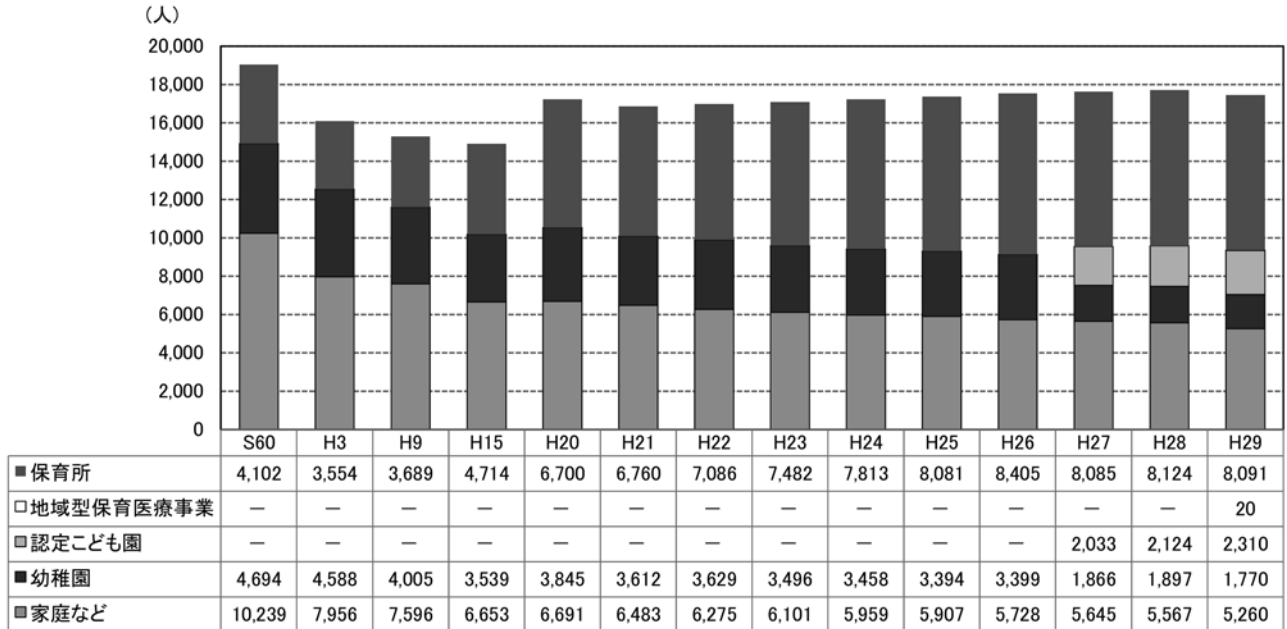
資料出所：市農政課

○家族経営協定は、農業経営を行う上での、労働報酬、休日、労働時間、家事や農事の役割分担について、家族内で取り決める取り組みである。

IV 家庭・健康・福祉

1. 就学前児童の保育状況の推移（市）

（各年4月1日現在）

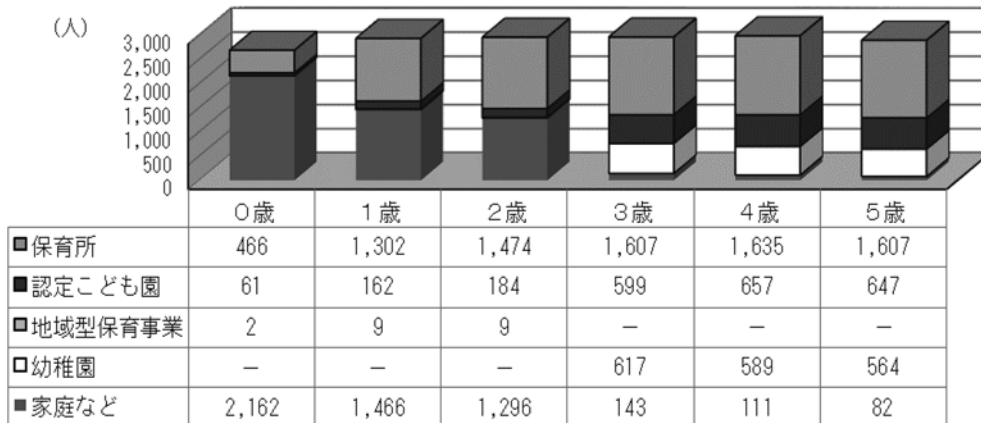


資料出所：「平成29年版 保健福祉事業概要」

○本市人口における就学前児童数の割合は、昭和48年の12.5%をピークに減少傾向にあったが、平成22年以降は増加に転じている。

保育の状況は、共働き世帯の増加等により、家庭での保育数は減少し、保育所等で保育されている児童数の増加が続いている。

2. 年齢別の通所状況（市）



平成29年4月1日時点 資料出所：「平成29年版 保健福祉事業概要」

○0歳児においては8割が家庭等で保育されており、1・2歳児においては半数程度が保育所・認定こども園を利用している。また、3～5歳児では家庭外保育の割合が非常に高く、その9割が保育所や認定こども園、幼稚園を利用している。

3. 高齢者の状況（市）

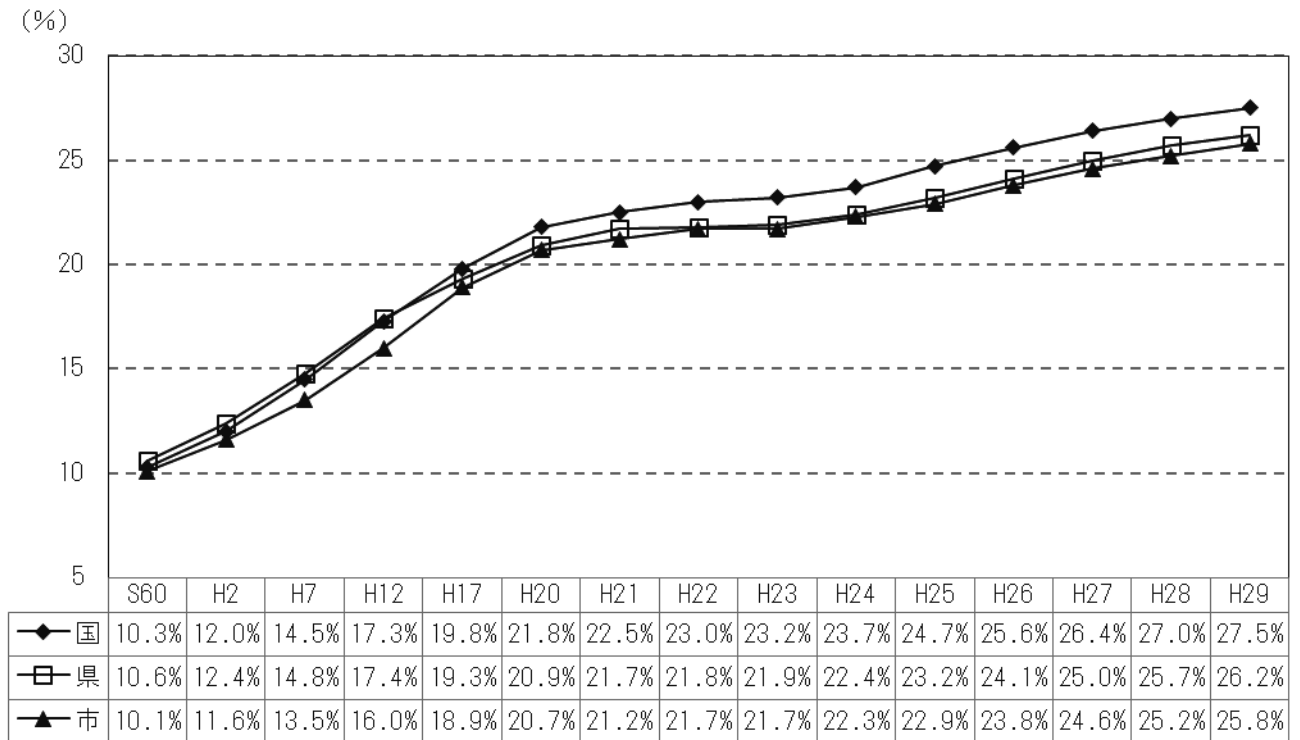
年度	総人口	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	小計	構成比		
		64歳	69歳	74歳	79歳	84歳	89歳	94歳	60歳以上		65歳以上	70歳以上	
20	303,721	19,104	17,139	15,883	12,763	9,128	4,995	2,230	770	82,012	27.0	20.7	15.1
21	303,233	20,788	17,756	15,609	13,013	9,455	5,362	2,275	817	85,075	28.1	21.2	15.3
22	302,964	22,352	17,874	15,537	13,389	9,856	5,700	2,408	841	87,957	29.0	21.7	15.8
23	302,567	24,574	16,700	15,766	13,835	9,946	6,038	2,486	900	90,245	29.8	21.7	16.2
24	302,333	24,929	17,097	16,068	14,055	10,161	6,321	2,665	939	92,235	30.5	22.3	16.6
25	304,831	24,129	18,488	16,216	14,313	10,534	6,551	2,834	969	94,034	30.8	22.9	16.9
26	305,214	22,722	20,199	16,759	14,157	10,772	6,736	3,088	987	95,420	31.3	23.8	17.2
27	305,549	21,489	21,713	16,889	14,156	11,135	7,036	3,223	1,023	96,664	31.6	24.6	17.5
28	305,993	20,446	23,811	15,809	14,402	11,606	7,160	3,354	1,110	97,698	31.9	25.2	17.5
29	306,211	19,545	24,181	16,214	14,677	11,911	7,390	3,520	1,203	98,641	32.2	25.8	17.9

（単位：人・％）

各年度4月1日現在 資料出所：「平成29年版 保健福祉事業概要」等

○総人口は平成19年度以降減少傾向にあったが、平成25年度より外国人も含むようになったため急激に増加した後、平成26年度以降も増加傾向である。なお、総人口に占める高齢者の割合も増加し続けている。

4. 高齢化率の状況

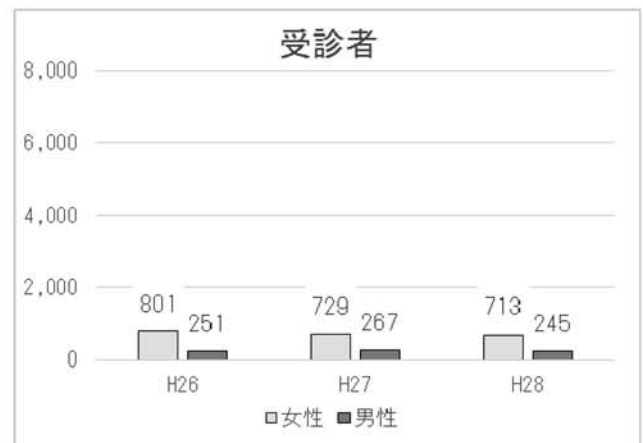
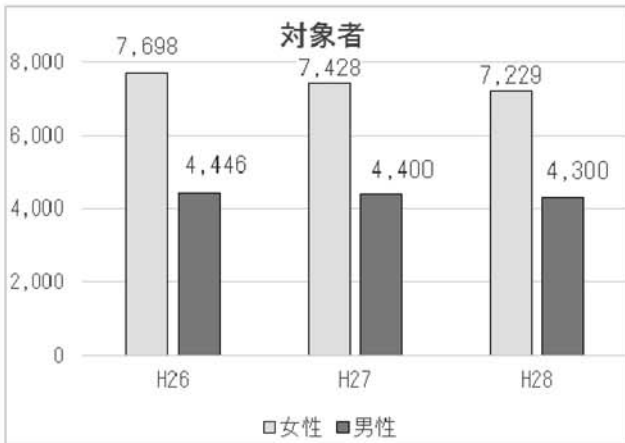


資料出所：「平成29年版 保健福祉事業概要」より作成

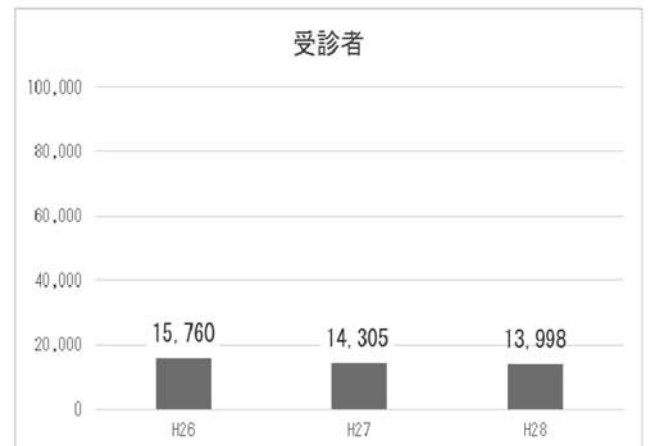
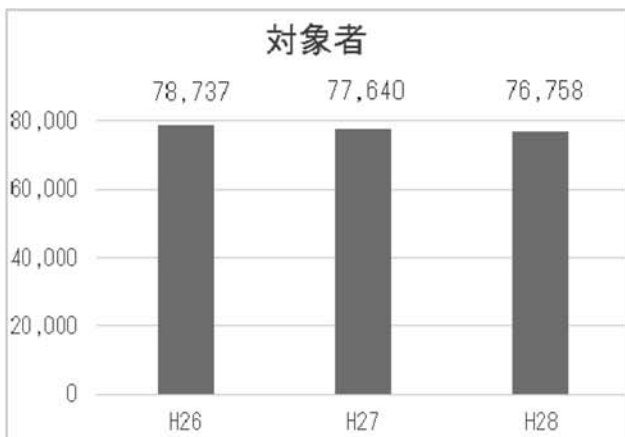
○我が国の高齢化は、世界に比類なき速さで進行しており、本市においても県平均とほぼ同水準で高齢化が進行している。

5. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況（市）

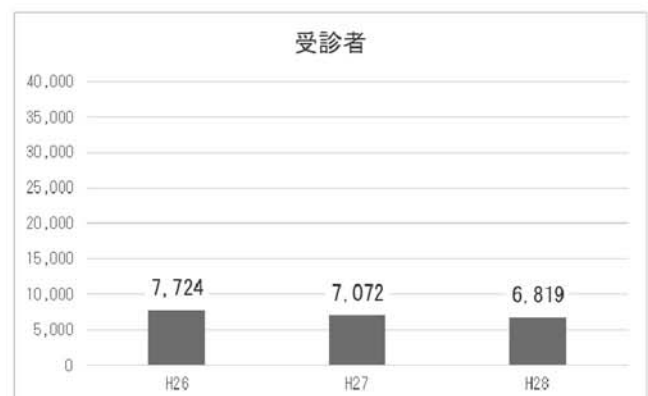
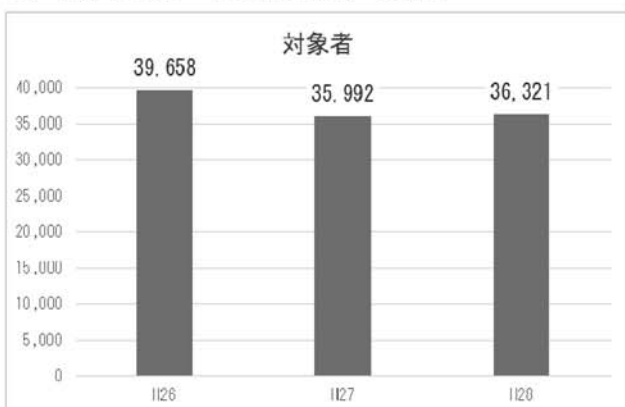
1) 生活習慣病予防健康診査



2) 子宮頸がん検診【女性】



3) 乳がん検診（視触診検査）【女性】



資料出所：「平成29年版 保健福祉事業概要」

6. 久留米市における相談の状況

(1) 広聴・相談課一般相談

区分	相談者数											
	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	女	男	不明	計	女	男	不明	計	女	男	不明	計
借地	1	1		2	0	1		1	3	3		6
借家	33	18		51	25	22		47	27	21		48
不動産	44	18		62	40	34		74	66	39		105
相隣	70	44	1	115	86	37		123	67	41		108
金銭	54	25		79	71	38	2	111	61	43		104
損害賠償	19	16		35	33	19		52	25	17		42
契約	43	29		72	33	23		56	45	20		65
相続	136	60		196	141	89		230	183	79		262
親族	87	26		113	80	37	1	118	105	33		138
夫婦	123	50		173	120	46	1	167	140	40		180
交通事故	16	14		30	14	7		21	17	12		29
異性	9	5		14	19	6		25	15	5		20
人権	13	14		27	17	14		31	24	17		41
労働	7	10		17	10	10		20	15	6		21
生活	41	23		64	58	15		73	50	21		71
その他	66	52	1	119	57	37	1	95	66	48		114
計	762	405	2	1,169	804	435	5	1,244	909	445	0	1,354

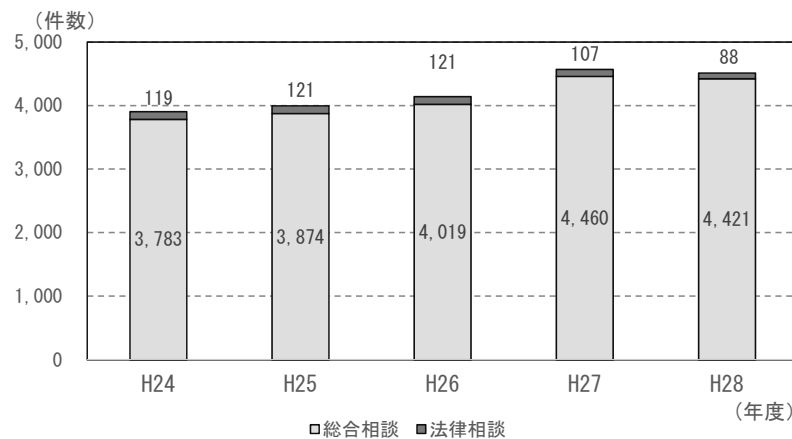
※平成27年度以降、75歳以上の相談を含む。

資料出所：「平成28年度 市民相談概況」

○日常生活関係の相談は、相続の方法などの「相続問題」、離婚問題をはじめとした「夫婦問題」、親子間や姻族間での心配事やトラブルなどの「親族問題」、近所付き合いでの人間関係などの「相隣問題」、の4項目で、全体の50.8%を占めている。また、その他の相談としては、不動産に関する事、金銭に関する事、生活に関する事、契約に関する事などの相談も多くなっている。

(2) 男女平等推進センター相談

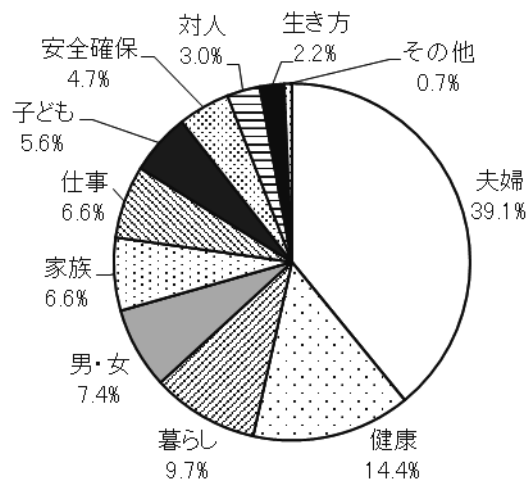
①相談件数



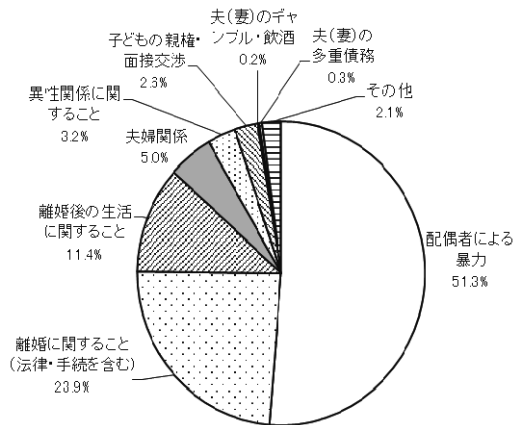
資料出所：市男女平等推進センター

○総合相談件数は、前年度より減少したが、依然高い数値で推移している。

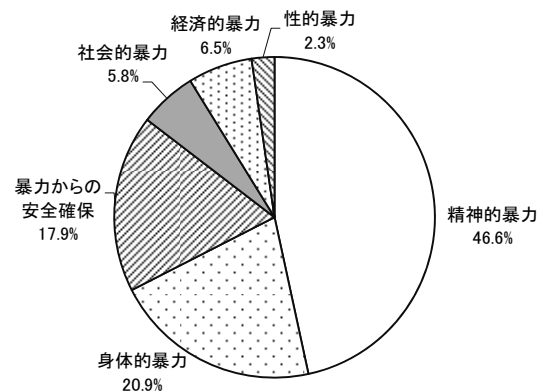
②総合相談の内容と割合（平成 28 年度）



③「夫婦に関連する相談」の内容と割合（平成 28 年度）

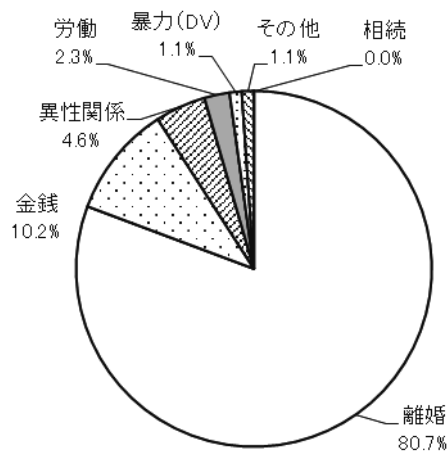


④「配偶者による暴力」の内容と割合（平成 28 年度）



○総合相談では、夫婦に関連する相談（「安全確保」や「子どもに関する問題」等を含む）が約 5 割、そのうち配偶者による暴力の相談が最も多い。暴力の内容では精神的暴力及び身体的暴力が多いが、これは他の暴力とも重なって起きている。

⑤法律相談の内容と割合（平成 28 年度）

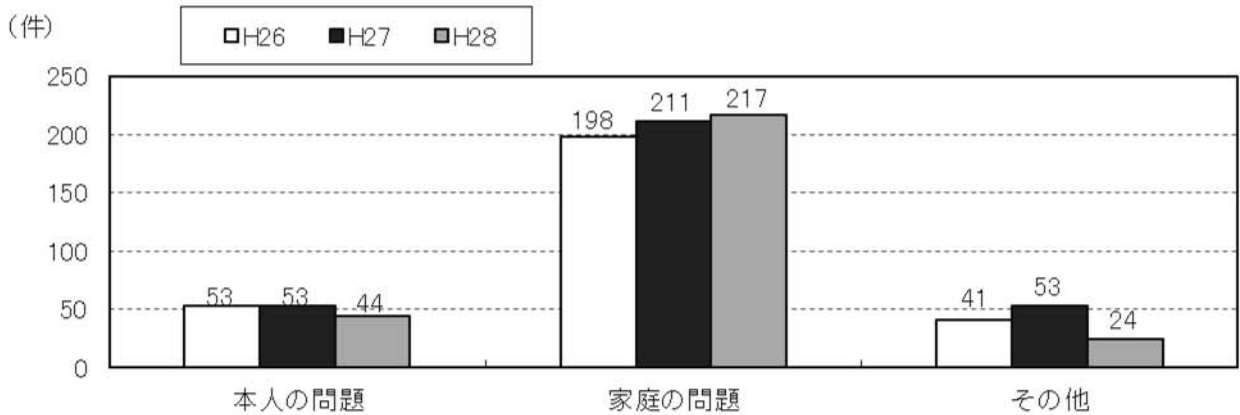


○法律相談は、離婚に関する内容の相談が多い。

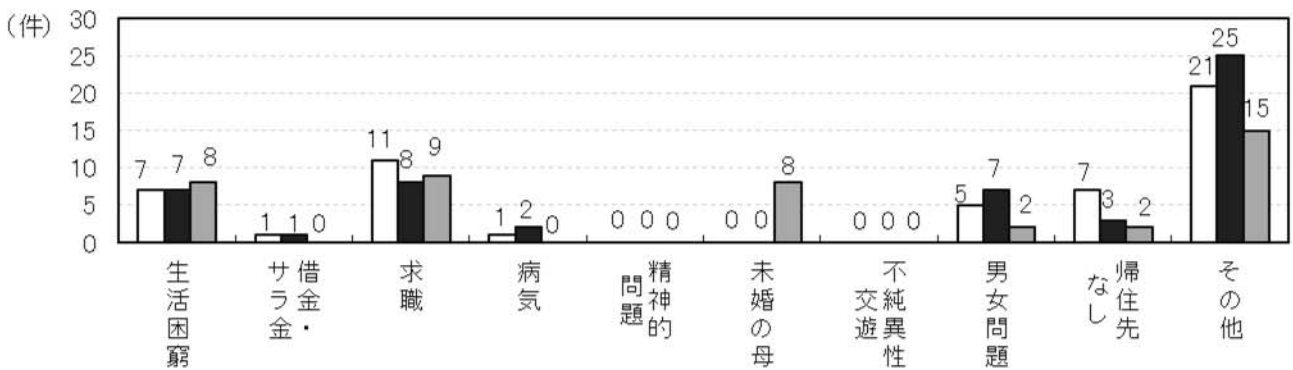
資料出所：市男女平等推進センター

(3) 婦人保護相談

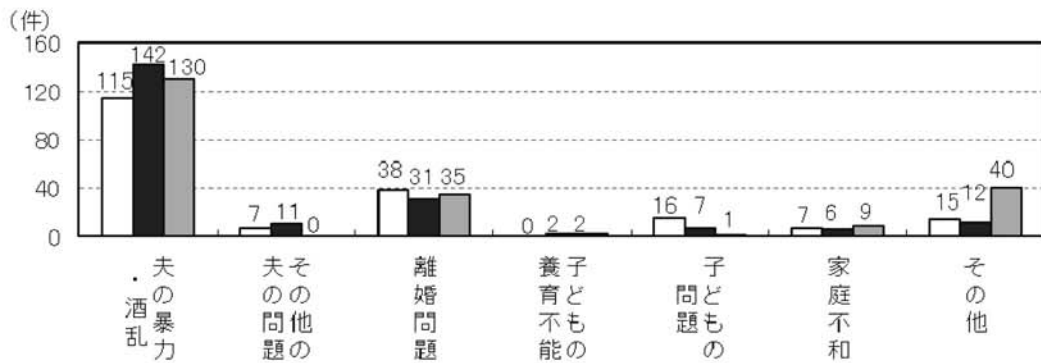
①相談件数



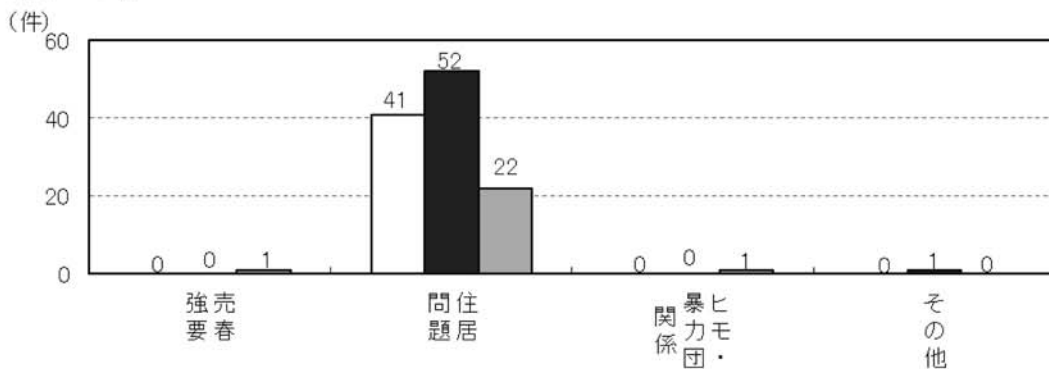
②「本人の問題」の内訳



②「家庭の問題」の内訳



③「その他」の内訳

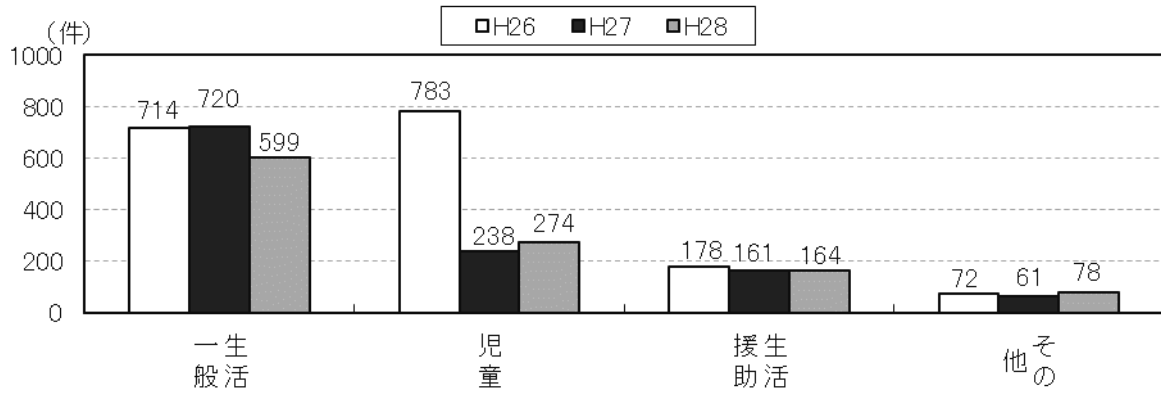


資料出所：市家庭子ども相談課

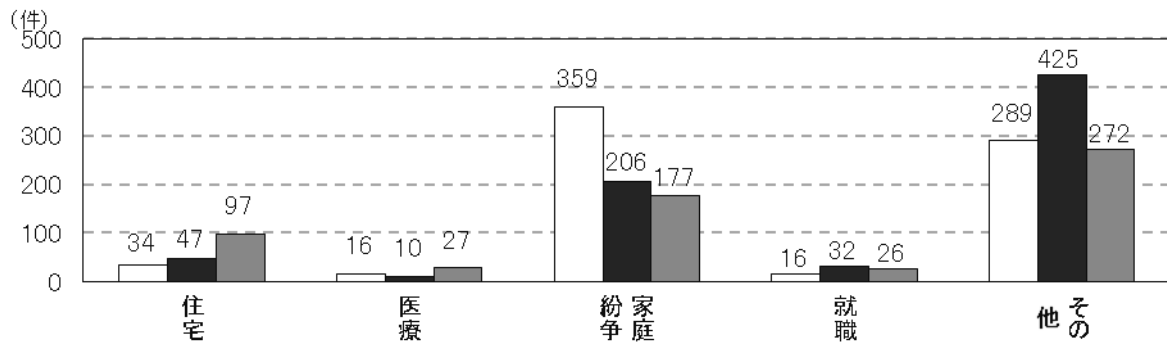
○本人よりも家庭の問題での相談が多く、特に夫の暴力・酒乱や離婚問題の相談が多い。

(4) 母子・寡婦福祉相談

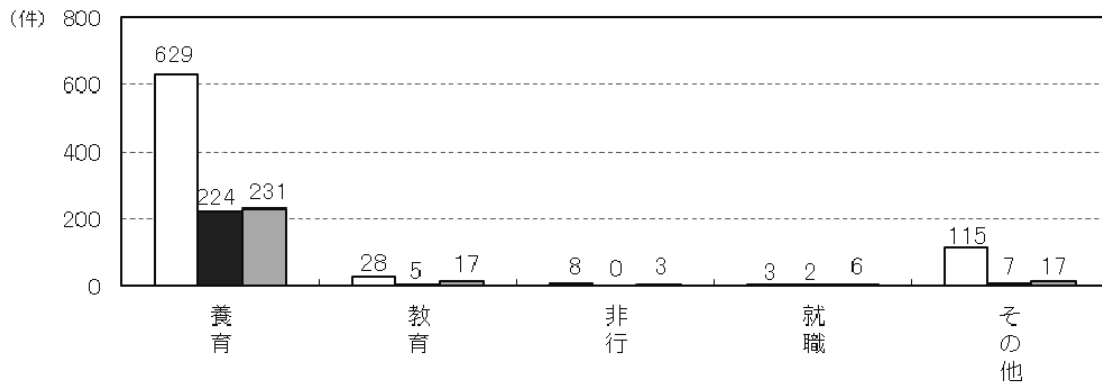
①相談件数



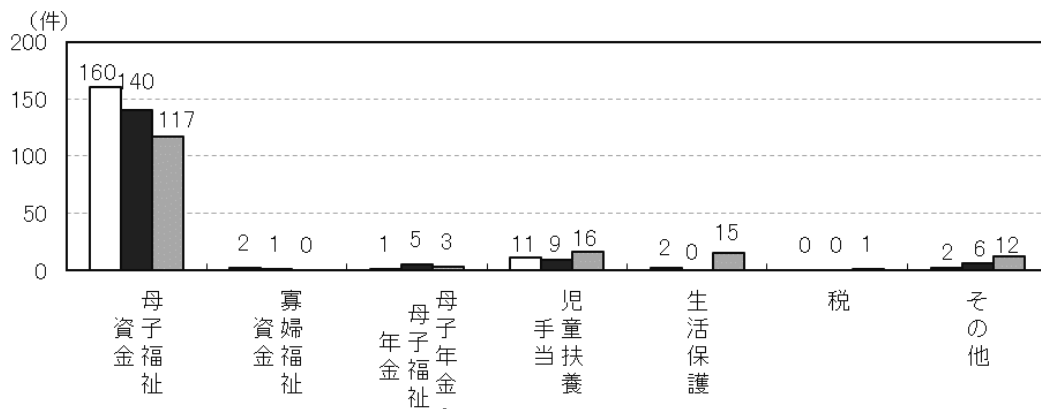
②「生活一般」の内訳



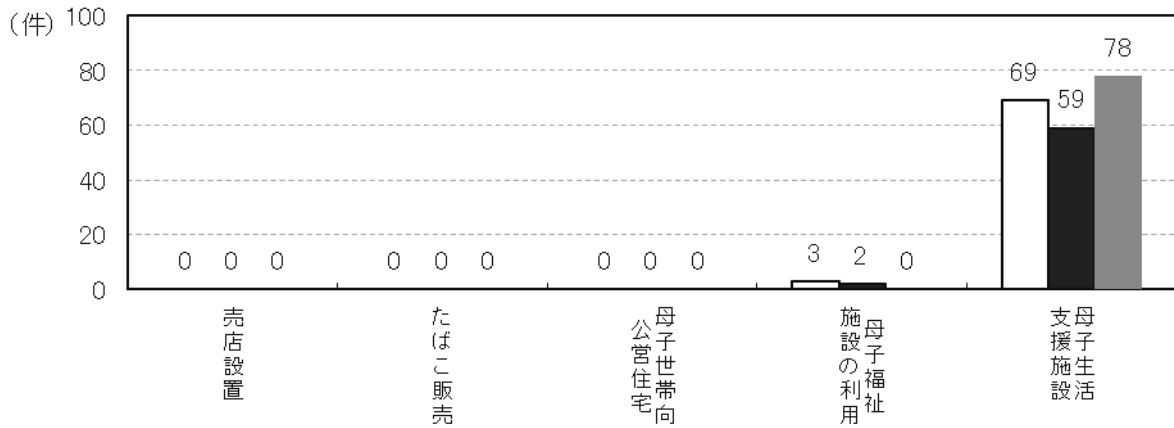
③「児童内訳」の内訳



④「生活援護」の内訳



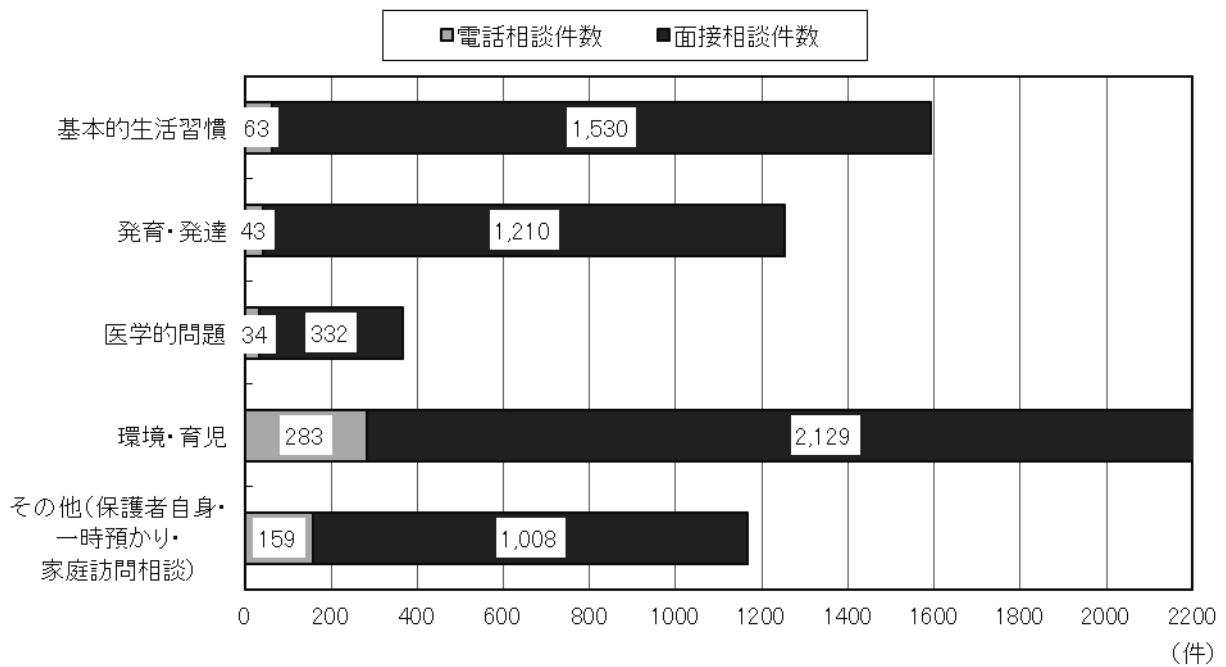
[その他内訳]



資料出所：市家庭子ども相談課

○生活一般に関する相談が多く、その中でも家庭紛争の相談が最も多い。また、児童の養育に関する相談も多い。

(5) 子育て相談



	電話相談件数	面接相談件数	合計
平成28年度	582件	6,209件	6,791件

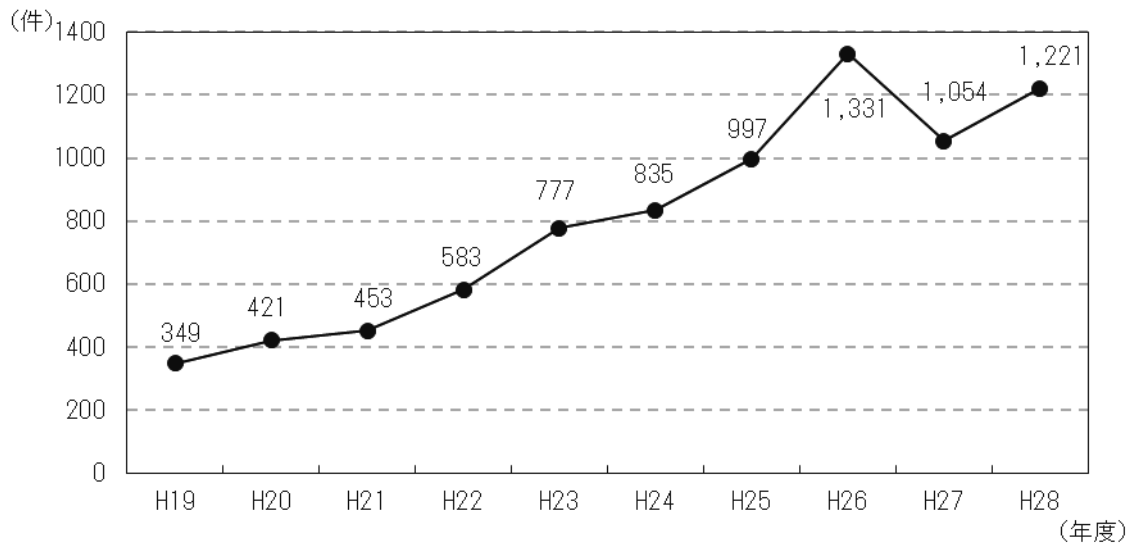
(平成28年度)

資料出所：市子ども政策課

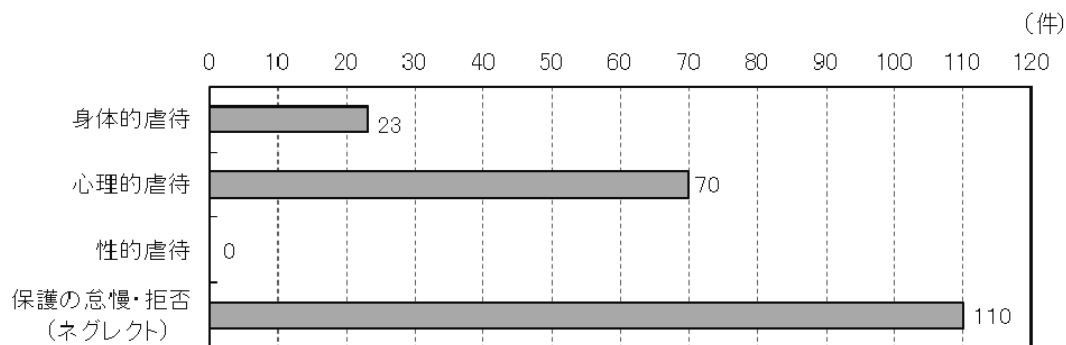
○環境・育児に次いで、基本的生活習慣に関する相談が多い。また、面接による相談が電話よりも上回っていることが特徴である。

7. 児童虐待の状況（市）

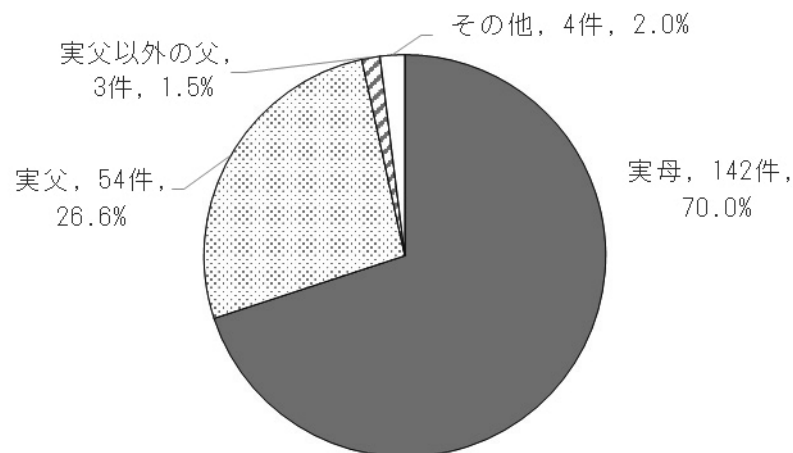
（1）児童相談対応件数



（2）虐待の種類別対応件数（平成 28 年度）



（3）虐待者別対応件数（平成 28 年度）

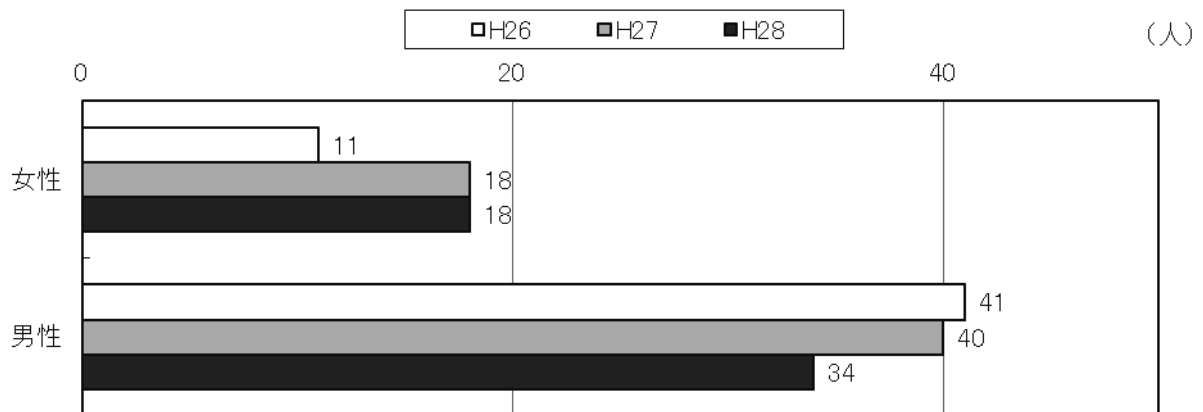


資料出所：市家庭子ども相談課

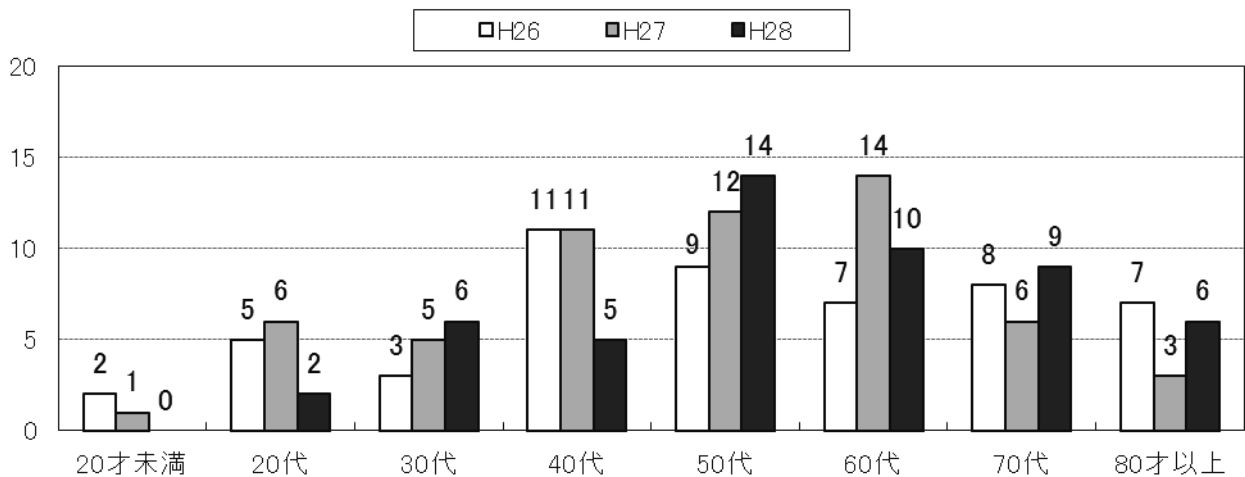
○久留米市における児童相談対応件数について、平成 28 年度は前年度に比べて増加しており引き続き高い数値で推移している。虐待の種類別対応件数は、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が最も多く、次いで「心理的虐待」、「身体的虐待」の順となっている。また、主たる虐待者は実母が最も多い。

8. 自殺の概要（県・市）

(1) 男女別自殺 3カ年の推移（市）



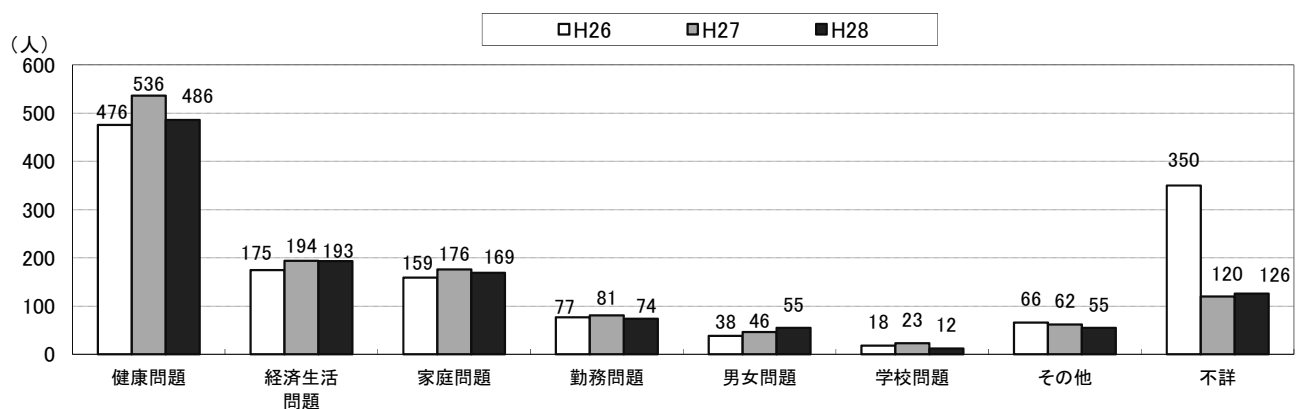
(2) 年齢別自殺 3カ年の推移（市）



資料出所：市保健所保健予防課

(人口動態統計)

(3) 原因動機別自殺 3カ年の推移（県）



注 原因動機別は複数計上

資料出所：福岡県警察本部

○自殺は、性別では男性の比率が高く、女性の約2~3倍となっている。年齢別では50代が多く、原因別では健康問題と経済生活問題によるものが多い。

V 社会参画

1. 委員会・審議会等における女性委員の割合（市）

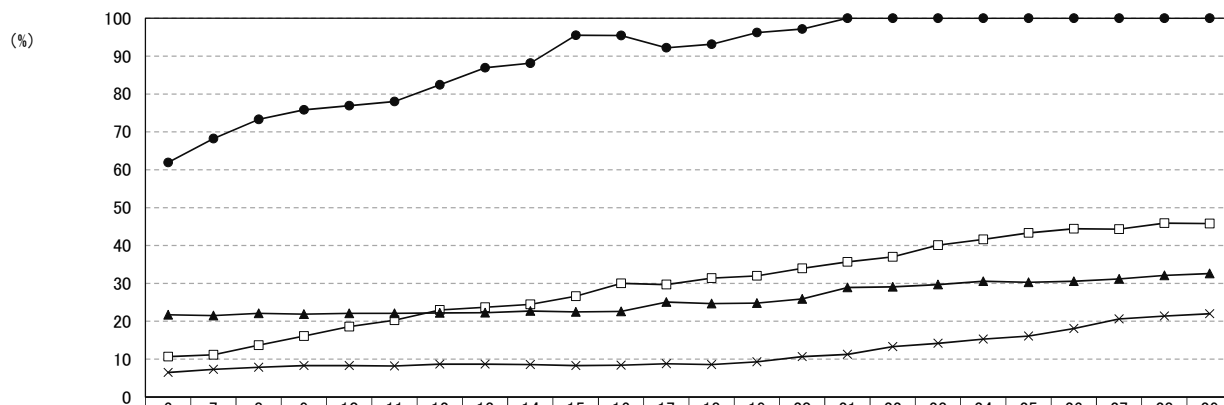
(H29.4.1 現在)

区分		総数	女性	男性	女性の割合
教育委員会		6	2	4	33.3
選挙管理委員会		4	2	2	50.0
公平委員会		3	1	2	33.3
監査委員		4	1	3	25.0
農業委員会		44	5	39	11.4
固定資産評価審査委員会		10	3	7	30.0
地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員小計		71	14	57	19.7
その他の委員会・審議会 (H29.4.1 現在)	法律・条例によるもの (79)	1,121	515	606	45.9
	設置要綱等によるもの (16)	299	136	163	45.5
	合計(95)	1,420	651	769	45.8

() 内の数字は審議会・委員会の数

資料出所：市男女平等政策課

2. 審議会（法律・条例・設置要綱等によるもの）・市職員における女性の割合（市）



	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
●女性委員を含む審議会等の割合	61.9	68.2	73.3	75.8	76.9	78.0	82.4	86.9	88.1	95.5	95.4	92.2	93.1	96.2	97.1	100.	100.	100.	100.	100.	100.	100.	100.	100.	100.
□審議会等の女性委員の割合	10.7	11.2	13.7	16.1	18.6	20.3	23.0	23.7	24.5	26.6	30.0	29.7	31.4	32.0	34.0	35.7	37.0	40.1	41.6	43.3	44.4	44.3	45.9	45.8	
▲市職員における女性の割合	21.7	21.5	22.1	21.9	22.1	22.1	22.2	22.3	22.7	22.5	22.6	25.1	24.7	24.8	25.9	28.9	29.1	29.7	30.6	30.3	30.6	31.2	32.1	32.6	
×市職員役職者における女性の割合	6.5	7.3	7.9	8.3	8.3	8.2	8.7	8.7	8.6	8.3	8.4	8.8	8.6	9.3	10.7	11.3	13.3	14.2	15.3	16.1	18.1	20.6	21.4	22	

資料出所：市男女平等政策課

3. 審議会・委員会等女性登用状況一覧(市)

A. 法律・条例に基づくもの

H29.4.1現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市政治倫理審査会	9	4	5	44.4%
2	久留米市情報公開・個人情報保護審査会	9	4	5	44.4%
3	久留米市情報公開・個人情報保護審議会	9	4	5	44.4%
4	久留米市表彰審査委員会	10	5	5	50.0%
5	久留米市行政不服審査会	6	3	3	50.0%
6	久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	7	2	5	28.6%
7	久留米市非常勤職員等の公務災害補償等認定委員会	7	3	4	42.9%
8	久留米市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	1	2	33.3%
9	久留米市職員公務災害補償等附加給付金審査会	8	3	5	37.5%
10	久留米市総合評価技術委員会	5	2	3	40.0%
11	久留米市防犯まちづくり推進協議会	19	9	10	47.4%
12	久留米市人権啓発センター運営委員会	17	10	7	58.8%
13	久留米市隣保館運営審議会	15	7	8	46.7%
14	久留米市男女平等政策審議会	15	9	6	60.0%
15	久留米市男女平等推進センター運営委員会	15	9	6	60.0%
16	久留米市文化芸術振興審議会	11	7	4	63.6%
17	久留米市芸術奨励賞選考委員会	15	7	8	46.7%
18	久留米市美術品収集委員会	5	2	3	40.0%
19	久留米市社会教育委員	10	6	4	60.0%
20	久留米市勤労青少年ホーム運営委員会	12	7	5	58.3%
21	久留米市生涯学習センター運営委員会	16	8	8	50.0%
22	久留米市文化財収蔵資料審議会	8	4	4	50.0%
23	久留米市文化財専門委員会	16	8	8	50.0%
24	久留米市スポーツ推進審議会	17	7	10	41.2%
25	久留米市立図書館協議会	13	6	7	46.2%
26	久留米市民生委員推薦会	14	7	7	50.0%
27	久留米市社会福祉審議会	37	22	15	59.5%
28	久留米市国民健康保険運営協議会	12	5	7	41.7%
29	久留米市障害支援区分認定審査会	34	15	19	44.1%
30	久留米市老人ホーム入所判定委員会	7	4	3	57.1%
31	久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会	16	7	9	43.8%
32	久留米市介護認定審査会	72	29	43	40.3%
33	久留米市地域密着型サービス運営委員会	9	4	5	44.4%
34	久留米市保健所運営協議会	19	11	8	57.9%
35	久留米市感染症診査協議会	9	4	5	44.4%
36	久留米市予防接種健康被害調査委員会	11	5	6	45.5%
37	久留米市小児慢性特定疾病審査会	5	2	3	40.0%
38	久留米市子ども・子育て会議	15	8	7	53.3%
39	久留米市養護児審査会	15	9	6	60.0%
40	久留米市要保護児童対策地域協議会	28	13	15	46.4%

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
41	久留米市環境審議会	17	8	9	47.1%
42	久留米市放置自動車廃物判定委員会	7	4	3	57.1%
43	久留米市地下水汚染対策委員会	5	2	3	40.0%
44	久留米市産業廃棄物審議会	6	3	3	50.0%
45	久留米市ごみ処理施設等監視委員会	15	7	8	46.7%
46	久留米市食料・農業・農村政策審議会	17	8	9	47.1%
47	久留米市中央卸売市場取引委員会 青果取引委員会	7	4	3	57.1%
48	久留米市中央卸売市場取引委員会 水産物取引委員会	8	4	4	50.0%
49	久留米市中央卸売市場運営協議会	23	7	16	30.4%
50	久留米市中小商工業融資委員会	15	6	9	40.0%
51	久留米市企業立地促進委員会	14	7	7	50.0%
52	久留米市立草野歴史資料館協議会	9	4	5	44.4%
53	久留米市伝統的町並み保存審議会	10	4	6	40.0%
54	久留米市公共事業再評価検討委員会	5	2	3	40.0%
55	久留米市防災会議	42	10	32	23.8%
56	久留米市水防協議会	21	5	16	23.8%
57	久留米市国民保護協議会	43	9	34	20.9%
58	久留米市消防団員懲戒諮問委員会	6	2	4	33.3%
59	久留米市都市計画審議会	20	8	12	40.0%
60	久留米市北野地区の風俗環境を守る審議会	7	4	3	57.1%
61	久留米市モーター類似施設審議会	7	3	4	42.9%
62	久留米市屋外広告物審議会	8	4	4	50.0%
63	久留米市景観審議会	7	4	3	57.1%
64	久留米市地域公共交通会議	28	7	21	25.0%
65	久留米市建築審査会	7	3	4	42.9%
66	久留米市中高層建築物等建築紛争調停委員会	5	3	2	60.0%
67	久留米市開発審査会	7	3	4	42.9%
68	久留米市有線放送運営委員会	11	5	6	45.5%
69	久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会	16	8	8	50.0%
70	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	10	5	5	50.0%
71	久留米市北野生涯学習センター運営委員会	14	7	7	50.0%
72	久留米市城島ふれあいセンター運営委員会	16	10	6	62.5%
73	久留米市城島生涯学習センター運営委員会	12	9	3	75.0%
74	久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15	9	6	60.0%
75	久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
76	久留米市教育支援委員会	35	20	15	57.1%
77	久留米市立小中学校通学区域審議会	15	8	7	53.3%
78	久留米市立学校結核対策委員会	9	5	4	55.6%
79	久留米市教育集会所運営審議会	15	8	7	53.3%
		1,121	515	606	45.9%

B. 規則・要綱に基づくもの

H29.4.1現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市キラリ創生総合戦略検証会議	15	6	9	40.0%
2	久留米市入札監視委員会	4	2	2	50.0%
3	久留米市セーフコミュニティ推進協議会	63	25	38	39.7%
4	耳納市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
5	筑邦市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
6	久留米市地域福祉計画推進協議会	15	9	6	60.0%
7	久留米市救急医療協議会	12	4	8	33.3%
8	久留米市障害者地域生活支援協議会	17	8	9	47.1%
9	久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会	23	10	13	43.5%
10	久留米市成年後見推進協議会	6	3	3	50.0%
11	「健康くるめ21」計画推進協議会	19	10	9	52.6%
12	久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部	27	12	15	44.4%
13	久留米市環境美化促進協議会	14	6	8	42.9%
14	久留米市地球温暖化対策協議会	24	11	13	45.8%
15	久留米市循環型ごみ処理委員会	13	7	6	53.8%
16	久留米市食育推進会議	23	11	12	47.8%
		299	136	163	45.5%

資料出所：市男女平等政策課

4. 民生委員・保護司における女性の割合（市）

民生委員・児童委員	年度	男	女	女性の割合
	H24	207	341	62.2%
	H25	204	344	62.8%
	H26	214	355	62.4%
	H27	217	352	61.9%
	H28	219	351	61.6%
	H29	227	337	59.8%

民生委員児童委員協議会 会長会	年度	男	女	女性の割合
	H24	30	4	11.8%
	H25	28	6	17.6%
	H26	38	5	11.6%
	H27	38	5	11.6%
	H28	38	5	11.6%
	H29	33	10	23.3%

(H29.4.1 現在)

資料出所：久留米市民生委員児童委員協議会

	年度	会長		副会長		部長		庶務		監事		理事		会計		保護司に 占める女性 の割合
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
久留米保護区 保護司会 (久留米市関係)	H24	1	0	2	1	2	0	1	1	3	0	14	1	0	1	24.0%
	H25	1	0	2	1	2	0	1	1	3	0	14	1	0	1	24.0%
	H26	1	0	2	1	2	0	2	1	2	1	14	1	1	1	22.1%
	H27	1	0	2	1	3	0	1	2	2	1	18*	1	1	1	17.6%
	H28	1	0	1	1	3	0	1	1	2	1	17*	1	0	1	24.8%
	H29	1	0	2	1	3	1	1	2	2	1	19*	2	0	1	25.0%

H29.4.1 現在 資料出所：久留米保護区保護司会

※事務局長 1名含む

5. 団体等における女性役職者等の割合（市）

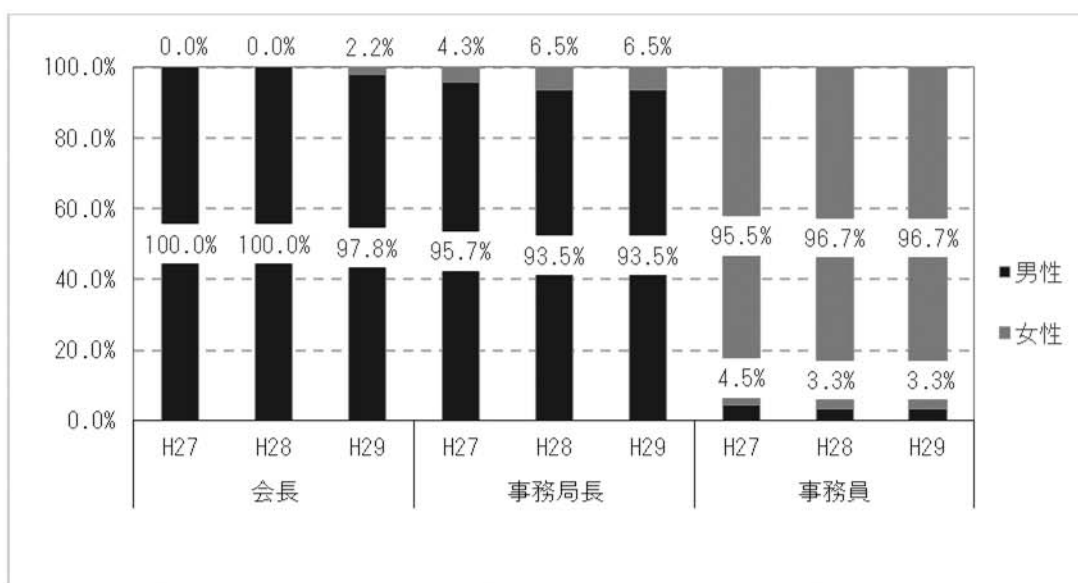
(1) PTA

役職名	年度	人数		女性の割合
		男	女	
小学校 PTA 連合会役員	H25	14	4	22.2%
	H26	13	6	31.6%
	H27	11	7	38.9%
	H28	8	2	20.0%
	H29	6	3	33.3%
中学校 PTA 連合会役員	H25	20	5	20.0%
	H26	22	4	15.4%
	H27	22	4	15.4%
	H28	6	1	14.3%
	H29	4	2	33.3%

役職名	年度	会長		副会長		役員		会長・副会長・役員 の女性の割合
		男	女	男	女	男	女	
小学校 PTA役員	H25	46	1	64	88	127	148	50.0%
	H26	45	2	69	87	121	181	53.5%
	H27	44	3	71	85	91	182	56.7%
	H28	43	4	72	80	35	166	62.5%
	H29	44	3	73	78	43	205	64.1%
中学校 PTA役員	H25	16	1	35	31	47	39	42.0%
	H26	17	0	37	27	51	42	39.7%
	H27	17	0	38	24	38	41	41.1%
	H28	17	0	37	26	7	50	55.5%
	H29	16	1	39	21	8	54	54.7%

資料出所：久留米市小・中学校 PTA 連合協議会

(2) 校区コミュニティ組織



平成 29 年 4 月 1 日現在 資料出所：市地域コミュニティ課

(3) 自治会

区 分	総 数	女性	男性	女性の割合
自治会長	673	52	621	7.7%

H29.4.1 現在 資料出所：市地域コミュニティ課

6. 議会における女性議員の割合

区 分	議員総数	女性議員数	男性議員数	女性の割合
久留米市	38	6	32	15.8%
福岡県	86	9	77	10.5%

H29.12.1 現在 資料出所：市議会事務局

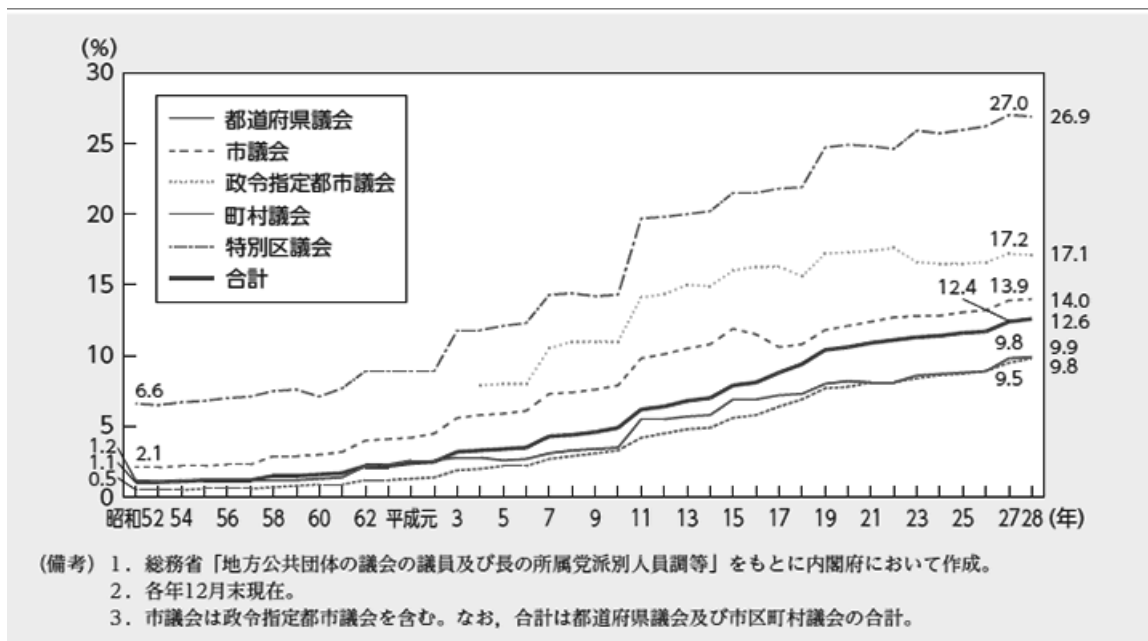
7. 選挙における投票率（市）

(%)

執行 年月日	25.7.21	26.1.26	26.12.14	27.4.12	27.4.12	27.4.26	28.7.10	28.10.23	29.10.22	30.1.21
選挙名	参議院 議員	市長	衆議院 議員	県知事	県議会 議員	市議会 議員	衆議院 議員	衆議院 補欠	衆議院 議員	市長
女	48.57	37.94	44.58	43.40	43.24	49.59	52.65	42.94	52.18	34.64
男	49.76	37.54	46.26	42.59	42.44	47.36	52.26	43.02	52.14	35.12
計	49.12	37.75	45.36	43.02	42.87	48.55	52.47	42.97	52.16	34.90

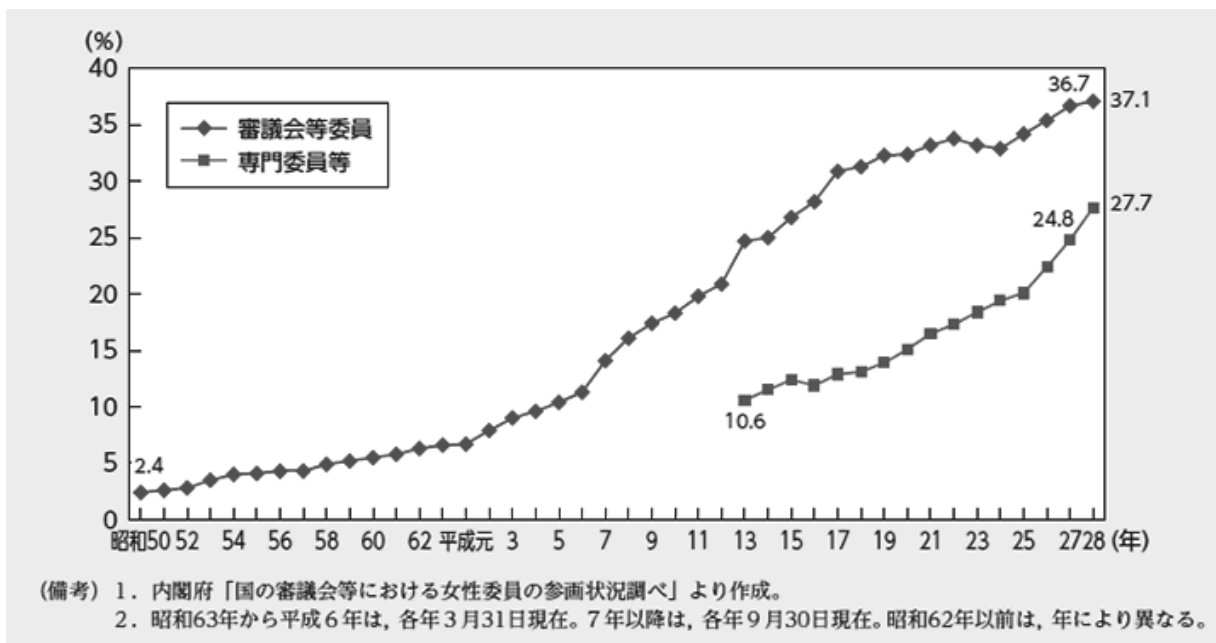
資料出所：市選挙管理委員会事務局

8. 地方議会における女性議員割合の推移



資料出所：内閣府「平成 29 年版 男女共同参画白書」

9. 審議会等における女性委員割合の推移 (国)



資料出所：内閣府「平成 29 年版 男女共同参画白書」

10. HDI、GII、GGI における日本の順位

I-1-15表 HDI、GII、GGI における日本の順位

① HDI 2015 (平成27) 年 (人間開発指数)			② GII 2015 (平成27) 年 (ジェンダー不平等指数)			③ GGI 2016 (平成28) 年 (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.949	1	スイス	0.040	1	アイスランド	0.874
2	オーストラリア	0.939	2	デンマーク	0.041	2	フィンランド	0.845
2	スイス	0.939	3	オランダ	0.044	3	ノルウェー	0.842
4	ドイツ	0.926	4	スウェーデン	0.048	4	スウェーデン	0.815
5	デンマーク	0.925	5	アイスランド	0.051	5	ルワンダ	0.800
5	シンガポール	0.925	6	ノルウェー	0.053	6	アイルランド	0.797
7	オランダ	0.924	6	スロヴェニア	0.053	7	フィリピン	0.786
8	アイルランド	0.923	8	フィンランド	0.056	8	スロベニア	0.786
9	アイスランド	0.921	9	ドイツ	0.066	9	ニュージーランド	0.781
10	カナダ	0.920	10	韓国	0.067	10	ニカラグア	0.780
10	アメリカ合衆国	0.920	11	シンガポール	0.068	11	スイス	0.776
12	香港	0.917	12	ベルギー	0.073	12	ブルンジ	0.768
13	ニュージーランド	0.915	13	ルクセンブルグ	0.075	13	ドイツ	0.766
14	スウェーデン	0.913	14	オーストリア	0.078	14	ナミビア	0.765
14	リヒテンシュタイン	0.912	15	スペイン	0.081	15	南アフリカ	0.764
16	イギリス	0.909	16	イタリア	0.085	16	オランダ	0.756
17	日本	0.903	17	ポルトガル	0.091	17	フランス	0.755
18	韓国	0.901	18	カナダ	0.098	18	ラトビア	0.755
19	イスラエル	0.899	19	フランス	0.102	19	デンマーク	0.754
20	ルクセンブルグ	0.898	20	イスラエル	0.103	20	イギリス	0.752
21	フランス	0.897	21	日本	0.116	22	エストニア	0.747
22	ベルギー	0.896	23	ギリシャ	0.119	24	ベルギー	0.745
23	フィンランド	0.895	24	オーストラリア	0.120	29	スペイン	0.738
24	オーストリア	0.893	26	アイルランド	0.127	31	ポルトガル	0.737
25	スロベニア	0.890	27	チェコ	0.129	34	ルクセンブルグ	0.734
26	イタリア	0.887	28	イギリス	0.131	35	カナダ	0.731
27	スペイン	0.884	28	エストニア	0.131	38	ポーランド	0.727
28	チェコ	0.878	30	ポーランド	0.137	45	アメリカ	0.722
29	ギリシャ	0.866	34	ニュージーランド	0.158	46	オーストラリア	0.721
30	ブルネイ	0.865	39	スロバキア	0.179	49	イスラエル	0.719
30	エストニア	0.865	41	ラトビア	0.191	50	イタリア	0.719
36	ポーランド	0.855	43	アメリカ	0.203	52	オーストリア	0.716
38	チリ	0.847	49	ハンガリー	0.252	66	メキシコ	0.700
40	スロバキア	0.845	65	チリ	0.322	70	チリ	0.699
41	ポルトガル	0.843	69	トルコ	0.328	77	チェコ	0.690
43	ハンガリー	0.836	73	メキシコ	0.345	92	ギリシャ	0.680
44	ラトビア	0.830				94	スロバキア	0.679
71	トルコ	0.767				101	ハンガリー	0.669
77	メキシコ	0.762				111	日本	0.660
						116	韓国	0.649
						130	トルコ	0.623

(備考) 1. HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2016」、GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは188の国と地域、GIIは159か国、GGIは144か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(35か国)を抽出。

*HDI…国連開発計画(UNDP)による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

*GII…国連開発計画(UNDP)による指標で、国家の人間開発の達成度が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】・妊産婦死亡率・15-19歳の女性1,000人当たりの出生数【エンパワーメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)【労働市場】・労働力率(男女別)

*GGI…世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等待性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

資料出所:内閣府「平成29年版 男女共同参画白書」

VI 苦情処理機関

1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)

所管部局	件数 (H15 ~27)	構成比 (※)	内容(年度)
総合政策部	2	5%	・広報くために掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
総務部	3	7%	・女性のみを対象とする研修(H18) ・嘱託職員の介護休暇(H21) ・積極的是正措置の必要性(H20)
協働推進部	9	23%	・女性職員の配置(H15) ・女性だけに課せられる出不足金(H21,23,26) ・市補助団体発行紙の表現(H15,25(2件)) ・広報くために掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
市民文化部	1	3%	・公民館主催の球技大会の参加資格(H18)
健康福祉部	0	0%	
子ども未来部	9	23%	・休日・夜間のDV被害者受け入れ(H15) ・研修内容(H19)3件 ・電話相談事業名称変更(H16)2件 ・市施設職員によるハラスメント(H20)3件
環境部	1	3%	・行政刊行物の表現(H18)
農政部	1	3%	・団体における定年年齢の男女差(H22)
商工観光労働部	0	0%	
都市建設部	2	5%	・単身DV被害者の市営住宅入居(H15) ・地域防火・防災組織(H18)※当時は消防本部
田主丸総合支所	0	0%	
北野総合支所	2	5%	・市補助団体発行紙の表現(H25)2件
城島総合支所	0	0%	
三瀬総合支所	0	0%	
上下水道部	0	0%	
教育部	5	13%	・高校の名簿(H15) ・小学校通信の表現(H19) ・高校の制服(H15) ・駅伝大会の出場者名簿(H19) ・小学校図書館のパソコンシステム(H19)
選挙管理委員会事務局	0	0%	
農業委員会事務局	0	0%	
民間	4	10%	・退職金の支払(H15) ・セクシュアル・ハラスメント(H18,23) ・職場における不利益取扱い(H16)
合計	39	100%	

Ⅲ 無料相談一覧

目 次

1. 久留米市男女平等推進センター相談	111
2. 久留米市家庭子ども相談課相談	111
3. 母子・父子・寡婦福祉相談	111
4. 福岡県DV相談電話	111
5. 福岡県あすばる女性相談ホットライン	112
6. 性暴力被害者支援センター・ふくおか	112
7. 福岡県警察本部犯罪被害者相談電話「ミズ・リリーフ・ライン」	113
8. 福岡県筑後労働者支援事務所	113
9. 福岡労働局雇用環境・均等部指導課	113
10. 市民相談	114
11. その他の相談	114
※ 苦情処理機関 男女平等推進委員	115

1. 久留米市男女平等推進センター相談

- 内 容
 - ・総合相談、性暴力相談
女性が抱える様々な悩みや生き方、配偶者等からの暴力や強かん、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力、夫婦問題など、女性問題解決の視点から女性相談員が相談に応じる。
 - ・法律相談
離婚などをめぐる法律上の問題に女性弁護士が応じる。
 - ところ 久留米市男女平等推進センター
久留米市諏訪野町1830-6(えーるピア久留米内)
 - 連絡先 TEL 30-7802
 - 相談日
 - ・総合相談、性暴力相談(電話・面接) 月～土 10:00～18:00 但し木曜日は 17:00～20:00
日曜日は 10:00～17:00
 - ・法律相談 (面接) 毎月 第2・4木曜日 (14:00～15:30)
第3木曜日 (17:30～19:00)
- 休み：月の末日／年末・年始／祝日
*面接相談は、予約が必要

2. 久留米市家庭子ども相談課相談

- 内 容 児童虐待相談・通告や子どもの養育に関すること、女性の悩みや暴力に関する相談
- ところ 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課
久留米市城南町15-3
- 連絡先 TEL 30-9208
- 相談日 月曜日～金曜日(8:30～17:15) 祝日・年末年始は除く。

3. 母子・父子・寡婦福祉相談

- 内 容 ひとり親家庭及び寡婦を対象に、自立に向けての生活基盤や諸問題に関する相談
- ところ 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課
久留米市城南町15-3
- 連絡先 TEL 30-9063
- 相談日 月曜日～金曜日 (8:30～17:15) 祝日・年末年始は除く。

4. 福岡県DV相談電話

- 内容 配偶者やパートナーからの暴力についての相談電話

(1) 北筑後保健福祉環境事務所

- 連絡先 TEL 0942-34-8111
- 相談日 月曜日～金曜日(8:30～17:15) 祝日を除く。

(2) 福岡県配偶者からの暴力相談電話（夜間休日相談）

- 連絡先 TEL 092-663-8724
- 相談日 月曜日～金曜日(17:00～24:00)
土日祝日 (9:00～24:00)
年末年始は除く。

(3) 男性 DV 被害者のための相談ホットライン

- 連絡先 TEL 092-571-1462
- 相談日 水曜日・木曜日 (17:00～20:00)
金曜日 (12:00～16:00)
祝日・年末年始を除く

(4) LGBT の方の DV 被害者相談ホットライン

- 連絡先 TEL 080-2701-5461
- 相談日 第2火曜日 (12:00～16:00)
第4火曜日 (17:00～20:00)
祝日・年末年始を除く

5. 福岡県あすばる女性相談ホットライン

(総合相談) 女性相談員が対応。

- 内容 夫やパートナーからの暴力や家庭に関する相談
- ところ 福岡県男女共同参画センターあすばる
春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内
- 相談電話 TEL 092-584-1266
- 相談日 9:00～17:00 金曜日（祝日を除く）は、18:00～20:30 も対応
(8/13～8/15、年末年始は除く。)

(専門相談)

- 内容 法律、こころの健康、女性に対する暴力、就業援助などに女性弁護士や女性カウンセラーなど専門家が対応。要予約
- ところ 福岡県男女共同参画センターあすばる
春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内
- 予約先 TEL 092-584-1266
- 相談日 毎月1～2回、13:00～16:00（就業援助相談は10:00～12:00）
*相談内容によって相談日・時間が異なるので、ホームページで確認
<http://www.asubaru.or.jp/>

6. 性暴力被害者支援センター・ふくおか

- 内容 性暴力被害に関する相談に対し、女性の相談員による電話・面接相談、医療機関・警察等への付き添いなど、被害直後からの総合的な支援
- ところ 非公表
- 連絡先 TEL 092-762-0799
- 相談日 24時間・365日（年中無休）

7. 福岡県警察本部犯罪被害者相談電話

(1) 「ミズ・リリーフ・ライン」

- 内 容 犯罪被害者やその周囲の方々への心のケアに、女性の臨床心理士が対応
- ところ 福岡県警察本部
福岡市博多区東公園 7-7
- 連絡先 TEL 092-632-7830
- 相談日 月曜日～金曜日(9:00～17:45) 祝日・年末年始は除く。面接相談は要予約

(2) 「性犯罪被害相談電話全国共通番号」

- 内 容 性犯罪被害に遭われた方々の相談に、女性の臨床心理士や警察官が対応
- ところ 福岡県警察本部
福岡市博多区東公園 7-7
- 連絡先 #8103 (ハートさん)
- 相談日 24時間・365日
※月曜日～金曜日(17:45～9:00)、土日祝日・年末年始は、男性警官が対応する場合があります。

8. 福岡県筑後労働者支援事務所

(1) 労働相談事業

- 内 容 職場における、労働者・使用者双方からの様々な労働問題についての相談
自主的な解決ができない場合は、当所職員又は福岡県労働委員会委員が労働者と使用者の間に入り、紛争解決を図る「あっせん」制度もあり、また、複雑、高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて弁護士にアドバイスを受ける体制も執っている。
- ところ 福岡県筑後労働者支援事務所
久留米市合川町1642-1 (福岡県久留米総合庁舎1階)
- 連絡先 TEL 30-1034 FAX 30-1025
- 相談日 通常相談 月曜日～金曜日(8:30～17:15) 祝日、年末年始を除く。
夜間電話相談 水曜日(17:15～20:00) 祝日の場合は翌日、年末年始を除く。

(2) 子育て女性就職支援センター事業

- 内 容 子育て中の女性に対して「就業相談」、「就職関係情報・保育情報の提供」、「求人開拓」、「就職あっせん」までの支援をワンストップで行う。
- ところ 福岡県子育て女性就職支援センター
久留米市合川町1642-1 (福岡県筑後労働者支援事務所内)
- 連絡先 TEL 38-7579 FAX 30-1025
- 相談日 通常相談 月曜日～金曜日(8:30～17:15) 祝日、年末年始を除く。

9. 福岡労働局雇用環境・均等部指導課

- 内 容 職場での男女差別、妊娠・出産・育休等による解雇・不利益取扱い、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業、パートタイム労働者の均衡待遇等に関する相談やパワー・ハラスメント、職場における労働条件に

関する相談

- ところ 福岡労働局雇用環境・均等部指導課
福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館4階
- 連絡先 TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895
- 相談日 原則月曜日から金曜日（8:30～17:15） 祝日・年末年始を除く。

10. 市民相談

- 内容 市政に関する苦情、要望、意見のほか、生活不安や悩み、トラブルなど
- ところ 久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課
久留米市城南町15-3
- 連絡先 TEL 30-9017 FAX 30-9711
- 相談日 市政相談・一般相談・高齢者相談は原則月曜日から金曜日（8:30～17:15） 祝日、年末年始を除く。特設相談は、原則次の表のとおり。

特設相談（H29）

曜日 週	月	火	水	木	金
第1	交通事故	行政書士	法律・本庁 (予約制)	建築 (予約制)	(予約制) 社会保険労務士 法律・田主丸総合支所
第2	不動産	交通事故	法律・本庁 (予約制)	司法書士(予約制) 法律・城島総合支所(予約制)	行政
第3	法律・北野総合支所 (予約制)		公証業務 (予約制)	法律・市民センター (予約制)	人権
第4	不動産	交通事故 法律・三浦総合支所(予約制)			法律・本庁 (予約制)

※相談内容によって時間が異なるので電話で確認を。相談日は祝日・その他の事情により変更になる場合あり。

11. その他の相談

子ども・子育て相談	妊娠期から18歳までの子どもとその家庭の相談	専門職（保健師、助産師、社会福祉士、保育士、教育職）が協力しながら様々なご相談に応じ、継続的にサポートします。	平日 8:30～17:15 木曜は 19時まで	こども子育てサポートセンター 30-9302
	電話相談	お子さんの成長・発達についての相談を受付けます。内容によっては乳幼児相談へつなぎます。	毎週 月～金 9:30～16:30	幼児教育研究所 35-3812
	乳幼児相談	お子さんの発達について、気になることや悩みなどを具体的にお伺いし、内容に応じて専門相談（心理士、医師等）につなぎます。電話等で申し込んでください。	申し込み時に相談日を決定します。	

	専門相談	お子さんの発達について気になることの相談に応じ、医師や教育・心理の専門家が必要な情報の提供をします。 相談終了後、必要に応じて療育訓練を御案内することもあります。	乳幼児相談において相談日を決定します。	
	子育て相談	荒木子育て支援センター 26-0064	月～土曜	9時～17時
		善導寺子育て支援センター 47-2021	月～土曜	9時～17時
		松柏子育て支援センター 33-5360	月～土曜	9時～17時
		白峯子育て支援センター 43-5200	月～土曜	9時～17時
		三瀧子育て支援センター 65-2255	月～土曜	9時～17時
		江南子育て支援センター 33-4441	月～土曜	9時～17時
		城島子育て支援センター 62-2341	月～土曜	9時～17時
		北野子育て支援センター 78-7222	月～土曜	9時～17時
		田主丸子育て支援センター 0943-72-4550	火～土曜	9時～17時
消費生活相談	月～金(月末日除く) 第2日曜	8時30分～17時 (9時30分までは 電話相談のみ)	消費生活センター 30-7700	
法律相談(予約制)	第1・3水曜 (変更あり)	13時～15時30分		
教育相談(面接は予約)	電話・面接 月～金	9時～17時	青少年育成課 35-3869	
ヤングテレホンくるめ	月～金曜	8時30分～18時	0120-39-7867 (フリーダイヤル)	

*相談日が祝日にあたる場合は、変更する場合があります。

※ 苦情処理機関 男女平等推進委員

- 内容 ・苦情の申出・・・市の男女平等施策に対する苦情及び他の施策が男女平等を阻害していると思われるとき
・救済の申出・・・市内において、性別による差別的取扱い等の権利侵害を受けたとき
- ところ 久留米市役所 協働推進部 男女平等政策課
久留米市城南町15-3
- 連絡先 TEL 30-9246
- E-mail danjojin@city.kurume.fukuoka.jp
- 相談日 月曜日から金曜日(8:30～17:15)に申出の受け付けをしています。祝日・年末年始は除く。

IV 參考資料

目 次

資料1. 久留米市男女平等を進める条例	119
資料2. 久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱	125
資料3. 男女共同参画社会基本法	128

久留米市男女平等を進める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 男女平等推進のための基本的施策（第 8 条—第 1 6 条）
- 第 3 章 苦情等の申出の処理（第 1 7 条—第 2 9 条）
- 第 4 章 久留米市男女平等政策審議会（第 3 0 条—第 3 3 条）
- 第 5 章 雑則（第 3 4 条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

(7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。
- 5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整(以下「あっせん等」という。)を行うことができる。

- 2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。
- 4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。
- 5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。

(2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年9月30日 久留米市条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議すること。
久留米市男女平等政策審議会	男女平等政策に関する事項について調査審議すること。

」

を

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議すること。
--------------------------	--------------------------------

」

に改める。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。)の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則 (平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱

平成15年3月31日

14男女第73号

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の理念に基づき、男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関並びに要綱及び規程により設置された審議会、委員会、協議会、その他の調査、研究、審議、審査、協議等のための機関をいう。

(目標)

第3条 久留米市男女共同参画行動計画を達成するに当たり、各審議会等の委員の割合は男女いずれも40パーセントを下回らないものとする。ただし、委員総数が3人の場合は、男女いずれも1人以上で構成するものとする。

(登用の促進)

第4条 各種審議会の所管の長は、所管する審議会等の委員の任命又は委嘱については、次の各号に掲げる基準等をもつて選任することにより、女性の積極的な登用を図るものとする。

(1) 市民及び学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の枠を設けるなどの配慮をすること。

(2) 団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。

(登用推進員の設置)

第5条 女性委員の登用計画の達成を図るため、各部に登用推進員を設置する。

2 登用推進員は男女平等政策会議幹事(久留米市男女平等政策会議設置規程(平成15年久留米市規程第9号)別表第2に規定する代表幹事及び幹事の職にある者をいう。)のうち各部次長(部次長が置かれていない部にあつては次長の職位にある者のうち1名)をもつて充てるものとし、各審議会の所管の長への助言及び女性委員登用に必要な部内の調整事務を行う。

3 登用推進員は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充(定数の増員又は任期途中の委員退任に伴う委員の選任をいう。以下同じ。)に当たっては、男女平等政策会議会長(以下「会長」という。)へ意見を求めることができる。

4 会長は、前項において、女性委員の登用について必要に応じ、助言や女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(事前協議)

第6条 登用推進員は、各審議会等の委員改選の2月前までに審議会等委員への女性の登用に関する協議について各所管の長に通知する。

2 各所管の長は、審議会等の委員の候補者を選定するに当たっては、審議会等の新設又は委員の改選が行われる場合は当該新設又は改選が行われる1月前までに、委員の補充が行われる場合は当該補充の必要が生じ次第速やかに候補者を選定し、審議会等委員への女性の登用に関する協議書(別記様式)、予定者名簿及び当該審議会等の設置の根拠となる規定(以下「協議書等」という。)を所属の部長等に提出しなければならない。

3 協議書等の提出を受けた部長等は、速やかに会長に協議するものとする。この場合において、女性の登用が推進されていないときは、会長、副会長及び当該部長で協議し、改善策を検討するものとする。

(事後報告)

第6条の2 各所管の長は、前条の規定によらない委員の交替などにより登用状況に変更が生じた場合には、速やかに所属の部長等に報告するものとする。この場合において、前条に規定する協議書等を、登用状況変更報告書とみなすものとする。

2 登用状況変更報告書を受けた部長等は、速やかに会長に報告するものとする。

(公表)

第7条 審議会等の女性委員の登用状況は、毎年度公表するものとする。

(庶務)

第8条 この要綱等の庶務は、協働推進部男女平等政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

審議会等委員への女性の登用に関する協議書

課
部 () TEL ()
担当者 ()

審議会の名称：

提出日 年 月 日 設置根拠：

区分 該当するものに○ A：法律・条例によるもの B：設置要綱等によるもの	選出区分						女性の比率 <small>(小数点以下第二位を四捨五入)</small> %	男女平等政策会議 副会長 (副市長) 会長 (市長)
	市民 (公募)	市民 (公募以外)	※1狭義の充て職	※2広義の充て職	学識経験者	※3市議会議員		
委員任期 (期間) 年 月 日から 年 月 日まで	女性 総数 %						男女平等政策会議事務局 (男女平等推進担当部長) 代表幹事 (協働推進部次長) 委員 (協働推進部長)	
協議書の種類 <input type="checkbox"/> 改選 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 補充 <input type="checkbox"/> 異動報告 (理由)	前回※4女性総数 % (目標値未達成の場合に記載) 目標どおりに推進できない理由							
登用の見込み <input type="checkbox"/> 目標値達成 <input type="checkbox"/> 目標値未達成(右欄記入)	今後の対応策						男女平等政策会議意見	
登用目標 男女いずれの割合も40%を下回らないこと	追加資料 ①委員予定者名簿(女性委員に印をつけること) ②設置根拠規定等							
担当課長 (氏名)	印	登用推進委員(次長) (氏名)	印	男女平等政策会議委員(部長) (氏名)	印	追加資料		

※1 狭義の充て職：団体の長など特定されるポスト ※2 広義の充て職：ポストを特定せず団体内で対応できるもの ※3 充て職であっても選出区分として当区分を優先する

※4 協議書提出直前の委員構成を記入すること

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

平成29年度版久留米市男女共同参画白書
(久留米市男女共同参画行動計画平成28年度実施状況)

平成30年3月

編集 久留米市協働推進部男女平等政策課

発行 久留米市

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9044

FAX 0942-30-9703

